

参考資料

【修正版】

参考資料 1 芦屋市の状況

(1) 市民アンケート調査結果

後期基本計画の策定にあたって、市民アンケート調査を実施しました。

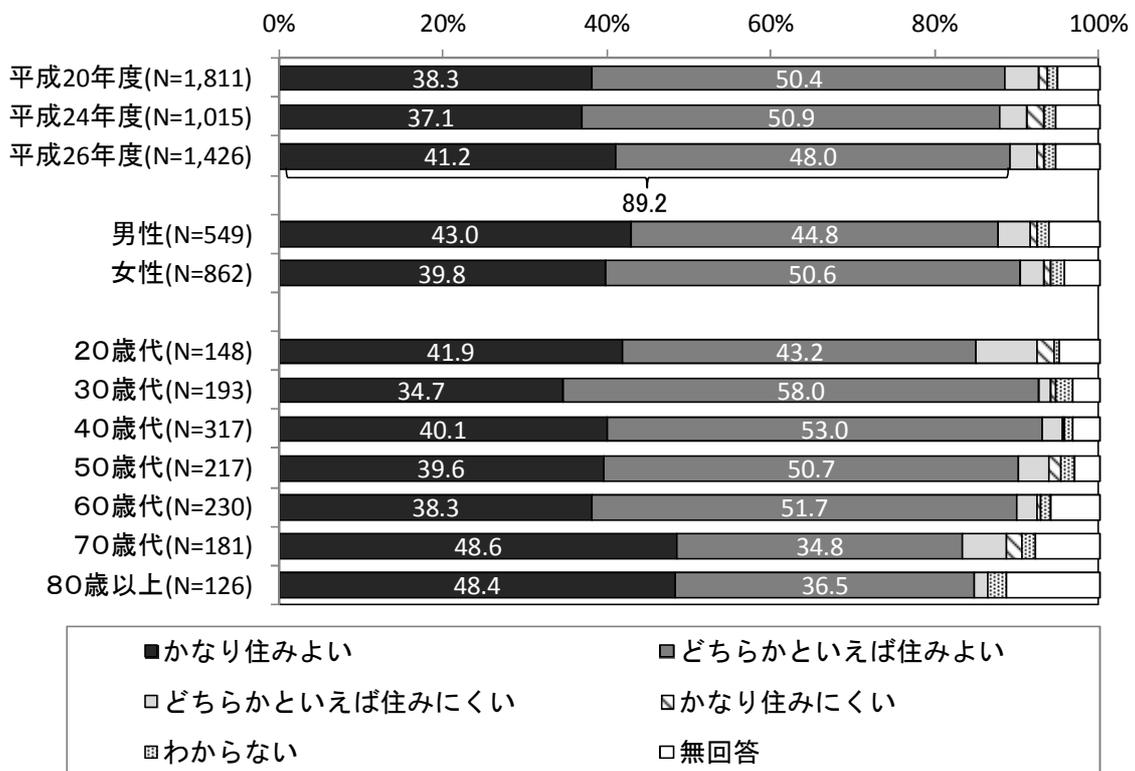
調査対象	芦屋市在住の20歳以上の市民3,000人（無作為抽出）
調査期間	平成27年(2015年)2月27日～平成27年(2015年)3月17日
有効回答率	47.7%

①芦屋市の住み心地

お住まいの地域の住み心地については、「かなり住みよい」が41.2%、「どちらかといえば住みよい」が48.0%となっています。両者を合わせると、89.2%が「住みよい」と感じています。

年代別では、「70歳代」、「80歳以上」の「かなり住みよい」の割合が他の年代よりやや高く、「30歳代」の割合が他の年代よりやや低くなっています。

お住まいの地域の住み心地（調査時期別・性別・年代別）

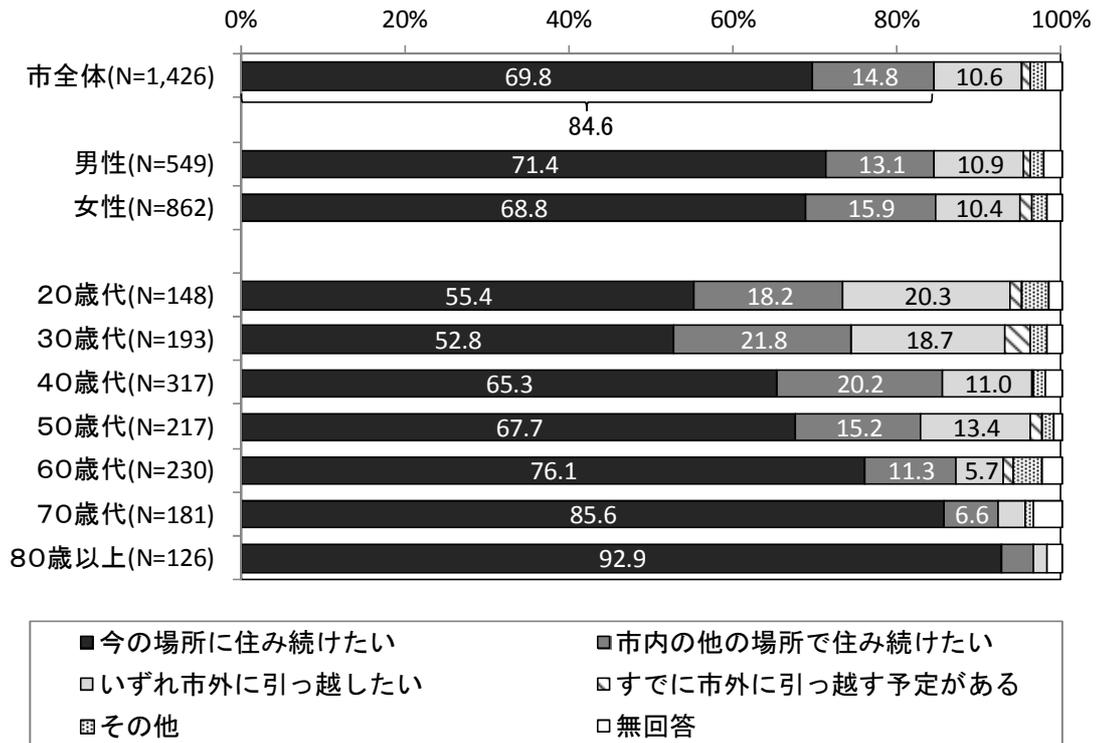


②芦屋市での定住意向と、芦屋市に住み続けたい理由

芦屋市での定住意向は「今の場所に住み続けたい」が69.8%で最も多く、「市内の他の場所で住み続けたい」が14.8%と続いています。両者を合わせると、84.6%が「芦屋市内で定住したい」と考えています。

年代別では、概ね年齢層が高いほど「今の場所に住み続けたい」の割合が高く、「20歳代」、「30歳代」では「今の場所での定住」意向は約5割にとどまり、「市内での転居」と「市外への転出」がそれぞれ約2割となっています。

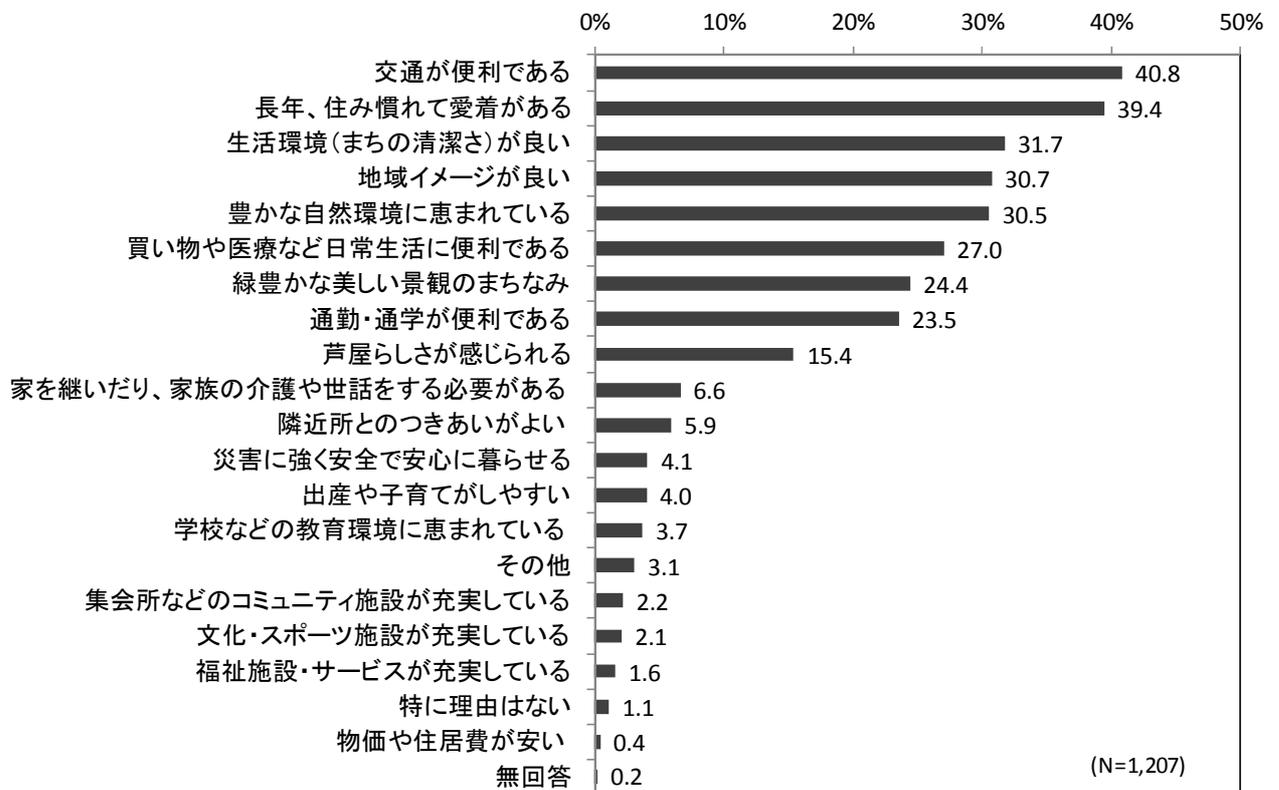
定住意向（性別・年代別）



③芦屋市に住み続けたい理由

芦屋市に住み続けたい理由としては、「交通が便利である」が40.8%で最も多く、「長年、住み慣れて愛着がある」が39.4%と続いています。

住み続けたい理由

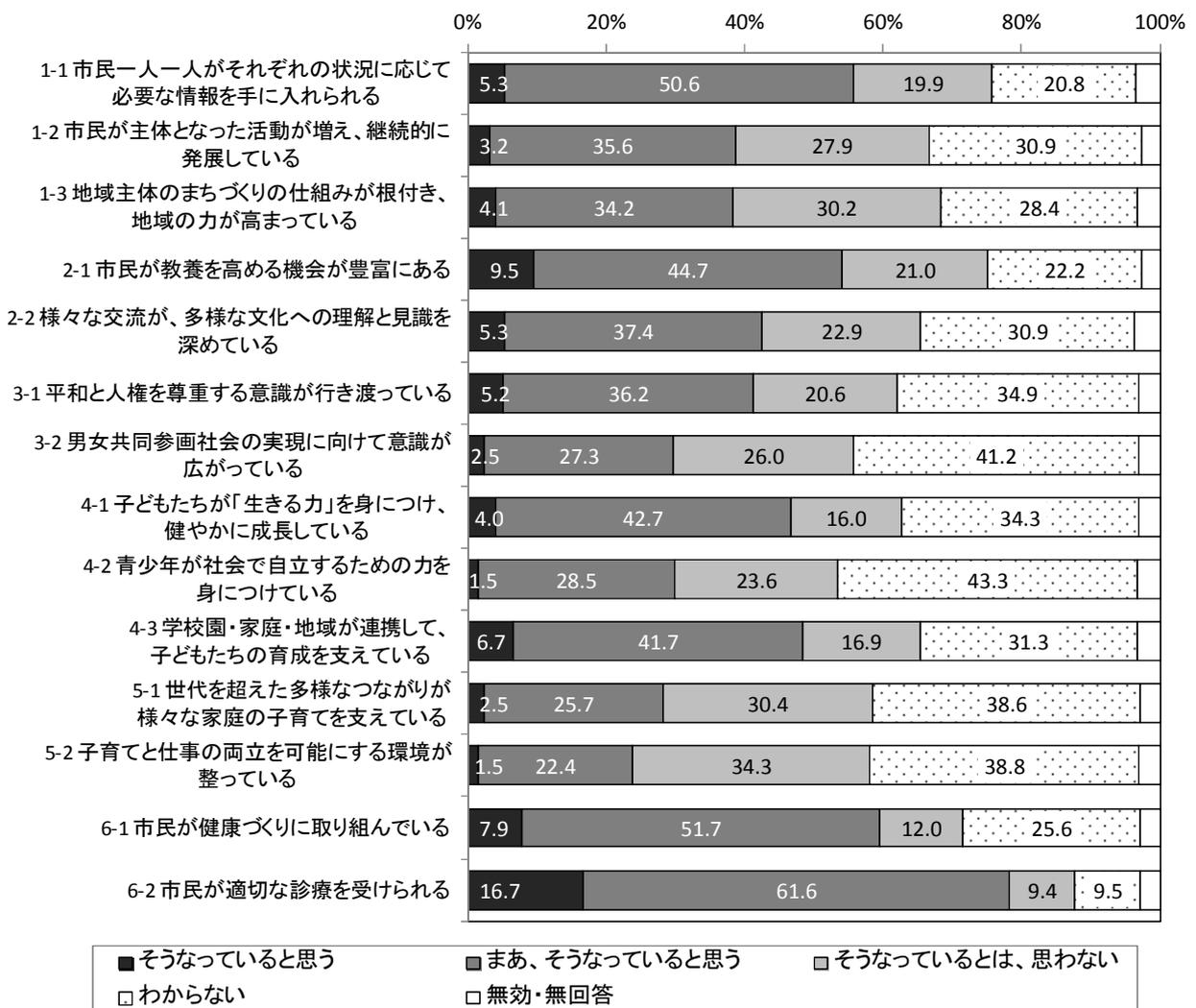


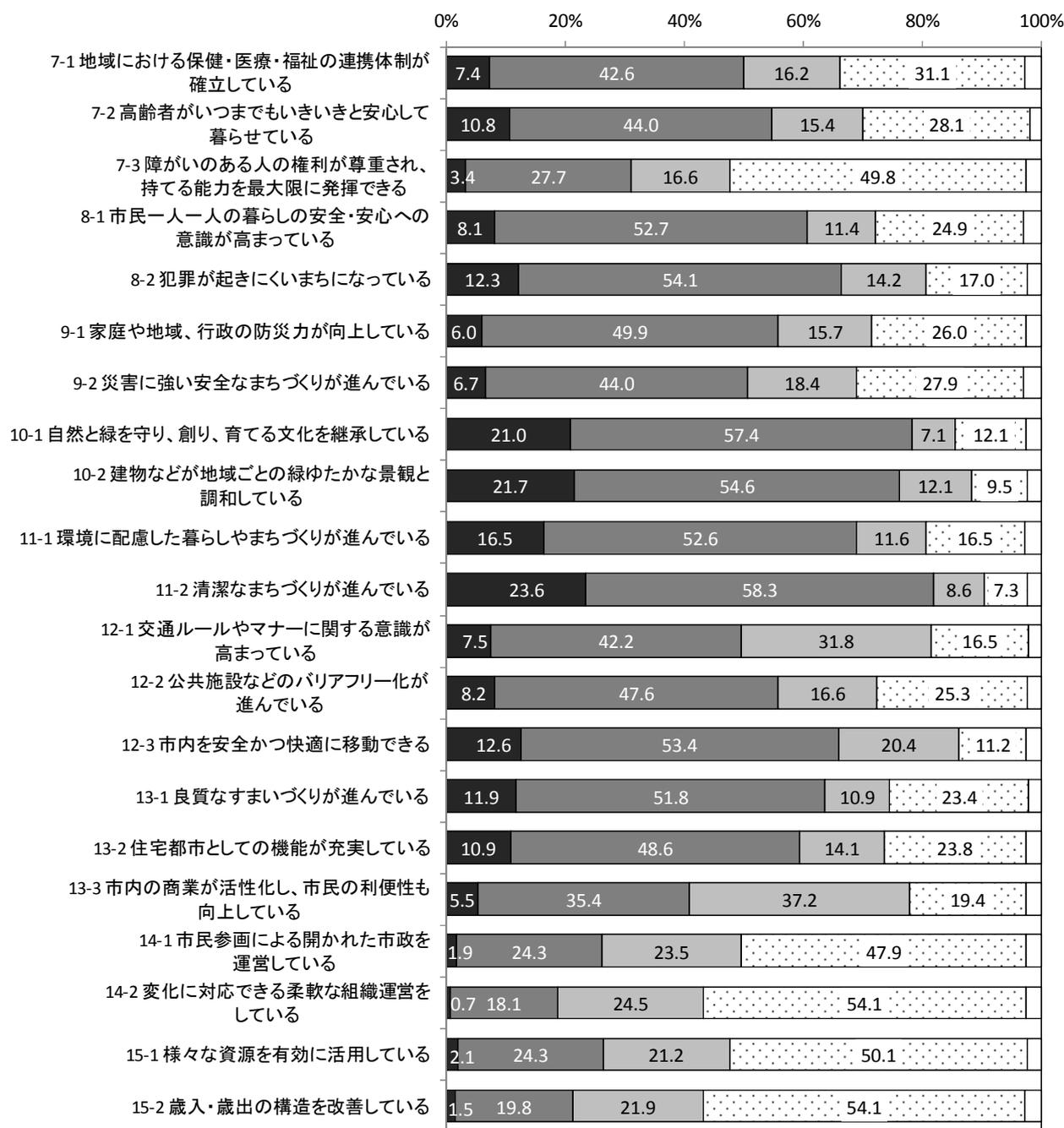
④芦屋市のまちづくりの目標の達成状況についての考え

35の施策目標の達成状況についてたずねたところ、肯定的意見（「そうになっていると思う」と「まあ、そうになっていると思う」の合計）の割合は、「11-2 清潔なまちづくりが進んでいる」が81.9%で最も高く、「10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している」が78.4%、「6-2 市民が適切な診療を受けられる」が78.3%と続いています。

一方、否定的意見（「そうになっているとは思わない」）の割合は、「3-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している」が37.2%で最も高く、「5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている」が34.3%、「12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている」が31.8%と続いています。

芦屋市の現状についての考え





そうになっていると思う
 まあ、そうになっていると思う
 そうになっているとは、思わない
 わからない
 無効・無回答

(2) 前期基本計画の総括結果

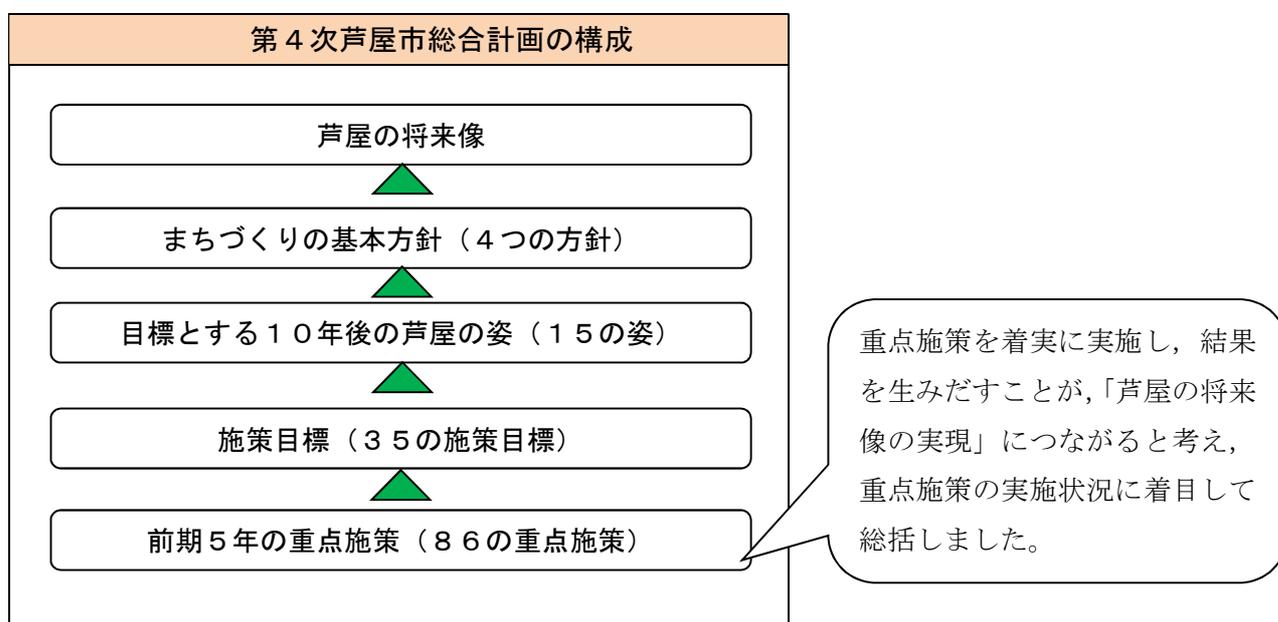
前期基本計画の計画期間が平成27年度(2015年度)までとなっていることから、後期基本計画の策定に生かすことを目的に前期基本計画期間における取組の総括を行いました。

①総括の視点

前期基本計画では、35の「施策目標」について、「前期5年の重点施策」を設定しています。

「前期5年の重点施策」が着実に実施されることで、「目標とする10年後の芦屋の姿」、さらには本市がめざす将来像に近づいていくと考えることから、35の「施策目標」ごとに、「前期5年の重点施策」の実施状況に注目して総括を行いました。

総括にあたっては、施策目標ごとに実施状況の評価を行うことから、行政評価における「施策評価」として行っています。



②評価の方法

「展開状況」と「結果の傾向」の2つの視点での評価をもとに、4段階(☆☆☆☆～☆)で評価し、総括コメントとして前期計画期間の主な取組や成果、後期に向けての課題を整理しました。

[4段階での評価]

総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	全て良好(○)
☆☆☆	実施していない小項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(○)
☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
☆	実施していない小項目があり、悪化傾向の結果もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

③総括の結果

前期基本計画における35の施策目標の総括結果は次のとおりです。

内訳をみると、☆☆☆☆が17施策、☆☆☆5施策、☆☆が8施策、☆が5施策となっています。

評価結果の一覧

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標	総括結果	☆4	☆3	☆2	☆1
1 人と人がつながって新しい世代につなげる	1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	1-1 市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる	☆☆☆		○		
		1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している	☆☆☆☆	○			
		1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている	☆☆☆☆	○			
	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある	☆☆			○	
		2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている	☆☆☆☆	○			
	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている	☆☆☆☆	○			
		3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている	☆☆			○	
	4 子どもたちが社会へ羽ばたけようたくましく育っている	4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している	☆☆☆		○		
		4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている	☆☆☆☆	○			
		4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている	☆☆☆☆	○			
5 地域で安心して子育てができる	5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている	☆☆☆☆	○				
	5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている	☆☆			○		
2 人々のつながりを安全と安心につなげる	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる	☆☆☆☆	○			
		6-2 市民が適切な診療を受けられる	☆☆☆		○		
	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる	7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している	☆				○
		7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている	☆				○
		7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる	☆☆☆☆	○			
	8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている	8-1 市民一人ひとりの暮らしの安全・安心への意識が高まっている	☆☆☆☆	○			
		8-2 犯罪が起きにくいまちになっている	☆☆☆☆	○			
	9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている	9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している	☆				○
		9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる	☆☆			○	
3 人々のまちを大切にすることを心や暮らし方をまちなみにつなげる	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	10-1 自然と緑を守り、創（つく）り、育てる文化を継承している	☆				○
		10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している	☆☆☆		○		
	11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている	11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる	☆☆☆☆	○			
		11-2 清潔なまちづくりが進んでいる	☆☆☆☆	○			
	12 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている	12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている	☆☆			○	
		12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる	☆☆☆☆	○			
		12-3 市内を安全かつ快適に移動できる	☆☆			○	
13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている	13-1 良質なすまいづくりが進んでいる	☆☆☆☆	○				
	13-2 住宅都市としての機能が充実している	☆☆☆		○			
	13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している	☆☆			○		
4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	14 信頼関係の下で市政が展開している	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している	☆				○
		14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている	☆☆			○	
	15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている	15-1 様々な資源を有効に活用している	☆☆☆☆	○			
		15-2 歳入・歳出の構造を改善している	☆☆☆☆	○			

(2) 芦屋市の人口推移と将来推計人口

①人口推移

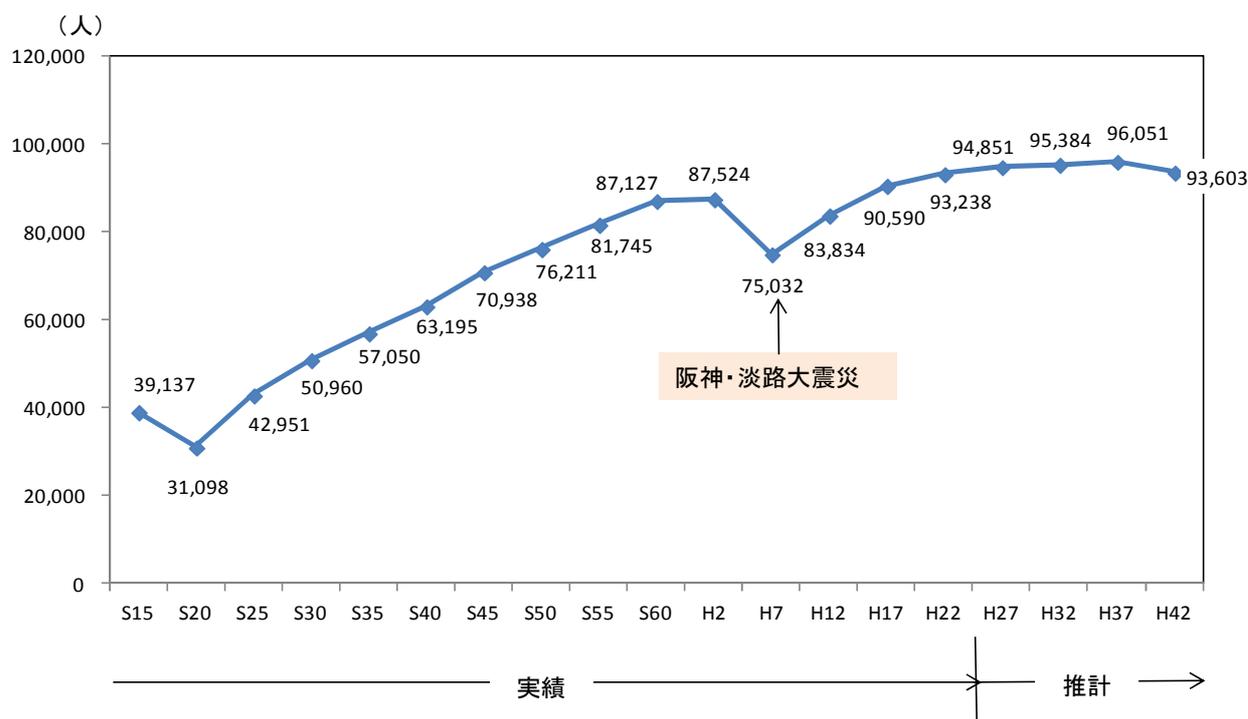
本市の人口は昭和50年(1975年)には76,211人でしたが、その後微減傾向で推移し、昭和53年(1978年)の芦屋浜への入居が開始した後の昭和54年(1979年)、昭和55年(1980年)は人口が急増し、その後も増加を続け昭和63年(1988年)には88,623人となりました。しかし、これをピークとして減少傾向に転じ、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災の影響を受けたため、人口は75,032人に急減しました。その後は、平成11年(1999年)までは横ばい傾向で推移しましたが、震災復興整備に伴って徐々に人口は回復し、平成14年(2002年)には87,790人に達し、震災前の水準に戻りました。

その後も南芦屋浜地区への入居等もあり、人口の増加は続きましたが、平成16年(2004年)以降は住宅用地の供給不足や景気の低迷の影響もあり、増加は緩やかとなり、平成26年(2014年)には94,642人となっています。

②将来推計人口

平成22年(2010年)の国勢調査を基準に将来人口を推計したところ、本市の人口は平成22年(2010年)以降も微増を続けますが、平成37年(2025年)の96,051人をピークにその後は減少すると見込まれます。

芦屋市の人口推移と将来推計人口

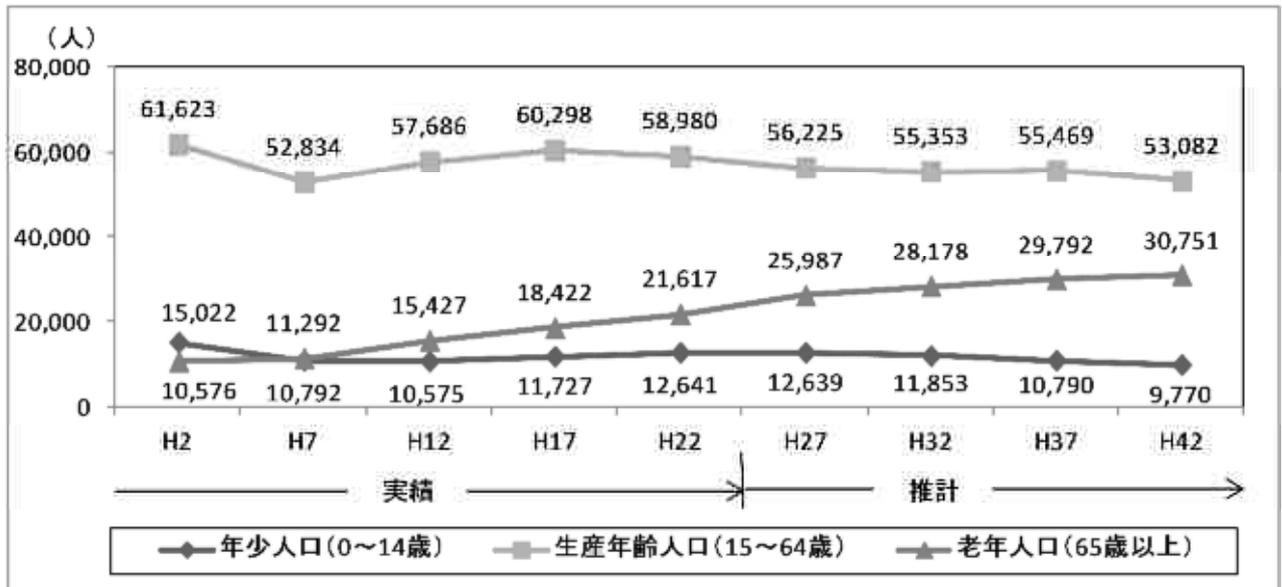


(資料) 芦屋市「芦屋市将来人口推計報告書」(平成27年3月)

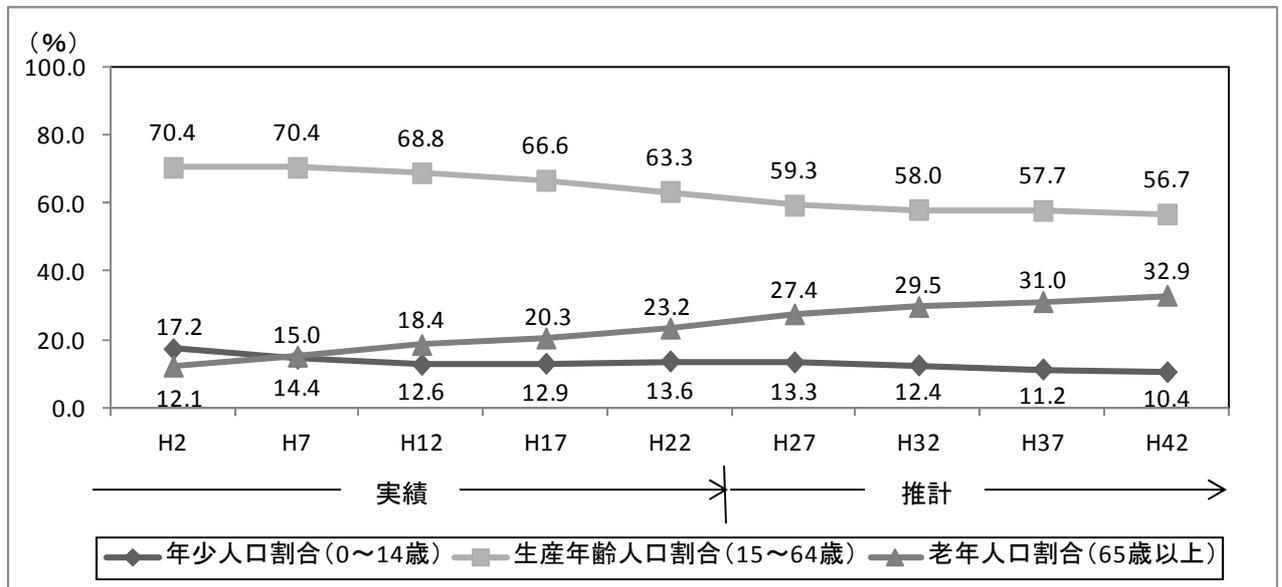
③年齢3区別の将来推計人口

将来推計人口の年齢構成を見ると、年少人口（0～14歳）は、平成22年（2015年）以降も横ばい傾向で推移し、平成27年（2015年）をピークにその後は減少傾向に転じます。生産年齢人口（15～64歳）は、平成17年（2005年）から減少傾向となっており、老年人口（65歳～）は、増加傾向で推移します。

年齢3区別将来推計人口（人数）



年齢3区別将来推計人口（割合）



（資料）芦屋市「芦屋市将来人口推計報告書」（平成27年3月）

このように、本市でも全国的な傾向と同様にいわゆる超高齢社会を迎えており、人口減少も徐々に始まる見通しとなっています。本市においても人口減少対策や少子高齢化対策をより一層進めていくことが必要です。

(3) 芦屋市の財政状況

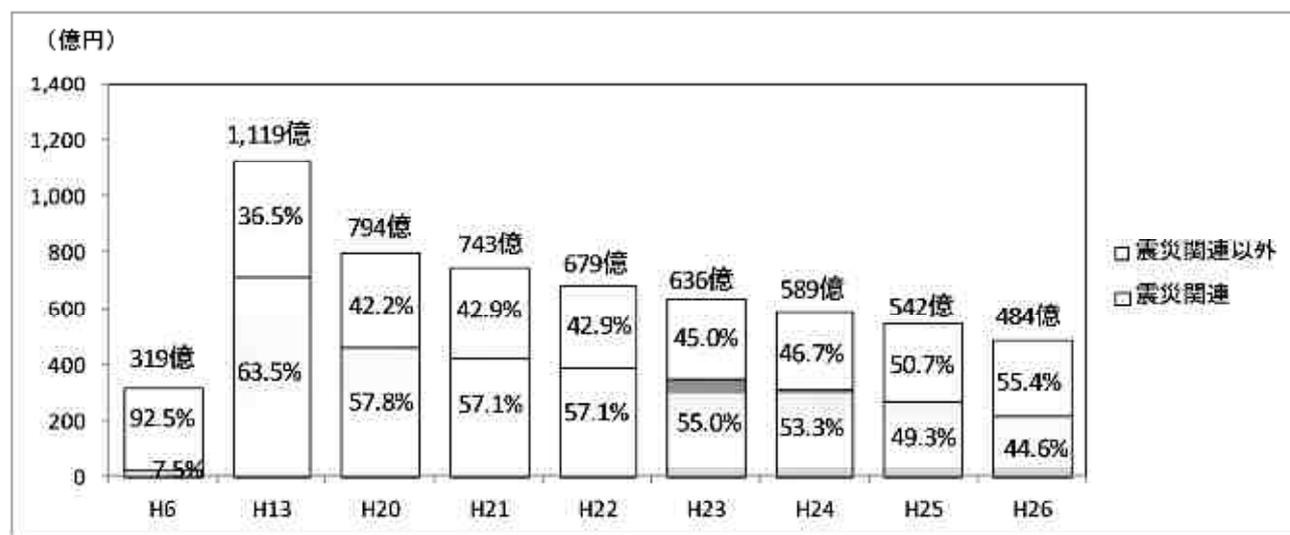
本市の財政状況は、震災前までは健全に推移していましたが、阪神・淡路大震災以後は、震災復旧・復興事業に多額の経費を要し、そのために借り入れた市債の償還(公債費)負担が大きくなったことから急速に悪化し、震災前(平成6年度)には319億円であった一般会計*市債残高は、ピーク時(平成13年度)には1,119億円にも上りました。

第4次芦屋市総合計画のスタート時(平成22年度末)においても、*市債残高は679億円と依然として高く、行政改革、事務事業の見直し、積極的な償還等に努めた結果、平成26年度末(2014年度末)には、500億円を切り、ようやくピーク時の半分以下の水準まで減少させることができました。

しかしながら、未だ全国的な水準から見ても厳しい財政状況にあることは変わりなく、景気回復による市税収入の大幅な増加も見込めない状況です。

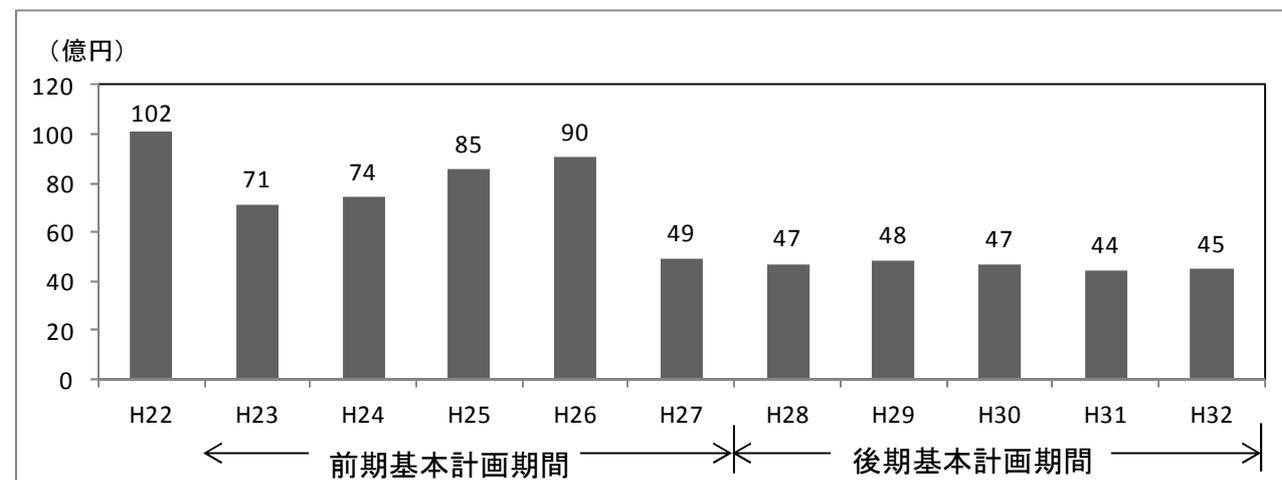
さらには、ますます高齢化が進む中で、介護、医療をはじめとした社会保障経費の増加、市の保有する公共施設の老朽化などのほか、懸案となっている諸課題への対応にも多額の財源が必要となることを見込まれることから、引き続き財政健全化に取り組む必要があります。

*市債残高の推移



(資料) 芦屋市「決算の概要」

公債費の推移



(資料) 芦屋市「長期財政収支見込み(平成25年度から平成36年度まで)」(平成27年2月)

参考資料2 課題別計画等一覧

関連する主な条例及び課題別計画等（施策目標順）（平成28年4月時点）

*計画（指針）名称に共通する「芦屋市」の表記は省略しています。

計画（条例・指針）名称・期間等		解説等	主たる根拠法令	策定義務等を定めた箇所	関係する主な施策目標
市民参画・協働推進の指針	平成18年策定	市民と行政が、ともに考え、ともに取り組むためのルールと施策の基本的な方向性を明らかにするもの。			1-2 1-3 7-1 14-1
市民参画及び協働の推進に関する条例	平成19年条例第5号	市政に対する市民の参画を推進するためパブリックコメント等の手法などを定め、協働の拠点と市民活動等への支援を盛り込み、市民及び市が協働による住み良いまちづくりを目的に制定したもの。			1-2 1-3 7-1 14-1
第2次市民参画協働推進計画	平成27～31年度	市政に対する市民の参画を推進し、市民と市が協働による市政を計画的に市民とともに進めていくための計画。	芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例	第17条 市は、市民参画及び協働による市政を総合的に推進するための計画を定め、実施するものとする。	1-2 1-3 7-1 14-1
第2次地域福祉計画	平成24～28年度	だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、すべての人が互いに認め合い、尊重しあう共生社会の実現を目指した計画。	社会福祉法	第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。（以下略）	1-2 1-3 3-1 5-1 7-1 7-2 7-3 9-1 12-2

第2次生涯学習 推進基本構想	平成 21 年策定	生涯学習を通しての「人づくり」を推進することにより、本市の将来像がより鮮明なものになってくると考え、平成5年（1993年）の「基本構想」に謳（うた）われた「生涯学習オアシス都市」を新しい視点のもとに見直し、市民に目標をより理解してもらいやすいように「日常をより豊かにするために」という副題を掲げて策定したもの。	生涯学習振興法（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律）	（都道府県構想の策定指針まで記載） 第5条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。	2-1
文化基本条例	平成 22 年条例 第1号	文化の振興に関し基本理念を定め、文化の振興を総合的に推進し、豊かな人間性を育む人づくりや個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現を目指して制定されたもの。			2-1
文化振興基本計画	平成 24 ～28年 度	豊かな文化的所産を継承・活用しながら、市民一人一人が多様な文化を享受し、新たな文化の創造に参加することで、心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指して策定した計画。	芦屋市文化基本条例	第8条 市長は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画（以下「文化振興基本計画」という。）を定めるものとする。	2-1

スポーツ推進実施計画	平成 26 ～35 年 度	「スポーツ振興基本計画」に基づき取り組んできたことを基本に据えつつ、国のスポーツ基本計画や兵庫県スポーツ推進計画を参酌し、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、芦屋市が目指す「すべての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等が参画し、ささえ、連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化を創る」ための目標や道筋を示す計画。	スポーツ基本法	第 10 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。	2-1
第 3 次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針	平成 28 ～32 年 度	本市が進める人権文化に満ちた街づくりのため、人権教育・人権啓発に関する施策の推進について基本的な方向を示したもの。	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。	3-1
男女共同参画推進条例	平成 21 年 条例 第 10 号	男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的に制定されたもの。	男女共同参画社会基本法	第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。	3-1 3-2 5-1 5-2

第3次男女共同参画行動計画ウィザズ・プラン	平成 25～29 年度	社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくために市が取り組むべき施策の基本的な方向を示す計画。	男女共同参画社会基本法 (男女共同参画推進条例)	第9条 市長は、男女共同参画男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画行動計画を策定する。 第14条第3項 市町村は男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。	3-1 3-2 5-1 5-2
第7次すこやか長寿プラン21(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)	平成 27～29 年度	高齢社会の問題をすべての世代にわたる問題としてとらえ、保健福祉施策の総合化を図り、「人と人が助け合うぬくもりのある福祉社会」の実現を目指し、高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めるための計画。	老人福祉法 介護保険法	第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。 第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。	3-1 7-1 7-2
障害者(児)福祉計画(第6次中期計画)	平成 27～32 年度	障がいのある人すべてが社会の一員として人権が尊重されるまちづくりを行うとともに、障がいのある人が持てる能力を最大限に発揮し、地域社会の一員としてともに生き、支え合うまちとしていくことを目指し、障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針・目標を定めた計画。	障害者基本法	第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。	3-1 7-1 7-3

第4期障害福祉計画	平成27～29年度	障がいのある人の地域生活や一般就労などの支援に向けて目標を設定し、障がい福祉サービス等の見込量やその基盤整備に向けた方策を定めた計画。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第88条第1項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。	3-1 7-1 7-3
配偶者等からの暴力対策基本計画（*DV対策基本計画）	平成23～29年度	<u>幅広い関係機関の連携のもと、暴力を容認しない社会環境づくりや被害の防止のために次の世代に*DVを残さない教育（*DVの予防）を進め、被害者の早期発見・安全確保を図り、被害者の立場に立った切れ目のない施策に取り組むことを目的とした計画。</u>	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	第2条の3第3項 市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。	3-2
いじめ防止基本方針	平成26年12月策定	いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的・効果的に推進するために基本的な方針を示すもの。	いじめ防止対策推進法	第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。	4-1
第2期教育振興基本計画	平成28～32年度	教育基本法第17条に基づき策定するもので、本市の教育においても今後は、問題意識をもち、自ら考え、人と交流しながら課題に向き合い、心身ともにたくましく生きる力の育成がますます重要になるため、“芦屋で育てる子ども”の観点から、本市が教育で目指す姿を明確にし、重点的に取り組む中期的な考え方や具体的施策を示す計画。	教育基本法	第17条第2項 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。	4-1 4-2 4-3 5-1 5-2

公共施設の保全計画	平成 24 年策定	現在市が保有する公共施設（建築物）の実態把握を行い、効率的かつ適切な維持管理を行うことを目的として策定した施設の改修等計画。			<u>4-1</u> 13-2 15-1
子ども・若者計画	平成 27～31 年度	子ども・若者育成支援推進法に基づいて、すべての子ども・若者の健全育成、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援及び社会で支えるための環境整備を目的として策定した計画。	子ども・若者育成支援推進法	第9条第2項2号 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。	4-2
子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進行動計画	平成 27～31 年度	子ども・子育て支援新制度に伴い、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育てを総合的に推進していくため、「次世代育成支援対策推進行動計画（後期）」を踏まえ策定した計画。	子ども・子育て支援法	第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。	4-3 5-1 5-2

第2次健康増進・食育推進計画	平成25～29年度	『みんなで健やか元気なあしや』を目指し、健康づくりと食育の分野の取組を相関的に進めていく計画。	健康増進法	第8条第2項 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。	5-1 6-1
			食育基本法	第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。	
第二期特定健康診査・特定保健指導実施計画	平成25～29年度	生活習慣病の原因とされる内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者及び予備群を減少させることにより被保険者の健康維持と生活の質の向上及び中長期的な医療費の適正化を図るための計画。	「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）	第19条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、5年ごとに、5年を1期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。	6-1
新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年度策定	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、国及び県行動計画における考え方や基準を踏まえ新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する対策等を定めた計画。	新型インフルエンザ等対策特別措置法	第8条第1項 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。	6-1

市立芦屋病院中期経営計画	平成 26 ～30 年 度	医療を取り巻く社会環境を踏まえ経営健全化を一層進めるために、平成 26 年度(2014 年度) から 5 か年を対象に策定。基本的な考え方としては、平成 25 年(2013 年)に完工した新築病院施設の有効活用を図り、現存診療機能の充実を行う。具体的には、超高齢化社会に対応した、患者が病気と共存しながら生活の質(QOL)の維持・向上を目指し、地域全体で支える「地域完結型医療」に取り組むもの。			6-2
消費者教育基本計画	予定	消費者教育の推進に関する法律に基づき、幼児期から高齢期まで生涯を通じた消費者教育を体系的・効果的に推進するための計画。	消費者教育の推進に関する法律	第 10 条第 2 項 市町村は、基本方針(都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画)を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画(以下この条及び第二十条第二項第二号において「市町村消費者教育推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。	8-1
芦屋市民の生活安全の推進に関する条例	平成 13 年 条例 第 17 号	市民の安全意識の高揚及び自主的な生活安全活動の推進を図るとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、犯罪及び事故を防止し、もって市民が安心して暮らせるまちを実現することを目的に制定されたもの。			8-1 8-2

暴力団排除条例	平成 24 年 条例 第 30 号	本市における暴力団の排除の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活を確保することを目的に制定されたもの。			8-2
地域防災計画	毎年更新	本市の地域に係る災害に関し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市民の生命・身体及び財産を災害から守ることを目的とした計画。	災害対策基本法	第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。	9-1 14-2
水防計画	毎年更新	本市の地域に係る災害に関し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市民の生命・身体及び財産を災害から守ることを目的とした計画。	水防法	第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。	9-1
耐震改修促進計画	平成 27 年度に 見直し	市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標並びに促進を図るための施策に関する事項等を定めた計画。	建築物の耐震改修の促進に関する法律	法律第6条第1項 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。	9-2 13-1

下水道中期ビジョン	平成 23 ～32 年 度	地域の現状と課題を踏まえ、地域住民等にとって分かり易い成果目標を設定し、地域の将来像の実現に向けた下水道の取組方針を定めることを目的として策定したものの。			9-2 13-2
公共下水道事業計画	平成 23 ～28 年 度	適正な下水道事業の運営を行うことを目的として、継続して良好な都市環境の整備と公共用水域の水質保全および地域環境の向上を図るため策定した計画。	下水道法	第4条第1項は、公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。	9-2 13-2
下水道長寿命化計画	平成 25 ～29 年 度 平成 26 ～30 年 度	下水道施設の老朽化等に起因した道路陥没や機能停止を未然に防ぐため、ライフサイクルコストの最小化及び単年度支出の平準化を行うための計画。			9-2 13-2
水道ビジョン	平成 26 ～37 年 度	平成 21 年（2009 年）に策定した芦屋市水道ビジョン（平成 21 年～32 年）に対し、平成 26 年度（2014 年）に見直し改定した。経営目標を「持続ある水道」、「安心で安定した水道」、「環境への配慮と情報公開」として主要施策と目標を定め策定したものの。	平成 26 年 3 月 19 日付、厚生労働省健康局水道課長通知（健水発 0319 第 3 号）「水道事業ビジョンの作成について」		9-2 13-2

緑ゆたかな美しいまちづくり条例	平成 11 年 条例 第 10 号	健全で恵み豊かな環境の保全に関する基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし制定したものの。			10-1 11-1
第3次環境計画	平成 27 ~36 年 度	「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」第7条の規定に基づき、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として、平成7年(1995年)9月に第1次を策定した計画。その後、第2次を平成17年(2005年)7月に策定。近年の社会情勢及び本市の環境の現状、市民意識等を踏まえ、新たに第3次環境計画を平成27年(2015年)3月に策定。	緑ゆたかな美しいまちづくり条例	第7条 市は、この条例の目的を達成するため、環境計画を定めなければならない。	10-1 11-1
緑の基本計画 (都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画)	平成 17 ~32 年 度	「都市緑地法」および「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」の規定に基づき、まちの緑全般についての将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにし、市全体として、緑ゆたかなまちを孫子に引き継いでいこうとする計画。	都市緑地法	第4条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。	10-1 13-1

住みよいまちづくり条例	平成 12 年 条例 第 16 号	住環境の保全及び育成について、市、宅地開発事業者等、建築主等及び市民の責務を明らかにし、住みよいまちの実現に資するものとして制定したもの。			10-2 13-1
都市景観条例	平成 21 年 条例 第 25 号	緑ゆたかな美しい芦屋の景観を保全育成し、あるいは創出するために市長・市民・事業者等の責務を明らかにし、建築物等に対するデザイン面外観の意匠又は色彩等について助言（指導）によって優れた景観の形成を誘導するものとして制定したもの。			10-2 13-1
都市計画マスタープラン	平成 24 ~32 年 度	正式名称は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、平成 4 年(1992 年)、都市計画法の改正により定めるものとされている。内容は住民の意見を反映させて、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定める計画。	都市計画法	第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。	10-2 12-2 13-2
景観形成基本計画	平成 26 年 度 改 定	景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる計画。	芦屋市都市景観条例	第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる計画（以下「景観形成基本計画」という。）を策定し、その計画に基づき景観の形成の施策を実施しなければならない。	10-2 13-1

景観計画	平成 26 年度策 定	景観法に基づき、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。景観計画区域を対象として、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の法に基づく措置が可能となる。	景観法	第 8 条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第 11 条及び第 14 条第 2 項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。	10-2 13-1
第 4 次環境保 率先実行計画	平成 28 ～32 年 度	本市が一事業者、一消費者としての立場から、環境への負荷の低減に率先した取り組みを行うとともに、特に地球温暖化防止対策を行うため温室効果ガスの削減に向け策定した行動計画。平成 12 年度（2000 年年度）に第 1 次、平成 18 年度（2006 年度）に第 2 次、平成 22 年度（2010 年度）に第 3 次計画を策定。第 3 次計画の目標年次である平成 27 年度中に温室効果ガス排出量の削減をより計画的に推進するため、新たに第 4 次率先実行計画を策定。	地球温暖化 対策の推進 に関する法 律	第 20 条の 3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。	11-1
廃棄物の減量及 び適正処理に関 する条例	平成 12 年条例 第 32 号	廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に制定されたもの。			11-1

一般廃棄物処理基本計画	平成 23 ～32 年 度	平成 17 年（2005 年）5 月に策定した「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」について、平成 20 年（2008 年）月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定されたことにより、「資源が循環し、地球温暖化が防止される芦屋市を目指した、未来の市民に誇れるごみ処理システムの構築」を基本理念として平成 23 年度（2011 年度）を始期として総合的に見直し策定した計画。	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	第 6 条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。	1 1 - 1 1 3 - 2
分別収集計画	平成 26 ～30 年 度	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第 8 条に基づき、一般廃棄物中の容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、市がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって、取り組むべき方針を示した計画。	容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）	第 8 条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3 年ごとに、5 年を 1 期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。	1 1 - 1
清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例	平成 19 年 条 例 第 13 号	通称：市民マナー条例 歩行喫煙、たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置、夜間の花火、落書き等の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的に制定したもの。			1 1 - 2

市民マナー条例 推進計画	平成 26 ～30 年 度	市民一人ひとりが「市民マナー条例」を再認識し、本条例を社会的なルールとして定着させ、市と市民及び事業者が協働して、より一層清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取組を総合的に推進するため平成 26 年（2014 年）3 月に策定した計画。	芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例	第 16 条 市は、市民及び事業者と協力し、この条例の目的を達成するために必要な啓発、指導その他の活動の推進に関する計画（次項において「推進計画」という。）を定めるものとする。	1 1 - 2
第 10 次交通安全計画	平成 28 ～32 年 度	総合的かつ計画的に交通安全対策を推進するため策定した計画。	交通安全対策基本法	第 26 条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。	1 2 - 1
交通バリアフリー基本構想	平成 19 年策定	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成 18 年（2006 年）12 月に施行され、高齢者、障がいのある人などの自立した日常生活および社会生活を確保するため、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物などに関する移動上および施設の利用上の利便性や安全性の向上を目的として策定したもの。鉄道駅などの旅客施設および車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物のバリアフリー化や高齢者、障がいのある人などが生活上利用する施設を含む一定の地区において、バリアフリー化を重点的・一体的に推進を図ることとしている。	バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）	第 25 条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。	1 2 - 2

道路橋長寿命化 修繕計画	平成 27 年度改 定	従来の事後的対応から予防 的な修繕及び架替えへ転換 を図り、橋梁の長寿命化並び に費用の縮減を図りつつ、地 域の道路網の安全性・信頼性 を確保するための計画。			1 2 - 3
<u>公共施設等総合 管理計画</u>	<u>平成 28 年度策 定予定</u>	<u>地方公共団体が所有する全 ての公共施設等について、地 域の実情に応じた総合的か つ計画的に管理する計画で、 公共施設等の現況及び将来 の見通しとともに公共施設 等の総合的な基本的な方針 などを示すもの。</u>	<u>平成 26 年 4 月 22 日付総 務大臣通知</u> <u>「公共施設 等の総合的 かつ計画的 な管理の推 進について」</u>		<u>1 2 - 3</u> <u>1 3 - 2</u> <u>1 5 - 1</u>
住宅マスタープ ラン（住生活基 本計画）	平成 20 ～29 年 度	今後の住宅政策の基本的指 針を示すとともに、各分野と の連携のもと、これに基づく 施策の体系化を図り、市民の 住生活の安定の確保及び向上 を基本に、市民、事業者と 行政等の参画と協働による すまい・まちづくりを総合的 かつ効果的に進めていくた めに策定した計画。	住生活基本 法	第 17 条 都道府県は、全国計 画に即して、当該都道府県の区 域内における住民の住生活の 安定の確保及び向上の促進に 関する基本的な計画（以下「都 道府県計画」という。）を定め るものとする。	1 3 - 1
市営住宅ストック 総合活用計画	平成 22 ～41 年 度	今後の市営住宅等の計画的 な修繕、改善、建替などのス トックの活用手法を定め、長 期的な維持管理を実現する とともに、予防保全的な観点 から修繕や改善の計画を定め て事業を推進することによ り、ストックの長寿命化によ る更新コストの削減と事業 量の平準化を図ることを 目的として策定した計画。	平成 21 年 3 月 27 日付、 国住備第 147 号国土交通 省住宅局長 「公営住宅 等長寿命化 計画の策定 について」	公営住宅等の分野において、確 実な点検の実施及びその点検 結果に基づく維持管理により 更新コストの削減を目指すた め、平成 21 年度より、公営住 宅等長寿命化計画の策定及び これに基づく予防保全的な維 持管理、長寿命化に資する改 善を推進していくこととする。	1 3 - 1

公園施設長寿命化計画	平成 27 年度改定	公園施設の老朽化が進む中で、財政上の理由などで適切な維持管理・更新が困難となっている。既存ストックの機能を維持しながら、予防保全型管理を行うことで、都市公園の計画的な維持管理を行うため策定した計画。			13-2
附属機関等の設置等に関する指針	平成 16 年策定	市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置等に関し必要な事項を定めたもの。			14-1
情報提供の推進に関する指針	平成 17 年策定	市民参画協働推進計画(平成 19~23 年度)を推進状況および社会経済環境の変化に応じて見直しを行ったもの。市政に対する市民の参画をより推進し、市民と市が協働して住みよいまちづくりに取り組むための計画。	情報公開条例	第 23 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、公文書の公開の実施と併せて、市民が必要とする情報を積極的に提供するように努めるものとする。	14-1
情報公開条例	平成 14 年条例第 15 号	市民の知る権利に基づき、公文書の公開を請求する権利を保障し、市の持つ情報を一層公開することにより、市民と市との相互理解を促進し、公正で民主的な市政の実現に資することを目的に制定されたもの。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	第 26 条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。	14-1
個人情報保護条例	平成 16 年条例第 19 号	市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求め、個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたもの。	個人情報の保護に関する法律	第 5 条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。	14-2

人材育成基本方針	平成 26 年 3 月 改定	市職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策（学習的風土づくり、職員研修の充実、人材育成推進体制等）を示したものの。	平成 9 年自治省「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」	職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を各地方公共団体が策定すること。	14-2
人材育成実施計画	平成 27 ~29 年度	人材育成基本方針に基づき、計画的に人材育成を行うため、具体的な取組事項を掲げ策定した今後の進行計画。			14-2
危機管理指針	平成 25 年改定	危機管理の基本的な考え方を示し、様々な不測の事態に対する市の危機管理について、整備・充実させ、市民の生命、身体、財産等への被害・影響や行政運営への支障を最小限に抑制するために示されたもの。			14-2
<u>芦屋市創生総合戦略</u>	<u>平成 27 ~31 年度</u>	<u>「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、本市の人口減少対策として策定した計画で、「安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承する」「若い世代の子育ての希望をかなえる」を基本目標としている。</u>	<u>まち・ひと・しごと創生法</u>	<u>第10条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第3項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。</u>	<u>15-1</u>
行政改革実施計画	平成 24 ~28 年度	これまでの行政改革の中で取組方法が明確でなかった項目、目標達成のできなかった項目などの反省点を踏まえ、達成に至る具体的な方法を明示しながら「課題解決型」の行政改革を目指し策定した計画。	行政改革推進法(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律)	第3条 国及び地方公共団体は、次章に定める重点分野について、前条の基本理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する。	15-1 15-2

参考資料3 指標一覧

「後期基本計画」に掲げる「後期5年の重点施策」の進捗を測るための指標の一覧です。

※ 表中、「*」のついている用語については、参考資料4「用語の説明」に、用語の意味を掲載しているものです。

1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
1-1-1 市民が必要とする情報や行政が市民に届けたい情報を効果的に発信します。	「広報あしや」の市民の満足度(%)	58.1	↗	70.0	総合計画後期基本計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「広報あしや」の満足度の割合。 出所：芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)
	市ホームページの市民の満足度(%)	49.5	↗	60.0	総合計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「市のホームページ」の満足度の割合。 出所：芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)
	「広報あしや」を知らない市民の割合(%)	4.8	↘	0.0	総合計画後期基本計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「『広報あしや』の満足度」の中の「広報あしやを知らない」割合。 出所：芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)
	「広報あしや」が手に入らない市民の割合(%)	14.5	↘	0.0	総合計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「『広報あしや』に不満な理由」の中の「広報あしやが手に入らない」割合。 出所：芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)
	本市各課広報担当者の広報活動に関する研修会への参加率(%/年)	83.3	↗	100	広報国際交流課で開催している広報担当者を対象とした「広報活動に関する研修会」の参加者の割合。

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
市民のニーズに応じた情報が届いていることで、満足度が高まると考えられるため。	総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査の「広報あしや」の満足度の割合。	広報紙を読んだことのある市民が100%満足するものを目指すべきである。	広報紙を読んだことのある市民が100%満足するものを目指すべきであるが、字の大きさや余白の活用などに対応することは難しい点もあり、わかりやすい文章表現をさら推進していくことで、当面の5年間では、20%UPを目指す。	$58.1\% \times 120\% = 69.72\% \approx 70.0\%$
市民のニーズに応じた情報が届いていることで、満足度が高まると考えられるため。	総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査の「市のホームページ」の満足度の割合。	市のホームページを閲覧したことのある市民が100%満足するものを目指すべきである。	ホームページを閲覧したことのある市民が100%満足するものを目指すべきであるが、デザインや機能により好みが変わるところであるため当面の5年間では、内容の充実による20%UPを目指す。	$49.5\% \times 120\% = 59.4\% \approx 60.0\%$
市の基幹的広報であると言える広報紙の認知度が高まることは、行政が情報発信できる環境ができてきている状況を表すものであるため。	総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査の「『広報あしや』の満足度」の中の「広報あしやを知らない」割合。	すべての市民が「広報あしや」を知っている状態を目指す。	すべての市民が「広報あしや」を知っている状態を目指す。	100%の市民が「広報あしや」を知っていることに近い状態を目指す。
市の基幹的広報であると言える広報紙を手に入れることは、行政が情報発信できる最低限の環境ができてきている状況を表すものであるため。	総合計画後期基本計画策定にあたり、平成26年度に実施した市民意識調査の「『広報あしや』に不満な理由」の中の「広報あしやが手に入らない」割合。	すべての市民が「広報あしや」が手に入る状態を目指す。	すべての市民が「広報あしや」が手に入る状態を目指す。	100%の市民のもとに「広報あしや」が届いている状態を目指す。
効果的で効率的な情報発信を行うためには、情報発信者である全職員の意識が必要と考える。そのため広報活動に関する研修会の参加者数は、広報活動に関する職員の意識向上を目指すための目安となるため。	平成26年度に開催した広報活動に関する研修会参加者÷市政広報推進要綱で定める「広報担当者」の割合。	効果的で効率的な広報活動を行うためには全職員の広報に対する意識を高めることが必要で、全職員が研修受講し、高い戦略と意識をもって広報活動を行い、市民に適正かつ迅速に必要な情報提供ができる状況を目指す。	効果的で効率的な広報活動を行うことを目的にした「広報活動に関する研修会」で職員の意識改革を促すため、まずは、各課の広報担当者の参加率100%を目指す。	

1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
1-1-2 本市の住宅都市としての魅力発信に繋がる情報提供に努めます。	「定住意向」で、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合(%)	84.6	↗	90.0	総合計画後期基本計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「定住意向」について、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合。 出所：芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)
	「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合(%)	42.0	↗	46.0	総合計画後期基本計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合。 出所：芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)

1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
1-2-1 市民の意欲・特技・経験を生かし、地域を支える市民の力を豊かにする取組を支援します。	あしや市民活動センターを知っていると回答した割合(%)	15.5 <u>(H25)</u>	↗	50.0	芦屋市市民参画協働推進計画策定に伴い5年ごとに実施する市民・職員へのアンケートにおいて、「芦屋市立あしや市民活動センター(リードあしや)についておたずねします」という問いに対して、「何度も行ったことがある」、「1, 2回行ったことがある」、「知っているが行ったことがない」と回答した割合の合計。
	あしや市民活動センター相談人数(人/年)	199	↗	250	あしや市民活動センターにおける年間延べ相談人数。 出所：あしや市民活動センターの管理業務に関する事業及び会計報告
	市民との協働経験のある職員、協働している職員の割合(%)	31.9 <u>(H25)</u>	↗	40.0	芦屋市市民参画協働推進計画策定に当たって5年ごとに実施する「参画と協働についての意識・行動調査」において、「あなたがこれまで担当してきた業務のなかで、市民活動団体、地域活動団体と協働した経験がありますか」(本設問は職員向け)という問いに対して、「協働した経験がある、協働している」と回答した割合の合計。

指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
芦屋市を魅力あるまちと考えることで、芦屋市に住み続けたい意識が高まるものと考えられるため。	総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査の「定住意向」について、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所に住み続けたい」と回答した割合。	市の魅力を市の内外に発信することにより、市民にとっては愛着や誇りをもていただくことにつながる。市外で芦屋市の魅力がイメージアップすることにより、市のブランド力が高まり、それが市民にとって還元され市民が愛着や誇りを持っていただくことにつながり定住志向が高まることを目指す。	平成20年度に実施した調査による結果が88.7%であったが、減少傾向にある中、高水準であった88.7%以上の90%目標として掲げる。	
新たに市外から転入してきた方を含め、芦屋市を居住地として魅力あるものとする人の割合を示す数値であるため。	総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査の「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合。	市の魅力を市の内外に発信することにより、市民にとっては市に愛着や誇りをもていただくことにつながる。市外での芦屋市の魅力がイメージアップすることにより、市外からも転入者が増加することを目指す。	「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合が1割増加することを目指す。	$42 \times 110\% = \text{約}46.0\%$

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
重点取組であるあしや市民活動センターの機能の認知度を上げるための周知等に取り組むことで、センターそのものの認知度も上がるものと考えられるため。	平成26年1月に実施した「参画と協働についての意識・行動調査」において、「芦屋市立あしや市民活動センター(リードあしや)についておたずねします」という問いに対して、「何度も行ったことがある」、「1, 2回行ったことがある」、「知っているが行ったことがない」と回答した割合の合計15.5%。	市民の7割が市民活動を通じて地域課題解決に取り組む、あしや市民活動センターについて認知している状態を目指す。	5割の市民が、あしや市民活動センターを認知している状態。	
市民活動のすそ野を広げ、地域を支える人材の発掘や育成の取組においては、NPO相談において問題を解決することにより、団体の活動を高めることは重要であり、相談件数の増加は、NPOの人材育成等につながるものであるため。	あしや市民活動センターでの年間延べ相談人数。	市民活動の拠点として、あしや市民活動センターの相談機能を利用し、最終的には活動団体が自立して活動していくことを目指すため、ずっと増加し続ける状態ではなく、めざす値の水準程度を理想としている。	相談を通じて、5年間の間に、目指す姿となるよう進める。	平成26年度数値から年間10人の増加を目指す。
協働に関する情報の共有により、職員の意識の向上が進むことが、行動につながるものと考えられるため。	平成26年1月に実施した「参画と協働についての意識・行動調査」において、「あなたがこれまで担当してきた業務のなかで、市民活動団体、地域活動団体と協働した経験がありますか」(本設問は職員向け)という問いに対して、「協働した経験がある、協働している」と回答した割合の合計31.9%。	どの部署においても、市民との協働については意識しておくべきなので100%に近づくことが理想である。	第2次芦屋市市民参画協働推進計画において、同項目の成果目標(指標)を40%としている。	

1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
1-2-2 市民が市民活動に参加しやすい環境をつくります。	市民活動や地域活動をしたことがある人の割合(%)	29.2 (H25)	↗	50.0	芦屋市市民参画協働推進計画策定に当たって5年ごとに実施する市民・職員へのアンケートにおいて、「市民活動や地域活動についての経験や今後の意向についておたずねします。」(本設問は市民向け)について「現在、参加しており、今後も参加したい」「現在、参加しているが今後は参加したくない」「以前に参加したことがあり、また参加したい」、「以前に参加したことがあるが、今後は参加したくない」と回答した割合の合計。
	*社会福祉協議会のボランティア活動センター登録者数(人)	452	↗	500	年度末時点における、*社会福祉協議会のボランティア登録センターに登録している市民の数。 出所:*社会福祉協議会事業報告

1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
1-3-1 市民主体の地域課題の解決と地域運営への取組を支援します。	自治会等に参加する世帯の割合(%)	68.2	↗	75.0	本市の推計世帯数に対する自治会連合会に参加する各自治会等の加入世帯数の合計の割合。 出所:自治会報告書

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
市民活動について情報発信や、機会の提供により、市民が市民活動に参加しやすい環境整備が整っていれば、市民活動への参加経験が増加すると考えられるため。	平成26年1月に実施した「参画と協働についての意識・行動調査」において、「市民活動や地域活動についての経験や今後の意向についておたずねします。」について「現在、参加しており、今後も参加したい」「現在、参加しているが今後は参加したくない」「以前に参加したことがあり、また参加したい」、「以前に参加したことがあるが、今後は参加したくない」と回答した割合の合計29.2%。	平成26年1月に実施した「参画と協働についての意識・行動調査」において、「市民活動や地域活動についての経験や今後の意向についておたずねします。」について「これまで参加したことはないが、今後は参加したい」(36.3%)と「これまで参加したことがなく、今後も参加したくない」(32.5%)と回答した現行の割合の合計が68.8%であるため、不参加意向も含め、約7割の市民が市民活動を通じて地域課題解決に取り組み、あしや市民活動センターについて認知している状態を目指す。	現在は、市民活動に経験した割合が低いことから、まずは5割を目指す。	
登録者数は、ボランティア活動推進の基礎となる数値であると考えられるため。	年度末時点における、*社会福祉協議会のボランティア登録センターに登録している市民の数。	互助の地域づくりを目指し、多くの市民がボランティア活動につながる仕組みを構築する。	地域福祉計画を根拠としているが数値目標としては設定していない。高齢化によりボランティア活動の継続が困難な状況もあることから、過去の増減推移の状況を踏まえ、現在の1割増加の維持を目指す。	$452人 \times 1.1 \approx 500人$

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
重点取組として掲げている、自治会等の地域活動の大切さや楽しさを伝えることで、市民が自らの地域活動団体に加入することにつながることで、地域の主要な団体である自治会等の加入率が増加すると考えられるため。	4月1日現在(例:平成26年度末の場合は平成27年4月1日現在)の本市の推計世帯数に対する自治会連合会に加入する各自治会等の加入世帯数の合計(各自治会等の加入世帯数は、自治会等報告書に記載された総会時点での加入世帯数)の割合。 平成26年度 $27,825世帯 / 40,797世帯 = 68.2\%$	任意の団体なので、行政が目指すべき指標とは言い難いが、100%の市民が自治会等に加入し、親睦を高めながらまちづくりを行うことで地域の力が高まると考えられる。	自治会加入率は 平成21年度69.9% 平成22年度67.8% 平成23年度69.4% 平成24年度69.7% 平成25年度69.0% 平成26年度68.2% と推移しており、分母の推計世帯数は増加(5年後はさらに増加見込)している中でも現状を維持していると言えることから、この加入率を下げることなく、活動を停滞させずに活発化させることが重要であると考えられる。しかし、自治会未組織の地域や、マンションが多数ある地域などがあるため、1割増の加入率を目指す。	$26年度数値(68.2\%) \times 1.1 = 75\%$

1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
1-3-1 市民主体の地域課題の解決と地域運営への取組を支援します。	*まちづくり連絡協議会への1回あたりの平均出席者数(人/年)	14	↗	17	*まちづくり連絡協議会への出席者数の1回当たり平均値。 出所:会議議事録

2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
2-1-1 芦屋の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く発信します。	「定住意向」で、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合(%)	84.6	↗	90.0	総合計画策定に当たり、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、「定住意向」について、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合 出所:芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)
	「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合(%)	42.0	↗	46.0	総合計画策定に当たり、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合 出所:芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
*まちづくり連絡協議会は、市内で活動しているまちづくり協議会からの参加による会議である。各地区の取組事例等の情報交換などを行い、各地区での今後の取組の参考につなげることを目的としており、このような機会を充実させることは、参加者数の増加に結び付くものと考えられるため。	*まちづくり連絡協議会への参加年間延べ人数÷まちづくり連絡協議会の年間開催回数 平成26年度 28人÷2回=14人	地域住民が主体となったまちづくりが進んでいる。また、当協議会活動を継続することで、まちづくりに携わる人材育成など、知識・知見を醸成していくことが可能となる。	協議会への出席人数は徐々に増加しており、年約4%の増加傾向であることから、今後5年間では、2割増程度を目指す。	14人・回/年×1.2≒17人・回/年

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
取組の目指す「住んでみたいまち、住み続けたいまち芦屋」について、市民の直接の意識を表す数値であるため。	平成26年度に総合計画後期基本計画策定にあたり実施した市民意識調査において、「定住意向」について、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合	芦屋の文化を見つめなおすことにより、市民が積極的に文化活動に参加し、官・民間問わず文化に関するイベントや活動が現状より活発になることを目指す。	平成20年度に実施した調査による結果が88.7%であったが、減少傾向にある中、高水準であった88.7%以上の90%目標として掲げる。	
取組の目指す「住んでみたいまち、住み続けたいまち芦屋」について、新たに転入してきた人を含め、芦屋市を居住地として魅力があるものと考えられる人の割合を示す数値であるため。	平成26年度に総合計画後期基本計画策定にあたり実施した市民意識調査において、「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合	芦屋の文化を見つめなおすことにより、市民が積極的に文化活動に参加し、官・民間問わず文化に関するイベントや活動が現状より活発になることを目指す。	「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合が1割増加することを目指す。	42×110%≒46.0%

2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
2-1-2 市民が主体となって活躍する*知の循環型社会の構築を目指します。	文化財の整理作業補助等に関わる「文化財ボランティア」の活動者数(人/年)	15	↗	27	文化財の整理作業の補助やトライやる事業の受け入れ生徒の指導協力、公民館での展示や企画などを行う「文化財ボランティア」の年間実活動者数。 出所: 課内資料
	社会教育活動を通じて <u>学んだ</u> 市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座の実施回数(回/年)	3	↗	16	公民館講座や社会教育関係団体等の活動を通じて <u>学んだ</u> 市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座の実施回数。 出所: 事務報告書(掲載予定)
2-1-3 芦屋の文化を身近に感じ、守り、次の世代に継承できる取組を進めます。	中学生以下の美術博物館入館者数(人/年)	1,260	↗	3,000	中学生以下の美術博物館への延べ入館者数。 出所: 課内資料
	芦屋の伝統や文化に係る講演会等の参加者数(人/年)	330	↗	380	市民が芦屋の伝統や文化を題材とした講座や取組に参加した人数。 出所: 課内資料

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
文化活動は幅広く多岐に渡り、ボランティアとしての関わり方にも浅深もあり、全体数の把握や、指標としてとらえることは困難であることから、代表的なものとして「文化財ボランティア」を設定している。「文化財ボランティア」は関わるという範囲を超えて、主体的に専門知識を学びながら文化財事業を推進する大きな戦力となっている。軽微な活動ボランティアではなく、それぞれが活動の中で学んだ知識を、指導者となって、さらに他の市民に広め、継承する活動を行っており、これは市が目指す、市民が主体となって活躍する知の循環型社会の構築への進捗を図る目安となることが考えられるため。	「文化財ボランティア」として、市に登録し、活動した実績数(年間実人員数)。	文化活動を行う多くの市民が、個々の知識を深めるとともに、指導者の立場で活躍し、生きがいや、やりがいにつながり、本市への愛着や誇りが育成される。さらに、その知識を伝え広げることにより、文化活動を行なう市民が増加することを目指す。	文化活動を行う市民の、一つの標本として、文化財ボランティアを取り上げている。ボランティア養成講座を実施し、指導者として活躍できる知識を有する文化財のボランティアを養成し、ボランティアによる講座やワークショップを実施することにより、登録人数の増加を図る。文化財ボランティアの養成講座を行なった結果、登録し、継続して活動を行う人は過去の実績により、年2名程度であり、継続的に平成27年度から毎年2名の増加を目指す。	15人+2人×6年=27人 (平成27年度~32年度)
公民館講座及び市民版出前講座は、重点取組である「市民が主体となった発表会や研修会等の実施」の主な活動機会であり、その実施状況を表す数値であるため。	公民館講座で、以前受講された市民が、講師となって実施している講座など、学習の成果を活かした事業の年間実施回数。	公民館講座などを通じて学んだ市民が、講師になっていただくなど、学びの成果を市民に還元し、さらに学んだ市民が増加する、知の循環が行われるようになることを目指す。	市民版出前講座は平成28年度から実施予定であり、平成32年度には1か月1回の実施を目指す。公民館でも市民が講師となった講座を年間4回実施することを目指す。	1回×12か月(市民版出前講座)+4回(公民館での講座)=16回
子どもへの芦屋の文化の周知啓発の取組の中で、美術館見学は、直接文化に触れる機会であり、その機会を通じて、芦屋の文化を知ることや身近に感じるもののきっかけとなるものと考えられるため。	中学生以下の美術博物館への延べ入館者数。 平成26年度実績 1,260人 (内訳) 小・中学生 941人 小学生未満 319人	子どもたちが芦屋の歴史や文化を知り、身近に感じ、大切に守り伝えていこうという意識を持つようになることを目指す。	市内の小中学生(約4,500人)と中学生(約1,500人)のうち、2人に1人は年間1回、美術博物館に来館することを目指す。	(4500+1500)÷2=3000人
芦屋の文化を身近に感じ、守り、次の世代に継承するためには、市民が芦屋の伝統や文化を学び知ることが大切であり、知ることから始まると考えられる。自ら芦屋の伝統や文化についての講座や取組に参加して学び、知識をもつ人が増えることは、芦屋の文化等を身近に感じる機会を持つ人が増えることであり、継承していくことができる可能性が高まることでもあるため。	市民が芦屋の伝統や文化を題材とした講座や取組に参加した人数。 平成26年度 330人 (街かどウォッチング春26人、秋30人、ヨドコウ迎賓館セミナー①93人、②65人、芦屋ホームムービー鑑賞会65人、戦前の芦屋を語るつどい51人)	市民が公民館講座などを通じて芦屋の文化を知るとともに、身近に感じ、守り、次世代に継承していくことができることを目指す。	平成26年度に実施した伝統や文化に係る講演会などの参加者実績数の15.0%の増加を目指す。 生涯学習課と公民館で協力して参加者増加に向け、取り組んでいくことから、事業全体のバランスも考慮し、挑戦可能な数字として15.0%増を挙げている。	330人×1.15≒380人

2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
2-1-4 地域の情報拠点として、公立図書館を充実させます。	市民が1か月に1冊以上読書する割合(%)	55.0 (H27)	↗	67.8	芦屋市教育振興基本計画策定に伴い実施した市民アンケートにおいて、「普段、平均してどれくらい本を読みますか」の設問に対して、1か月に1冊以上読書すると回答した割合。 出所: 芦屋市教育振興に関するアンケート調査
	公立図書館における児童(7～15歳)の図書貸出冊数(冊/年)	73,150	↗	76,808	公立図書館における児童(7～15歳)の年間図書貸出冊数。 出所: 図書館年報
2-1-5 「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を推進し、すべての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境を創ります。	スポーツ啓発事業参加者数(人/年)	857	↗	1,115	スポーツ啓発事業への参加者年間合計数 スポーツ啓発事業とは、スポーツ推進のため、市民の方が、気軽に参加していた頂けるスポーツとして1年を通して随時実施している、次のような事業。 ・新体カテスト測定会&健康・体力づくり相談 ・公式ワナゲのつどい ・公式ワナゲ体験講習会 ・ファミリースポーツのつどい ・市マラソンクリニック ・障がい者とのスポーツ交流広場 など、その他 合計12事業 出所: 事務報告書

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
市民の読書冊数の増加により、市民の教養を深める機会が増えていると考えられるため。	平成27年実施の市民アンケートで、「普段、平均してどれくらい本を読みますか」の設問に対して、数冊/週(6.5%)、1冊程度/週(14.2%)、1冊程度/2～3週間(14.4%)、1冊程度/1か月(19.9%)の割合(合計)55.0%	資料や行事の充実を図り、市民が教養を深め、課題解決ができる情報拠点としての公立図書館を目指す。	市民アンケートで、読書冊数が1か月に1冊以下という回答率42.7%から3割減し、月に1冊以上読書する市民が、67.8%になることを目指す。 ※情報通信技術等の発達により、人々の読書環境は大きく変化しており、年代を問わず本離れが進んでいる現状をふまえた場合、読書冊数が1か月に1冊以下という市民の割合の現状値の3割程度の減が適当と考える。	市民アンケートで、読書冊数が1か月に1冊未満と答えた市民の割合 $42.7\% \times 0.30 \div (12.8\%) + 1$ か月に1冊以上読書する市民の割合 $(55.0\%) = 67.8\%$ ※1冊程度/2～3か月(13.1%)、1冊程度/半年(9.8%)、1冊程度/1年(5.4%)、それ以下(5.0%)、本を読むことがない(9.4%)=(合計)42.7%
小学生～中学生の図書貸出冊数は子どもの図書館利用状況の目安となるため。	公立図書館における7～15歳の図書館利用者の年間図書貸出冊数。	自ら本を手に取り、本が好きな子どもを育てるため、公立図書館と学校教育とが連携した教育活動を推進(芦屋市教育振興基本計画)することで、子どもたちが公立図書館を利用し、多くの本と出会い読書の楽しさを知り、資料や情報を活用するスキルも身につけている状況を目指す。	過去5年間の推移では、児童の利用冊数は減少傾向にあるが、図書館機能の充実を図り、現状値(平成26年度実績)の5%増加を目指す。 ※情報通信技術等の発達により、子ども達の興味・関心も多様化し、その読書環境は大きく変化している。これらの現状をふまえた場合、現状値(平成26年度実績)の5%程度の増が適当と考える。	$73,150$ 冊(平成26年度実績) $\times 1.05 = 76,807.5$ 冊 $\div 76,808$ 冊
スポーツ活動では、競技スポーツ、クラブや協会に加入したり、スポーツクラブ21などの地域スポーツに加入し、経常的に行うことを前提としたものが多いが、啓発事業では、誰もが、その場限りで単発で参加することができるため、これらへの参加者は、市民が身近にスポーツを捉え、スポーツ参加への裾野が広がった成果として、またスポーツの啓発の成果としても捉えられ、市民のスポーツへの関心及び普及の目安として有効と考えるため。	スポーツ啓発事業への参加者年間合計数。 平成26年度実績:857人 事業内訳 ・マラソングリニク40人 ・公式ワナゲ体験講習会30人 ・ノルディックウォーキングのつどい35人 ・秋のファミリースポーツのつどい65人 ・新体カテスト測定会&健康・体力づくり相談28人 ・公式ワナゲのつどい46人 ・老人クラブ連合会主催新体カテスト測定会40人 ・ヴィッセル神戸少年少女サッカー教室64人 ・公式ワナゲ市民大会106人 ・公式ワナゲ体験講習会・記録会11人 ・春のファミリースポーツのつどい28人 ・障がい者とのスポーツ交流広場364人	市民がスポーツに関心をもち、スポーツを身近に捉え、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる」と感じる意識の向上を図り、「芦屋市スポーツ推進実施計画」の基本理念である「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を推進し、ファミリー、高齢者、障がいのある方、個人、様々なライフステージに応じて、スポーツをすることができる生涯スポーツ社会を目指す。	継続して啓発事業を実施することにより、5年後には、スポーツ啓発事業参加者の現状値857人(平成26年度実績)の3割増=1,115人となることを目指す。 これまでスポーツ事業に不参加であった現在値の3割もの市民が参加者に転換すれば、スポーツ推進が図れたと考えることができ、またそのことは併せて、スポーツ参加者の底上げとなり、大きな機運、牽引力となり得るため。	857 人 $\times 130\% = 1,114.1$ $\div 1,115$

2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
2-1-5 「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を推進し、すべての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境を創ります。	スポーツの週1回程度の定期的実施率(%)	62.0 (H24)	↗	69.0	スポーツ推進実施計画(前期)の策定のための基礎資料として実施した芦屋市スポーツ活動に関する市民意識調査で、「過去1年間に運動・スポーツをどの程度実施したか」の問いに「週に1回程度」と回答した割合。 出所: 芦屋市スポーツ活動に関する市民意識調査

2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
2-2-1 多様な文化を持つ人々との交流を促進し、お互いの理解を深めます。	潮芦屋交流センター(貸室のみ)の利用率(%/年)	32.0	↗	38.0	芦屋市立潮芦屋交流センターの潮芦屋集会所(1階)と国際交流センター(2階)の利用率。 出所: 芦屋市立潮芦屋交流センターに関する事業報告書
	潮芦屋交流センター事業への参加者数(人/年)	4,890	↗	5,490	潮芦屋交流センターで実施する講演会やコンサートなどの自主事業への参加者数。 出所: 芦屋市立潮芦屋交流センターに関する事業報告書
	NPOなどの団体と協働して開催した国際理解を深めるための講座の参加者数(人/年)	—	↗	30	広く市民に向けてNPOなどの団体と協働して開催した国際理解を深めるための講座の年間延べ受講者人数。

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
週1回程度、定期的にスポーツする市民の値は、スポーツが市民生活の中に着実に根付いている数値と捉えられ、スポーツ推進を図る上で、有効な基礎の値となるため。	平成26年3月にスポーツ推進実施計画(前期)の策定するため、その基礎資料とするために実施した平成24年度の市民意識調査で、「過去1年間に運動・スポーツをどの程度実施したか」の問いに「週に1回程度」と回答した割合。	「市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現」を目指す。	目標値:69.0%を目指す(平成32年度) (スポーツ推進実施計画に計上する目標値との整合による=72.0%(平成35年度))	

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
施設を広く活用していただけよう周知することで、潮芦屋交流センターの認知度が高まり、利用者の増加に結び付くものであると考えられ、その結果を表す数値であるため。	(潮芦屋集会所(1階)利用区分数+国際交流センター利用区分数)÷(芦屋集会所(1階)総区分数+国際交流センター総区分数) 平成26年度 (1,406+2,094)÷(3,652+7,294)=32%	指定管理者と協働して、より市民サービスが向上し、利用の増加に取り組むことで、国際交流、地域コミュニティが進んでいる状態を目指す。利用率については、市内の地区集会所の利用率(46.8%)並みに利用される状況を目指す。	潮芦屋交流センターは、平成23年度から指定管理制度により館の運営を行っている。これまでの利用率は、平成23年度16%、平成24年度22%、平成25年度31%、平成26年度32%である。平成27年度7月までにおいても平成26年度と同程度を推移しているため、今後も利用率については微増と予想するもの、指定管理者と協働し、毎年約1%ずつ利用率の増加を目指す。	平成26年度32% +(1%/年)×6年 =38%
当該施設での事業参加者数が増加することは、地域のコミュニティー、国際交流に関わる市民の増加を示すものであり、その活性化につながるものと考えられるため。	潮芦屋交流センターで実施する講演会やコンサートなどの自主事業への年間延べ参加者数(指定管理者の自主事業も含む)	これまで、指定管理者の自主事業として実施してきたが、今後、指定管理者と協働して、より市民サービスが向上し、多くの方に参加により、国際交流、地域コミュニティが進んでいる。	平成23年度3,465人 平成24年度4,366人 平成25年度4,265人 平成26年度4,890人と推移しているが、自主事業の内容により影響するが、毎年約100人の増加を目指す。	(4,890+100人/年×6年)=5,490人
指定管理者が国際理解を深めるための自主事業を開催しているが、市としては開催できていなかった。広く市民に向けて、NPOなどの団体と協働して講座を開催することは、国際理解を深める機会の充実の具体的な取組であり、それに参加した参加者数は、その結果を表す数値であるため。	NPO等などの団体と協働して開催した国際理解を深めるための講座の年間延べ受講者人数。 平成26年度は、開催してなかった。	指定管理者がセミナーなどの自主事業を開催していたが、今後、市、芦屋市国際交流協会、社会教育関連団体との連携、協力によるセミナーや講演会などを実施し、国際理解を深める機会の充実に取り組み、多文化共生社会の実現を目指す。	公民館講座の実績などを参考にして、まずは、30人規模で継続実施できることを目指す。	

2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
2-2-1 多様な文化を持つ人々との交流を促進し、お互いの理解を深めます。	外国語によるスピーチコンテスト参加数(人/年)	—	↗	100	市立小中学校の児童生徒と、多くの外国籍生徒が在籍する芦屋国際中等教育学校の生徒を対象に開催する英語を中心としたスピーチコンテストに参加した児童生徒及び保護者、教職員、市民の総数。 出所:事務報告書(予定)
2-2-2 外国人住民が安心して暮らせる共生のまちづくりを進めます。	全世帯配布発行物の英語版を発行した割合(%/年)	37.5	↗	100	全戸配布・新聞折り込みなど全市民を対象に配布した印刷物のうち外国語版を発行した割合。 出所:広報国際交流課資料
	日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して個別の支援計画に基づいた支援が行われている割合(%)	—	↗	100	学校生活において、生活言語、学習言語の理解が不十分な外国人児童生徒等に対して、個別の支援計画が作成され、その計画に基づいた支援が行われている児童生徒の割合。 出所:教育委員会の調査資料

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
スピーチコンテストの参加者が増えることで、互いが学び合い、高め合う機会が充実したものになり、交流や相互理解が深まることにつながると考えるから。	スピーチコンテストに参加した小中学校及び芦屋国際中等教育学校の児童生徒・保護者・教職員、市民の総数。	多くの市民が、外国の言語や文化に対する興味関心を深め、それらを理解し尊重する態度など、共に生きる心を育み、多文化共生社会を生きる資質や能力を身につける。	平成27年度から実施する事業であり、初年度は、市内3中学校と芦屋国際中等教育学校の生徒・保護者・教職員、市民のみを対象として実施するが、その後は、小学生まで対象を広げ、関係NPOとの連携を深める中で、参加者が100名を超え、より交流が深まるコンテストとなることを目指す。	100名/年
全戸配布する広報物は、すべての人に知ってもらいたい情報であり、それについて、多言語表記による情報提供を行ったため。	外国語版を発行した件数÷全戸配布・新聞折り込みで配布した発刊物年間件数 平成26年度 3件÷8件=37.5%	市が発行する印刷物で外国人を含む全市民を対象にするものについては外国語版が作成できている状況	全戸配布している発行物について、すべての発行物について英語版が作成できている状況を目指す。	
日本の生活言語、学習言語の理解が不十分な外国人児童生徒等の、個別の支援計画に基づいた支援が行われている割合は、学校全体の外国人児童生徒等への指導・支援体制の充実度を表す値となるため。	(個別の支援計画に基づいた支援を受けている児童生徒数)÷(日本語指導が必要な児童生徒の総数) 児童生徒が受ける支援とは、サポーターの配置による支援、または学校が放課後等の時間を使って行う補充学習(週1時間以上)等の支援をいう。 なお、平成26年度においては、個別支援計画の策定はないが、必要な児童生徒に対し61%は支援を行っている。	全ての日本語指導が必要な児童生徒等に対し、個別の支援計画が作成され、それに基づいた適切な支援が行われることにより、対象児童生徒の学校生活や学習が充実したものになる。	現在、日本語指導が必要な外国人児童生徒等への日本語指導支援員の配置等による支援は、対象児童生徒の在留期間と日本語理解の程度に基づいて行われている。今後は、日本語指導が必要な児童生徒の人数の増加、多様化がさらに見込まれることから、より個に応じた指導の充実を図るために、対象者全員に個別の支援計画を作成し、その支援計画に基づいた指導・支援を行い、必要な児童生徒には支援を行うとともに、質の向上を目指す。	100%(対象者全員)

3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
3-1-1 非核・平和意識の高揚を図るため各種事業を充実します。	「みんなで考えよう 平和と人権」の参加者数(人/年)	742	↗	1,000	「みんなで考えよう 平和と人権」(7月～8月「平和・戦争・人権」をテーマにコンサート、講演会、平和展等啓発の催し)参加者数。 出所:課内資料
	「核兵器廃絶を目指す市民の署名」筆数(筆/年)	228	↗	300	「核兵器廃絶を目指す市民の署名」年間筆数。 出所:事務報告書
3-1-2 「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき人権啓発事業に取り組みます。	「人権啓発事業」参加者数(人/年)	2,718	↗	3,000	平和事業を除く「人権啓発事業」年間参加者数。 出所:課内資料
	*上宮川文化センターの来館者数(人/年)	82,122	↗	87,000	*上宮川文化センター来館者数 出所:事務報告書
	芦屋市人権教育推進協議会研究大会参加者数(人/年)	800	↗	1,000	芦屋市人権教育推進協議会が主催する芦屋市人権教育研究大会全体会(11月)と分科会(1月)の参加者数。 出所:芦屋市人権教育推進協議会定期総会議案書

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
事業の拡充を重点取組としており、参加者数は、その結果を直接表す数値であるため。	「みんなで考えよう 平和と人権」(7月～8月「平和・戦争・人権」をテーマにコンサート、講演会、平和展等啓発の催し)参加者数。	各種事業を充実することにより、市民の非核・平和意識が高まっている。	過去5年間の参加者数の増減が大きいことから、平成32年度までは常時1,000人以上の参加をめざし、非核や平和意識の向上を図っていく。 過去5年間実績数値 (897+1,041+1,473+752+742)÷5=981	
署名を行うことは、非核や平和意識の表れであると考えられるため。	「核兵器廃絶を目指す市民の署名」年間筆数。	市民が署名活動に参加することにより、市民の非核・平和意識が高まる。	平成24～26年の実績(3年半で985筆)に加え、署名の取り方に工夫を加え、当面300筆数をめざす。 過去3年間実績数値 (564+193+228)÷3.5=281 ただし、平成24年は1.5か年分	
人権啓発事業の結果を直接表す数値であるため。	平和事業を除く「人権啓発事業」年間参加者数(市民生活部実施分)。	人権啓発事業を充実させることにより、市民の間で、日常の中で互いの人権尊重の意識や行動が高まっている。	過去5年間の参加者数の増減が大きいですが、平成24～26年度の実績に加え、参加者増のための工夫を加味し、平成32年度までは、常時3,000人以上を確保して、人権意識の向上を図っていく。 過去5年間実績数値 (3,275+3,360+2,630+3,127+2,718)÷5=3,022	
事業の充実などにより、市民からの親しみが増え、来館者の増加につながるものであり、さらに、住民交流が行われ、地域福祉の充実や人権啓発を推進することにつながるものと考えられるため。	*上宮川文化センター年間延べ来館者数	センターを啓発し事業を充実することにより、多くの市民がセンターを訪れ、住民交流が広がり、地域福祉や人権意識の向上が図られている。	平成22年度と平成26年度の来館者伸び率105%と同様の増加とし、平成27年度から平成32年度で106%増を目指す。	$82,122 \times 1.06 \approx 87,000$
研究大会へは、市民や教職員、市職員が人権教育推進の担い手となるよう、自らが資質の向上を目指して参加するものであり、人権推進のための人材育成への取り組みの目安となるものと考えられるため。	芦屋市人権教育推進協議会が主催する芦屋市人権教育研究大会全体会(11月)と分科会(1月)の参加者数。 平成26年度(11月26年度実績500人)と分科会(1月26年度実績300人)の参加者数の合計。	誰もが等しく尊重される社会を行政と市民と共に目指していくため、市民団体として設立された芦屋市人権教育推進協議会の活動を支援することにより、活動が充実し、市民や職員の人権意識の向上と、人権教育推進の担い手となる人材育成が図られている。	人権教育推進協議会の活動を支援し、人権啓発が推進されている。平成24年度～平成26年度過去3年間の実績が820人、830人、800人となっており、今後、さらに関係団体等100人程度を5年以内に参加に転じることを見込み、さらに10.0%増を目指す。	$(820人+830人+800人) \div 3 + 100人 \approx 916人$ $916人 \times 1.1 \approx 1,007人 \approx 1,000人$

3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
3-1-3 全ての市民の人権が守られるよう取り組みます。	*本人通知制度(住民票の写し、戸籍等)登録者数(人)	449	↗	1,000	*本人通知制度(住民票の写し、戸籍等)登録者数(年度末累計) 出所:課内資料
	権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合(%)	57.8	↗	75.0	毎年度実施している権利擁護支援者養成研修の修了された市民のうち、*市民後見人の活動を含め地域における権利擁護支援の担い手として「権利擁護支援者人材バンク」に登録した数の割合。 出所:*権利擁護支援センター事業報告、事務報告書

3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
3-2-1 性別による固定的な役割分担意識の解消などにより、女性の社会参画を進めます。	「芦屋市男女共同参画推進条例」の認知度(%)	43.6	↗	57.0	「男女共同参画に関する市民意識調査」の中で、「芦屋市男女共同参画推進条例」について「言葉も内容も知っている」又は「言葉を聞いたことがある」についての質問に対し、「言葉も内容も知っている」又は「言葉を聞いたことがある」と回答する人の割合及び、男女共同参画センター講座等の受講者を対象にしたアンケートで同様の質問に対し、同様の回答する人の割合の平均値。
	市附属機関等における女性委員の割合(%)	37.2	↗	40.0	本市の附属機関等の委員として委嘱している委員のうち、女性委員の割合。 出所:男女共同参画行動計画進行管理調書実績報告書

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
事前登録者数については、周知等により、制度の理解や浸透度合いを測る目安となる数値であるため。	*本人通知制度(住民票の写し、戸籍等)登録者数(年度末累計)	結婚差別や就職差別につながる身元調査に対する問題意識や、*本人通知制度に対する理解が広く浸透し、それが事前登録という行動につながっている状態が目指すべき姿。そのために今後、ホームページやお知らせ等の内容を見直し、より分かりやすいものとするよう取り組む。	同制度を実施している他市町の事前登録者数の状況(概ね人口の0.5%~0.6%)等を勘案し、人口の約1%である1,000人となるよう目指す。ただし、左記のとおり、登録者数の増加のみが目標ではないので、制度をより広く、より分かりやすくお知らせすることについては、工夫しながら継続していく。	
重点取組である「*市民後見人」は、「権利擁護支援者人材バンク」の登録者から候補者を選出することから、「権利擁護支援者人材バンク」の登録者数の増加が、「*市民後見人」の候補者数の数を増やすという指標となるため。	権利擁護支援者人材バンク登録者数(年)÷年間の権利擁護支援者養成研修修了者数(年) (平成26年度) 11人÷19人=57.8%	「権利擁護支援者養成研修」の受講生が増加し、*市民後見人の候補者が育成されている状況を目指す。	地域福祉計画を根拠とするが数値目標は設定していないため過去の実績値から増加を見込んで算出。 *市民後見人は、現状ではまだ存在していない状況であり、今後、*市民後見人が活動できる仕組みを構築していくところであり、まずは多くの市民が権利擁護支援者養成研修を受講し、人材バンクに登録している割合が現状の3割増を目指す。	$57.8\% \times 1.3 \div 75.0\%$

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
女性の社会参画を促進するためには、条例に掲げている基本理念の周知、啓発が重要な取組であり、その取組により条例の認知度は高まるものと考えられるため。	平成28年度以外は、市民意識調査を行わないため、その他の年においては、男女共同参画センター講座等の受講者を対象に、年間を通じて実施したアンケートにおいて、「芦屋市男女共同参画推進条例」について「言葉も内容も知っている」又は「言葉を聞いたことがある」について質問に対し、「言葉も内容も知っている」又は「言葉を聞いたことがある」と回答した人の割合。	条例の認知度を100%にまで高めると共に様々な啓発事業等を推進し、あらゆる分野で女性の社会参画が実現している姿を目指す。	男女共同参画行動計画ウィザス・プランにおいて、計画期間中(H25~H29)の数値目標は、(H23)36.1%を(H29)50.0%以上としており、1年で2.3%の増加を見込んでおり、その後(H30~H32)の3年間は、その増加水準の継続を目指す。	$50\% + 2.3 \times 3年 \div 57\%$
ウィザスプランの中にも掲げられている取組であり、市が女性の社会進出にかかる取組として主体的に取り組んだ結果を表す数値であるため。	市で設置した各附属機関等の委員会設置の際の、委嘱した委員に対する女性委員の割合を平均した、平成26年4月1日の実績数。	女性の委員を積極的に登用することにより、市の施策・方針決定過程において女性の意見が十分に反映されている姿。	男女共同参画行動計画ウィザス・プランの平成29年の数値目標は、40.0%にしている。市附属機関等の委員の選出は、団体からの推薦もあり、その場合には相手方に委ねざるを得ないことも多くあることから、40.0%を維持できるよう取り組む。	

3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
3-2-2 性別による人権侵害の防止・啓発に努めます。	*DV相談室の認知度(%)	31.7	↗	50.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、*DV相談室の認知状況で「具体的に知っている」「聞いたことはあるが詳しくは知らない」と回答した人の割合。

4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
4-1-1 就学前の子どもの健やかな発達を保障する教育・保育を提供します。	幼稚園・保育所・*認定こども園の合同研修会等参加人数(人/年)	354	↗	420	市が実施する公私立幼稚園・公私立保育所(園)・*認定こども園の合同研修会等の参加者延べ人数。 出所:事務報告書
	各就学前施設と小学校との交流回数(回/年)	16	↗	40	公私立幼稚園・公私立保育所(園)・*認定こども園と小学校の交流回数。 出所:課内資料
4-1-2 子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を図る指導を充実します。	中学校の数学で「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合(%)	80.0	→	80.0	文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において「数学の授業の内容がよくわかる」と言う設問に対し、「当てはまる」または「どちらかというとあてはまる」と回答した中学生の割合。 出所:全国学力・学習状況調査

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
*DV被害者を早期発見し、自立支援につなげるため、まずは、相談窓口を知ってもらうことが必要であり、その状況を示す数値であるため。	平成27年3月実施の総合計画後期基本計画策定に当たって実施した市民意識調査において、*DV相談室の認知状況で「具体的に知っている」「聞いたことはあるが詳しくは知らない」と回答した人の割合。	周知・啓発を継続的に取り組むことで、誰もが*DV相談室があることを認知し、必要に応じて誰もが即座に相談ができることにより、性別による人権侵害である*DV被害の減少を目指す。	*DV相談室開設から3年間で約30.0%となっている現状から、残り6年間で20.0%とし、半数を超えることを目指す。	$31.7\% + 20.0\% = 50.0\%$

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
合同研修会は、就学前施設間の連携を深めるための取組の重要なものであり、それが充実することは連携が強化されている状況を表せるものであるため。	幼稚園・保育所・*認定こども園の合同研修会等年間参加のべ人数。	全ての就学前施設が連携し、保育者の資質向上を進める。	現状は、就学前施設によって研修会の参加人数に差があるため、今後全員が年間2回程度の参加を目指す。	$76人(幼稚園教諭) + 134人(保育士) \times 2(回)$
就学前施設と小学校との交流の促進の直接の結果を表す数値であるため。	小学校ごとに実施する、就学前施設(公私立幼稚園・公私立保育所(園)・*認定こども園)と小学校との年間の交流の回数。	全ての就学前施設が、小学校と連携し、交流活動が定期的に行える体制が整備され、幼児期と児童期の教育の円滑な接続ができています。	現状は、小学校との交流回数に公立幼稚園と公私立保育所(園)との交流回数に差があるため、保幼小連絡会を年間2回、交流会を学期に1回、全小学校で実施することを目指す。	$(連絡会2回 + 交流会3回) \times 8校$
学力が定着しにくい児童生徒の学習意欲と学力向上のための具体的な方法として、中学校数学ではチューターを配置し、個に応じた対応の充実を図っていることから、「数学の授業がよくわかる」かどうかの生徒の実感、学力向上の取組の効果、成果を表す数値であると考えられるため。	文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において「数学の授業の内容がよくわかる」と言う設問に対し、「当てはまる」または「どちらかというあてはまる」と回答した生徒の割合 平成26年度「よくわかる」と回答した生徒43.6%+「どちらかというわかる」と回答した生徒36.4%=80.0%	全ての児童生徒が、授業に意欲的に取り組み、自らの学力を向上させる。	本市においては数学では「授業内容がよくわかる」と回答した生徒の割合は、平成19年度のチューターが未配置だった学年が調査を受けた時は、68.4%だったが、配置後は常に71.0%~76.0%で推移し、全国平均65.0%~70.0%を上回っている。特に現状値の80.0%は、これまでの中で最も高い値であることから、今後はこの水準を維持していく。	

4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
4-1-2 子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を図る指導を充実します。	小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみよう」と答えた児童の割合(%)	92.1	→	92.1	市教育委員会が実施する小学校外国語活動アンケート調査において、「これからも英語を使ってみよう」という設問に対し、「たいへんあてはまる」または「どちらかというあてはまる」と回答した小学校5、6年生の割合。 出所:事務事業評価報告書
	児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出し冊数(冊/年)	小学校 59.7 中学校 14.6	↗	小学校 65 中学校 17	小学校, 中学校の学校図書館における児童生徒一人あたりの年間の図書の貸出冊数。 出所:事務事業報告書
	特別支援教育に係る研修会, 研究会の参加者数(人/年)	424	↗	486	市教育委員会が実施する教職員を対象とした特別支援教育に係る研修会, 研究会の年間延べ参加者数。 出所:事務報告書

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
児童が「これからも英語を使ってみたい」と感じる割合は、上学年や中学校での英語学習に向けて、児童の学習意欲や活用能力が向上していることを表す値となるため。	市教育委員会が実施する小学校外国語活動アンケート調査において、「これからも英語を使ってみたい」と言う設問に対し、「たいへんあてはまる」または「どちらかというとあてはまる」と回答した小学校5、6年生の割合。 平成26年度「たいへんあてはまる」と回答した児童65.1%+「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童27.0%=92.1%	全ての児童生徒が外国語(英語)の学習に意欲的に取り組み、グローバル化に対応した力を身に付ける。	小学校外国語活動アンケート調査において、「これからも英語を使ってみたい」という設問に対し、「たいへんあてはまる」または「どちらかというとあてはまる」と回答した児童の割合は、この5年間で、88%から93%の間を推移している。今後、英語学習が教科となると、これまでの英語に慣れ親しむことを目的とした授業内容に、高度な内容が盛り込まれることになるが、中学校との円滑な接続を行うことを踏まえて「これからも英語を使ってみたい」と感じる児童の割合は、現状と同水準を維持していくことを目指す。	
子どもの読書意欲を高める取組を推進することにより、子どもたちが読書の楽しさなどを感じ、学校図書館で本を借りるという行動にもつながると考えられるため。	(児童生徒の年間の学校図書館における総貸出冊数)÷(全児童生徒数(5月1日現在)) 平成26年度 小学校 (児童の年間の学校図書館における総貸出冊数282,267冊)÷(全児童数4,731人)=59.7冊 中学校 (生徒の年間の学校図書館における総貸出冊数23,330冊)÷(全生徒数1,597人)=14.6冊	読書に継続的に取り組み、自ら本を手に取り、楽しんだり、活用したりするなど、本の好きな子ども(ブックワーム芦屋っ子)を育てることで、幼児児童生徒が確かな学力と豊かな心を身に付ける。	学校図書館の図書の出冊数は、平成21年度から平成26年度までの5年間で、1校ひとりあたりで、小学校は45冊が59.7冊に、中学校が5冊が14.6冊に増加している。今後5年間では、教育振興基本計画の中で読書の質の向上とあわせて、小学校では10.0%増の年間65冊、中学生は15.0%増の17冊を目標とする。	小学校 65冊(59.7×1.1) 中学校 17冊(14.6×1.15)
特別な支援が必要な児童生徒の個別のニーズに応じた教育環境を整備するにあたっては、教職員の特別支援教育に係る専門性と指導力の向上が求められ、研修はそのための取組であり、その参加者数は、実施結果を表す数値であるため。	市教育委員会が実施する教職員を対象とした特別支援教育に係る研修会、研究会の年間延べ参加者数。	教職員が特別支援教育に係る高い専門性を身に付け、子どもたちに適切な指導を行うことができるようにする。	現在の幼稚園の特別支援教育研究会の幼稚園教職員の参加率を100%にするとともに、小中学校、保育所等の就学前施設からの参加者(28名)を倍増することで、現状よりも62名の参加者増を目指す。	424人(26年度)+62人

4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
4-1-3 子どもたちが命や人権を大切に する「豊かな心」と、「健やかな体」 をバランスよく身に付けられるよう 取り組みます。	中学校における不登校生徒の割合(%)	3.3	↘	1.9	文部科学省が実施する児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査において、中学校で不登校により年間30日以上欠席した生徒の割合。 出所:児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査
	全国体力・運動能力調査結果で全国平均以上の種目の割合(%)	10.0	↗	20.0	文部科学省が実施する小学校5年生から中学校3年生までの各学年の男女別に実施する全国体力・運動能力調査全80種目において、全国平均以上となった種目の割合。 出所:全国体力・運動能力調査
4-1-4 教職員の専門性及び指導力の向上に 取り組みます。	教職員新規採用～5年次研修講座の受講者数(人/年)	166	↗	275	新規採用教職員から採用5年次までの教職員に対する研修会への延べ受講者数。 出所:課内資料
4-1-5 心やすらぐ充実した教育環境の整備を 計画的に進めます。	*ICT化によって、子どもと向き合う 時間が増えたと感じる教職員の割合(%)	—	↗	67.0	教職員対象に実施する職場の*ICT化に係るアンケート調査において、教職員が「子どもと向き合う時間が増えた」と回答した割合。 出所:*ICTに係るアンケート調査

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
いじめ防止等、生徒指導対策を推進し、生徒が安心して学校生活を送れるようにすることが、不登校生徒の減少につながると考えるため。	文部科学省が実施する児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査において、中学校で不登校による年間30日以上欠席した生徒の割合。 平成26年度(中学校)不登校生徒数53人÷在籍生徒数1,597人=3.3%	不登校の中学生の人数を限りなくゼロに近づけ、全ての中学生が充実した学校生活を送れるようにする。	本市の中学校の不登校生徒の割合は、増加傾向にあり、平成26年度は全国平均値2.76%を上回り、その対策が急務となっている。中学校の不登校生徒の割合は、ここ数年間では1.97%が最小値であることから、当面は、1.9%以下となることを目指す。	
調査は全国的な調査であり、芦屋の子どもたちの運動能力等の状況が客観的に見える数値であるため。	(全国平均以上となった種目数)÷(小学校5年生から中学校3年生までの各学年の男女別に実施する全国体力・運動能力調査全種目数) 平成26年度 8種目÷80種目=10.0%	児童生徒の体力・運動能力を全種目で全国平均以上に引き上げること、児童生徒が健康でたくましく生きる力を身に付けるようにする。	全国体力・運動能力調査の結果については、これまでの5年間で、全国平均以上となっている種目数の割合が、10%から16%の間を推移していることから、現在の2倍の20%を目指す。	10%(平成26年度)×2
研修機会充実、研修の内容と同時に対象者の増加を目指すものであり、研修参加者数は、その結果を表す数値であるため。また、特に経験の浅い教職員育成が課題であることから、5年次までの研修参加者を指標とする。	新規採用教職員から採用5年次までの教職員に対する研修会(必須受講分のみ)への延べ受講者数。	教職経験の少ない教員が、確かな指導力を身に付け、自らの経験に応じたステップアップが図れるよう研修会を企画・充実させる。	現状は、初任者研修、2年次～5年次経験者研修はともに、必須研修を各学期1回、年間でそれぞれ3回実施している。今後、5年間では、学習指導要領の改訂が予定され、取り組むべき教育課題も益々増加していくことから、それぞれの必須研修を1、2学期に各1回増やし、両研修ともに年間5回実施とすることで、若手教員の更なる指導力向上を目指す。	研修対象者(55名)×対象研修回数(5回)
*ICTにより「子どもと向き合う時間が増えた」と感じる教職員の割合の数値により、教職員の業務改善の一定の成果を計ることができると考えられるため。	教職員対象に今後、毎年、実施する職場の*ICT化に係るアンケート調査において、教職員が「子どもと向き合う時間が増えた」と回答した割合。	校務の*ICT化によって、教職員の業務改善が進み、子どもと向き合う指導の時間が十分に確保されるなど、教職員が本来業務に専念できる環境整備を進める。	校務効率の向上策として特に重点的に取り組んでいる*ICT化の成果として、教職員の3分の2以上が、事務が軽減したことを実感できるようにする。	

4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
4-2-1 子ども・若者が将来の夢や希望を持てるよう支援します。	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(%)	小学校 86.0 中学校 71.7	↗	小学校 90.0 中学校 80.0	文部科学省が毎年、実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において「将来の夢や目標を持っていますか」と言う設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童生徒の割合。 出所: 全国学力・学習状況調査
	*あしやキッズスクエアでのプログラム実施回数(回/年)	—	↗	920	*あしやキッズスクエアで開催するプログラムの実施回数。 出所: 青少年育成課資料
4-2-2 困難を有する子ども・若者を支援します。	*若者相談センター「アサガオ」の支援対象者数(人/年)	26	↗	100	*若者相談センター「アサガオ」支援対象年間実人数 出所: 青少年育成課資料
4-2-3 子ども・若者の健やかな育成に努めます。	青少年の自主的活動(青少年リーダー及び青少年ボランティア)者数(人/年)	17	↗	1,870	青少年育成課が実施する育成事業、市子ども会連合会事業、*あしやキッズスクエア事業における青少年リーダー及びボランティアの年間延べ活動者数。 出所: 青少年育成課資料

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
児童生徒が将来への夢と目標を持っている割合は、児童生徒に将来の職業や生き方等についての自覚を促す指導の成果を表す値となるため。	文部科学省が毎年、実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童生徒の割合。 平成26年度 小学校は「あてはまる」の回答70.7%+「どちらかといえばあてはまる」の回答15.3%=86.0% 中学校は「あてはまる」の回答50.9%+「どちらかといえばあてはまる」20.8%=71.7%	全ての児童生徒が自分の将来への夢や目標を持って、学校生活を送れるようにする。 最終目標は100%を目指す。	「将来の夢や目標を持っていますか」という設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した小学生はここ数年、85%～89%、中学生は70%～74%の間を推移していることから、小学校は90.0%、中学校は80.0%を目指す。	小学校 90.0% (最高値を上回る) 中学校 80.0% (最高値を上回る)
プログラムの実施回数、児童の体験・交流活動の量を表わすと考えられるため。	*あしやキッズスクエアでのプログラム年間実施回数(*あしやキッズスクエアは平成27年度からの実施のため、平成26年度は実績なし)	市内小学校全校において、*あしやキッズスクエアを開設し、各種体験・交流プログラムが展開されている。	市内全小学校(8校)で*あしやキッズスクエアが開設され、週2～3回程度(約115日)プログラムが開催している状況を目指す。	115日×8校=920件
社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者への支援の量を表わすと考えられるため。	*若者相談センター「アサガオ」支援対象年間実人数	子ども・若者の自立を目指すとともに、課題や悩みを抱えたとき専門機関に、いつでも相談できる環境が整っていることを目指すものであるが、それ以前に、支援を必要とされる困難を有する対象者とその家族が、相当数いると言われながらも、事象が性質として表面化しにくく、中々支援につながらない現状がある。そのため、当面は、難しいといわれる、ひきこもりやニートの発見と、広報や啓発事業などにより、対象者の掘り起こしを行い、その要支援者を支援につなげられる環境の整備を図っていく。	相談機関をもっと身近に感じていただけるよう周知及び啓発を進め、平成25年～平成26年の推移傾向から100人に対して支援ができる体制づくりを目指す。	開設回数の増加で2倍、周知啓発で2倍の合計4倍。 26人(現在値)×2倍(相談回数3回 → 6回に増加)×2倍(啓発効果)=104人≒100人
リーダー活動やボランティア活動に関わる青少年の活動量を表わす数値であるため。	これまで、市と市子ども会連合会との共催の育成事業として実施するキャンプ事業に、青少年(平成26年度夏9人、冬8人)をジュニアリーダーとして参加を促し、育成を図ってきた。 今年度からは、*あしやキッズスクエア事業においても、高校生や大学生に活動の機会を提供し、青少年ボランティアとして育成を図っていく。	子ども・若者が、健やかに育つ社会を目指すため、自主的な活動としてのリーダー活動やボランティア活動として青少年の社会参加を促し、様々な地域交流、地域体験の機会の提供を充実させる。	育成事業等の機会提供の実施とその啓発を図り、各育成事業ごとに5人、*あしやキッズスクエア事業では、1人/実施日/8校を目指す。	現在主要育成事業2回/年のところ、6回/年×5人、及び*あしやキッズスクエア年間開催日数(230日)×8校

4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
4-3-1 学校園・家庭・地域が連携し相互協力のもと、子どもたちの学びを支えます。	学校支援ボランティアグループの活動実施日数(日/年)	407	↗	506	学校支援ボランティアグループの活動延べ日数 出所: 課内資料
	教育ボランティアの活動人数(人/年)	554	↗	570	外部人材を教育ボランティアとして活用し、特色ある教育活動を行う事業において、学校園が活用した年間の教育ボランティアの延べ人数。 出所: 事務報告書
	子育て異世代交流会等への参加人数(人/年)	95	↗	190	幼稚園等で開催する子育て異世代交流会への年間延べ参加人数 出所: 課内資料
4-3-2 地域と連携した子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。	*あしやキッズスクエア, 校庭開放, *子ども教室の開催日数(日/年)	1,060	↗	1,920	*あしやキッズスクエア, 校庭開放及び*子ども教室の開催日数。 出所: 出所: 課内資料

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
保護者や地域住民等の連携による学校支援ボランティアの活動の実施状況を表す数値であるため。	緑化・清掃・図書に関する環境整備や学習支援、読み聞かせなどを行なう学校支援ボランティアグループの活動延べ日数 平成26年度 精道小学校308日、精道中学校72日、山手中学校27日	市内のすべての小中学校において、学校支援のボランティア活動の仕組みができ、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの学びを支えることができることを目指す。	学校支援ボランティアの活動が県の事業により精道小学校をモデル校として、平成22年度に始まって以来、平成27年度現在で当初より中学校2校が増え、実施校数は3校である。その状況から増加は容易でないため、5年後は現在より2校増の5校で実施。あわせて実施日数も増加するよう充実を目指す。活動日数については、後発の2校の活動日数の平均を標準値として、算出している。 5年後にめざす値＝平成26年度実績＋(後発2校平均実績×2校)	$99日(平成26年度精中実績+山中実績)÷2校+×2校+407日=506日$
学校園の特色ある教育活動に対する学校外からの支援状況を表す数値であるため。	学校園が、特色ある教育活動を行うにあたり、外部人材として活用した教育ボランティアの延べ人数。	学校園がそれぞれの教育ニーズに応じた外部人材を適切に活用する環境が整備することにより、学校園の教育活動のさらなる充実をめざす。	教育ボランティアの人数は、この3年間で、平成24年度455人、平成25年度498人、平成26年度554人と増加傾向にある。学校の授業数に限りがあることや、教職員でないと担えない指導もあることから、教育ボランティアを大幅に増加させることはできないが、5年後には、1学校園あたり平均30人程度の教育ボランティアが活用できる環境を整える。	$30人×19学校園$
重点取組である「保護者の世代間交流、情報交換の機会」の具体的な取組であり、その参加者数は、取組の進捗を表す数値であるため。	幼稚園で開催する子育て異世代交流会等への年間延べ参加人数 平成26年度 幼稚園2か所において、各1回実施した参加者数合計	家庭における子どもとの向き合い方や子どもに関する悩み等を話し、相談できる異年齢交流の場を増やすことにより、家庭教育の充実を図り、子どもたちが健やかに育つ家庭環境の実現を目指す。	現在は年2回実施であるが、5年後には、参加者数は維持しつつ四半期に1回実施を目指す。	$95人(平成26年度実績)÷2回(平成26年度実施回数)×4回=190人$
地域と連携した、子どもたちの安全安心な居場所確保を目的とした事業であり、その開催日数は、その充実を表す数値であるため。	*あしやキッズスクエア、校庭開放及び*子ども教室の年間開催日数合計。(あしやキッズスクエアは平成27年度からの実施のため、平成26年度は実績なし) 平成26年度 校庭開放 1,005日 子ども教室 55日	市内のすべての小中学校において、地域と連携した、子どもたちの安全安心な居場所の確保と充実を目指す。	子ども・子育て支援事業計画(次世代育成支援対策推進行動計画)に基づき5年間で市内の公立小学校8校すべてにおいて*あしやキッズスクエアの実施を目指す。	$キッズスクエア年間実施予定日数230日×8校+校庭開放・子ども教室実施日数80日=1,920日$

4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
4-3-3 地域と連携して子どもたちの安全確保を図ります。	通学路合同点検において確認された危険箇所の改善割合(%/年)	100	→	100	*芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき実施した合同点検において要望のあった危険箇所の改善割合。 出所:通学路合同点検報告会資料

5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
5-1-1 地域で子育てについて交流・相談しやすい環境を整えます。	子育てセンターにおけるつどいのひろば等に参加する親子の数(人/年)	53,313	↗	56,313	子育てセンターにおけるつどいのひろば等に参加する親子の年間延べ人数。 出所:子育てセンター事業報告書
	公立の全幼稚園の未就園児とその保護者に対する施設開放実施日の総数(回/年)	234	↗	320	各公立幼稚園の園庭開放や未就園児交流会等施設開放の実施回数。 出所:事務報告書
5-1-2 妊娠・出産期から子育て中の家庭における切れ目のない支援を実施します。	保健センターでの母子健康相談の人数(人/年)	2,598	↗	2,750	各年度における保健センターでの母子健康相談(育児相談,母子栄養相談,電話及び面接相談)における相談者の人数。 出所:芦屋市保健事業概要
	子育てセンターでの子育て相談の人数(人/年)	1,776	↗	2,376	子育てセンターでの来所相談・電話相談の年間延べ人数。 出所:事務報告書

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
地域とともに実施した合同点検において確認した危険箇所及びそれに対する改善の結果がわかる数値であるため。	改善計画に基づき年毎に改善割合を算出する。 (%/年) 平成26年度 30か所(平成26年実施箇所)÷30か所(改善計画による平成26年の課題解決必要箇所)×100=100%	要望箇所の改善を進め、改善割合を常に100%維持し続け、地域と連携した子どもたちの安全確保を図る。	中学校区毎に要望箇所を3年サイクルで改善する計画(改善計画)を作成し、年度ごとに100%実施を目指す。 (物理的に困難な箇所及び関係機関が実施主体となるものは除く) ※物理的に実施が困難な課題については、ハード整備ではなくソフト対策として地域と共に代替策を協議しながら実施する。	

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
つどいのひろば等の利用状況を把握するとともに、参加者数の増加は取り組みの成果を表すものであるため。	子育てセンター事業報告書の「子育てセンター活動状況」のうち、つどいのひろばなどに参加する年間延べ人数(=各項目参加者数の合計値 各項目:むくむく、ぶくぶく、もこもこ、貸出し部屋利用者、カンガルー、なかよしひろば、自主活動グループ、グループ交流会、講座研修他)。	市内全域で、いつでも子育てで親子が集う場があり、親子同士の交流、スタッフへの相談しやすい状態を目指し、集いの場の設置場所、開催回数を増やすよう取り組む。	子育て支援拠点「むくむく」の平成23～26年度の平均増加数が471人であり、その他のひろば事業は部屋の面積等により大幅な増加は見込めないため、471人+α(その他のひろば事業)により、現状値から毎年500人ずつ増加することを目指し、最終目標値を56,313人とする。	$53313 + (500 \times 6) = 56313$
子育て支援の取組として、園施設の開放を後期中で取り組むこととしており、その直接の結果を示す数値であるため。	長期休業日を除く40週に対し、公立の8園が週1回程度実施する総数。	幼稚園が地域の子育てセンター的な役割を担い、子育て世代の親子が利用しやすくする。	施設開放が園によって差がある。子育て世帯の親子に使いやすくするため、全園が週に1回程度の実施を目指す。(長期休業日を除いた40週程度を対象とする)	$40回 \times 8園 = 320回$
母子健康相談の状況を表すため。	母子健康相談(育児相談、母子栄養相談、電話及び面接相談)の相談者人数。	妊娠・出産期からの子育てにおいて親が安心して相談できるよう専門職による相談体制を整備し、その周知を図る。	就学前人口が減少していく中(H26比較、推計約500人減)、現状値水準を維持するため、毎年25人(1%)の増加を目指し、5年後の母子健康相談目標値2,750人を目指す。	$2598 + (25 \times 6) = 2750$
子育てセンターは市の子育て支援拠点であるため、子育てセンターでの相談件数を指標とした。また、子育て相談の場の充実、相談者数の増加につながるものと考えられるため。	子育てセンター(むくむく、ぶくぶく、もこもこ、カンガルークラブ、なかよしひろばなど)の来所相談・電話相談の年間延べ人数。	子育てひろばの開催場所・開催回数の増加に伴い、保護者が相談する機会を増やすことを目指し、スタッフもより丁寧に対応するよう取り組む。	育児不安を解消するためにも、今後もより多くの保護者の育児相談にのる必要があるため、平成24～26年度の平均増加数が134人であるが、年より変動があることを考慮し、毎年100人ずつ増加することを目指し、最終目標値を2,376人とする。	$1776 + (100 \times 6) = 2376$

5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
5-1-3 ひとり親家庭や要保護家庭の自立や支援に努めます。	*母子・父子自立支援プログラム策定事業参加者数(人/年)	14	→	14	*母子・父子自立支援プログラム策定事業参加実人数 出所:子育て推進課内部資料
	家庭児童相談の件数(件/年)	409	↗	586	家庭児童相談室における子どもや家庭に関する相談年間件数 出所:事務報告書
	*民生委員・*児童委員への相談件数(件/年)	483	↗	700	*民生委員・*児童委員への市民の相談のうち、子どもに関する相談件数。 出所:事務報告書

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
ひとり親家庭の8割は既に就労されており、残り2割のうち多くは自ら就職活動をしているのが現状。市は、特に丁寧な支援が必要な方に自立支援プログラムに参加してもらい、ハローワークとの連携を密にして継続的な支援を行っているもので、その結果を表すため、参加者数を指標とする。	*母子・父子自立支援プログラム策定事業参加実人数	離婚したばかりの母子や就労経験が乏しい方、就職したばかりの方など、特に就労支援を必要とする方に、就職活動についての知識の付与やハローワークへの同行支援など、丁寧な支援活動を行うことを目指し、取り組んでいく。(実際の就職活動は求人情報のあるハローワークになります。)	就労支援が必要なひとり親は常に一定数おり、市においては、手当の受給に関する届出の際など、機会を通じて、就業等につなげられるよう働きかけを行っていくが、平成23年～26年度の参加者数の平均値が13人であり、ひとり親家庭数が横ばいである。景気の動向にも左右されることから、現状の状況を継続することを目標値とする。	$(13+10+14+14) \div 4 = 12.75 \Rightarrow 14$
家庭児童相談室は相談を受けるとともに、*要保護児童対策地域協議会の調整機関でもあるため、相談内容について関係機関によるネットワークで対応を協議している。よって相談件数の増加は協議会による対応状況を表し、関係機関との連携による支援の充実を表す数値であるため。	家庭児童相談室における子どもや家庭に関する相談年間件数	児童虐待防止に向け、相談窓口の周知を図り、早期発見及び迅速な対応に、関係機関、地域などとの連携により取り組み、虐待事案が減少する社会を目指す。	*要保護児童対策地域協議会の関係機関による早期発見・早期対応により、相談すべき事案が減ることを目指すが、相談窓口である家庭児童相談室についてはさらなる周知が必要と考えるため、平成23～26年度の年平均増加数30件を今後も継続して見込み、その対応に取り組むものとし、最終目標値を586件とする。	$409 + (30 \times 6) = 586$
*民生委員・*児童委員の子育て支援を周知、強化することで、地域の身近な相談窓口として、対象家庭から委員に対し対象家庭から委員に対して相談しやすい状況が作られ、その結果として相談件数が増加すると考えられるため。	地域福祉計画を根拠とするが、数値目標は設定していないため、各年度における*民生委員・*児童委員への市民の相談のうち、子どもに関する相談件数。	少子化が進む中で、*民生委員・*児童委員への子育て相談をはじめ、地域から孤立する保護者がいない環境づくりを目指す。	少子化が進む中で、相談件数は減少傾向にあるが、対象家庭の課題の複雑化・多様化により対応件数の増加が見込まれるため、過去の相談件数の平均値を目標とする。 平成24年816 平成25年795 平成26年483	$(816 + 795 + 483) \div 3 = 700$

5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
5-2-1 必要とするときに適切で良質な保育サービスを提供します。	待機児童の人数(人)	131	↘	0	年度当初における保育所の利用申請をした児童で、定員の関係で利用できなかった児童数。 出所: 課内資料
	*病児・病後児保育実施箇所数(か所)	1	↗	2	*病児・病後児保育を実施している施設数。 出所: 課内資料
	*放課後児童健全育成事業の待機児童数(人)	0	→	0	年度当初における放課後児童健全育成事業の利用申請をした児童で、定員等の関係で利用できなかった児童数 出所: *放課後児童健全育成事業における待機児童数。
5-2-2 子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりに努めます。	仕事と生活の両立ができている市民の割合(%)	78.5	↗	84.5	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、仕事と自分の生活との両立の状況で「できている」「まあできている」と回答した人の割合。
	男女共同参画センターの土日開催事業(*イクメン講座等)の男性の参加者数(人/年)	51	↗	80	男女共同参画センター講座として、土日開催する男性向けの育児参加啓発講座への男性参加者数。 出所: 事務報告書と課管理資料

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
後期の取組は、保育を必要とするすべての児童に保育を提供することを目的とすることであり、その実態を表す数値であるため。	年度当初における保育所の利用申請をした児童数から利用できた児童数を差し引いたもの。	待機児童の人数を0人とすること。	平成29年度末を目途に待機児童の人数を0人とし、その後も継続する。	
*病児・病後児保育を必要とする児童のニーズに対する提供量はすでに確保されているが、利便性を考慮して提供体制の確保を図ることを取組とすることから、施設数を指標とすることが適切と考える。	年度末において*病児・病後児保育を実施している施設数。	*病児・病後児保育実施施設利用の利便性を現状より向上させるため、施設数を1か所増やす。	必要とする児童のニーズに対する提供量はすでに確保されており、利便性を向上させることが目標であるため、施設数を1か所増やすことを目標とする。	
後期の取組は、*放課後児童健全育成事業を必要とするすべての児童にサービスを提供することを目的とすることであり、その実態を表す数値であるため。	年度当初における*放課後児童健全育成事業の利用申請をした児童で、定員等の関係で利用できなかった児童数。	*放課後児童健全育成事業における待機児童を生じない。	*放課後児童健全育成事業の対象を平成31年度末を目途に高学年へ拡充しつつ、当該事業の待機児童の人数を0人とし、その後も継続する。	
仕事と自分の生活との両立の状況を市民に直接調査した結果であるため。	平成27年3月実施の総合計画策定に当たったの市民意識調査において、仕事と自分の生活との両立の状況で「できている」「まあできている」と回答した人の割合78.5%。	誰もが、仕事と生活の両立がでている姿を目指し、継続的に啓発していく。	社会、経済、雇用、勤務先の状況等、仕事と生活の両立の阻害要件がある中でも、啓発を進めることにより毎年1.0%のアップを目指す。	$78.5\% + 1\% \times 6\text{年}$
重点取組である。男性の家事や育児参加の意識を高める啓発講座の開催の結果を直接表す数値であるため。	男女共同参画センター講座として、土日開催する男性向けの育児参加啓発講座への年間延べ男性参加者数。	男女共同参画を推進する拠点施設であるセンターで、父親が*イクメン講座に参加している姿を1つのモデルとして、受講者の男性自身が育児参加をすすめたり、周囲の男性にすすめることにより育児参加が広がる姿を理想として、女性と同じように育児に参加することが普通のことになるまで取り組む。	1回20人参加を4回実施することを目標とし、そのために、男性参加が増える内容に事業の実施要領を見直し、また、場所についても、同施設内の2階のあしや市民活動センター貸室を利用するなど男性参加者の増加を図る。	年4回 × 各20名 = 80名

6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。	国民健康保険特定健診の受診率(%/年)	38.8	↗	60.0	40歳から74歳の国民健康保険加入者のうち、特定健診を受診した人の割合。 数値は健診受診者のデータを基に保険課で算出。
	大腸がん検診の受診率(%/年)	30.4	↗	50.0	各年度における大腸がん検診対象者(40歳以上の市民)のうち、市において検診を受診した人の割合。 出所: 芦屋市保健事業概要
	麻疹及び風しん定期予防接種(2期)の実施率(%/年)	90.4	↗	100	各年度における麻疹・風しん混合(MR)ワクチン定期接種における第2期対象者(5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間のかた)のうち、予防接種を受けた人の割合。 出所: 芦屋市保健事業概要
6-1-2 ライフステージに応じた正しい食習慣を身につけられるよう啓発します。	食育関係講座等の参加人数(人/年)	699	↗	900	各年度における食育関係の講座に参加した人の年間延べ参加者数。 出所: 芦屋市保健事業概要
6-1-3 こころの健康について、関係機関と連携し支援します。	ストレスを感じたときの相談相手がいる人の割合(%)	93.7 (H24)	↗	100	芦屋市健康増進・食育推進計画策定にあたって実施している市民アンケート調査において、悩んだりストレスを抱えた時にだれに相談するかの問いに対し、相談する相手がいる人の割合。

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
受診率向上の取組の結果を直接表す数値であるため。	特定健診受診者数(集団健診+個別健診+人間ドック+健康チェック) / 特定健診受診対象者数 平成26年度 6,779人 / 17,492人 = 38.8%	特定健診の必要性を市民が理解できるようすべての媒体を活用した情報提供を行い、関係機関と連携しながら受診率を目標値に近づけること。	国において、自治体が目指す達成率を60.0%(平成29年度末)以上としているため、現時点の基準として60.0%をめざす値とする。	
第2次芦屋市健康増進・食育推進計画による目標値でもあり、無料クーポン券の発行や未受診者勧奨などを実施している大腸がん検診の受診勧奨を通じて他のがん検診についても受診勧奨や未受診者勧奨を行っていることから、大腸がんの受診率向上が他のがん検診の受診率向上にもつながると考えられるため。	市の大腸がん検診受診者の計 / 大腸がん検診対象者の計 26年度算式 市大腸がん検診受診者の計(8,700人) / 大腸がん検診対象者(28,663人:平成22年度国勢調査人口より県が推計し作成した対象者数) = 30.4%	定期的ながん検診などの検診を通じて健康管理の支援を図り、市民の健康づくりへの取り組みを高める。	がん検診推進のため、クーポンの発行など健康管理の支援を行っている大腸がん検診を国の目標に準じた「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」に基づき、50.0%をめざす値とする。	「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」に基づき、50.0%
第2次芦屋市健康増進・食育推進計画による目標値でもあり、麻しんや風しんが流行することによる社会的な影響が懸念され、国においても特定感染症予防指針が策定されているため。	麻しん・風しん混合(MR)ワクチン2期の接種者を対象者で除した割合。	社会全体の感染症の予防のために、未接種者等に対し啓発等が速やかにできるシステムの構築を図り乳幼児の予防接種をはじめ予防接種全体の接種率を高める	社会的な影響が懸念されている麻しん・風しん混合(MR)ワクチン2期の接種率を、対象者及び未接種等への啓発等を1期目から継続して速やかに行うことにより、「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」に基づく目標数値の100%を目指す。	麻しん・風しん混合(MR)ワクチン2期の接種者を対象者で除した割合
食育関係の講座の実施状況を表すため。	もぐもぐ離乳食・幼児のための食育推進講座・バランスアップ教室参加者の合計。	健康を維持する食習慣の確立実践を図るため、すべてのライフステージごとの食育に関する啓発や教育を実施する。	食育に関する関心度、実践度を把握するため、各ライフステージごとに実施する各食育関係講座定員の90.0%を目標とする。	もぐもぐ離乳食・幼児のための食育推進講座・バランスアップ教室参加者の合計。
第2次芦屋市健康増進・食育推進計画による目標値でもあり、こころの病を予防するために、家族や地域等を含め相談者等の存在が大切なため。	第3次芦屋市健康増進・食育推進計画策定にあたって実施する市民アンケート調査において、悩んだりストレスを抱えた時にだれに相談するか、の問いに対し、相談する相手がいる人の割合。	こころの病を予防するため、家族や地域を含めた相談者の育成を図り専門機関に繋げるようこころの健康に関わる相談窓口の充実を図る。	こころの健康づくりを支援するため、家庭や地域でのストレスの相談先の充実を図り相談窓口の周知を図り専門機関による相談に繋がるよう、「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」に基づく相談相手がいる人の割合の目標数値である、100%を目指す。	次期芦屋市健康増進・食育推進計画策定時におけるアンケート調査による割合。

6-2 市民が適切な診療を受けられる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。	市立芦屋病院の病床(199床)稼働率(%)	85.0	↗	93.1	病院の総病床数に占める稼働病床数の割合。病院のベッドがどの程度稼働しているかを示す数字で、概ね100%でベッドが満床を示す。 出所:市立芦屋病院中期経営計画
	紹介率(他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合)(%)	37.0	↗	50.0	他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合(%)。 出所:市立芦屋病院中期経営計画
	逆紹介率(市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合)(%)	64.9	↗	70.0	市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合(%)。 出所:市立芦屋病院中期経営計画
6-2-2 救急救命活動の充実を図り、市民が適切な診療を受けられる体制を構築します。	*救急救命士の救急業務活動従事者数(人/年)	24	↗	29	救急車に乗車して活動する、国家資格である*救急救命士資格を有する職員の年度当初在籍数。
	*認定救急救命士の救急業務活動従事者数(人/年)	17	↗	29	気管挿管又は薬剤投与等の特定行為を実施することができる、国家資格である*認定救急救命士資格を有する職員の年度当初在籍数。
	軽症者数/救急搬送人員(%)	54.0	↘	50.0	芦屋市の救急で年間搬送する患者のうち軽症者数(受診後入院を必要しない傷病者)の割合。

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
阪神南(尼崎・西宮・芦屋)の2次医療圏の医療機関との連携を強化し、市民の信頼を得ることで、芦屋病院の利用者が増加し、病床の稼働率の上昇が見込まれるため。	稼働病床数÷総病床数 【参考】 稼働病床数:その日の終わり(24時)に入院している患者数+その日に退院した患者数。 平成26年度 稼働病床数169.2床÷総病床数199床=85.0%	芦屋病院が、地域の中核病院として、地域の医療需要に対応し地域社会に貢献すること。 急性期病院として、患者の意思を尊重し、最善の医療と癒しを提供していること。	一般病床(175床)稼働率95.0%+*緩和ケア病床(24床)稼働率80.0% 芦屋市から長期借入金借りないで、安定的に病院運営ができる水準。 市立芦屋病院中期経営計画では平成30年度91.4%を目標としている。	稼働病床数÷総病床数 平成32年度 一般病床稼働率95.0%×175÷199+*緩和ケア病床稼働率80.0%×24÷199=93.1%
他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合を示す数値であり、地域の医療機関との連携を表すものであるため。	紹介患者(初診のみ)÷初診患者数(休日・夜間の救急患者数及び救急搬送患者数を除く) 平成26年度 紹介患者3,458人÷初診患者数9,343人=37.0%	地域住民が地域の診療所をかかりつけ医として利用し、検査や入院等の高度な急性期医療を必要する場合には、芦屋病院に紹介することで、在宅医療から急性期医療までバランスのとれた医療提供ができていていること。	「*地域医療支援病院承認要件」の水準(紹介率50%)を目指すことで、地域の診療所の後方支援病院としての機能や役割を担う。	紹介患者(初診のみ)÷初診患者数(休日・夜間の救急患者数及び救急搬送患者数を除く) 平成32年度 紹介患者5,000人÷初診患者数10,000人=50%
市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合を示す数値であり、地域の医療機関との連携を表すものであるため。	逆紹介患者数÷初診患者数(休日・夜間の救急患者数及び救急搬送患者数を除く) 平成26年度 逆紹介患者6,065人÷初診患者数9,343人=64.9%	芦屋病院で、検査や入院などの高度な急性期医療を行ったのちに在宅に戻られる場合、患者さんを地域の診療所に紹介することで、患者さんが地域で安心して療養を行っていること。	「*地域医療支援病院承認要件」の水準(逆紹介率70%)を目指すことで、地域の診療所の後方支援病院としての機能や役割を担う。	逆紹介患者数÷初診患者数(休日・夜間の救急患者数及び救急搬送患者数を除く) 平成32年度 逆紹介患者7,000人÷初診患者数10,000人=70.0%
救急救命士の育成は、救急業務の質の向上を目指し、その業務に関わる従事者を増加させるため実施するものであるため。	2人×2係×4隊×1.569(要員係数)=25.104を基本とする。 (救急業務に従事する救急救命士数×隔日勤務2交替制×救急車4台×週休等の勤務サイクル)	総務省消防庁が定めている消防力の標準的基準である「整備指針」では、救急隊の隊員のうち1人以上は、*救急救命士とするのであるが、本市は1台の救急車に2人を目標とし市民に対する行政サービスの向上を図るものとする。	最低25人を確保するため、救急車数の4台に対して、各2係体制とともに、派遣、昇任等による他業務従事者等4人を動員し、29人とする。	2人×2係×4隊×1.569(要員係数)+他業務従事者等に替わり活動する救急救命士数4人=29.104 (*救急救命士数×隔日勤務2交替制×救急車4台×週休等の勤務サイクル+他業務従事者等に替わり活動する救急救命士)
*認定救急救命士の育成は、早期の救命措置の実施など、救急業務の質の向上を目指し、その業務に関わる従事者を増加させるため実施するものであるため。	1人×2係×4隊×1.569(要員係数)=12.552を基本とする。 (救急業務に従事する*認定救急救命士数×隔日勤務2交替制×救急車4台×週休等の勤務サイクル)	1台の救急車に配置する2人の救急救命士すべてを*認定救急救命士とすることで、病院前救護体制の強化を図り救命率の向上を図る。	1台の救急車に配置する2人の救急救命士すべてを*認定救急救命士とすることで、病院前救護体制の強化を図り救命率の向上を図る。	2人×2係×4隊×1.569(要員係数)+他業務従事者等に替わり活動する救急救命士4人=29.104 (*認定救急救命士数×隔日勤務2交替制×救急車4台×週休等の勤務サイクル+他業務従事者等に替わる救急救命士)
市民が救急車の利用を正しく理解してもらうことが、救急車での搬送の必要性がない軽症者の搬送数の減少につながるものであると考えられるため。	軽症者数/年間搬送人員 平成26年度 2,053人÷3,802人=54.0%	真に救急が必要な人に迅速な対応ができる状況。	50.0%以下 (不要不急の救急件数【軽症者搬送人数】を現在の年間搬送者数をベースとする中で、150件以上減少させ、平成25年の全国平均49.9%並みにする。)	(軽症者数2,053人-150人)÷搬送人員3,802人=50.0%

6-2 市民が適切な診療を受けられる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
6-2-2 救急救命活動の充実を図り、市民が適切な診療を受けられる体制を構築します。	市内救急搬送者数／搬送人員(%)	61.4	↗	64.0	芦屋市の救急で年間搬送する患者のうち、市内の医療機関に搬送する割合。
6-2-3 安定的持続可能な国民健康保険制度の運営に努めます。	*ジェネリック医薬品の使用率(%)	54.5	↗	60.0	後発医薬品の数量／[後発医薬品のある先発医薬品の数量＋後発医薬品の数量]で求めた割合。 厚生労働省が発表する「調剤医療費(電算処理分)の動向」

7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
7-1-1 地域の住民やボランティア、自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。	*地域発信型ネットワーク会議参加者数(人／年)	657	↗	838	*地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区、年間延べ人数)。 出所：*社会福祉協議会事業報告
	保健福祉センターの総合相談窓口の相談件数(件／年)	302	↗	600	保健福祉センターにおける総合相談窓口の年間延べ相談者数。 出所：事務報告書
	*高齢者生活支援センターの新規相談者数(人／年)	1,201	↗	1,280	*高齢者生活支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。 出所：*高齢者生活支援センター活動状況報告、事務報告書

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
地域医療機関との連携を図ることは、より近い市内医療機関への搬送に寄与するという効果を1つの目的としているため。	市内搬送者数／年間搬送人員 平成26年度 2,335人÷3,802人＝61.4%	市内医療機関との強固な連携を確立し、より近い医療機関に、より迅速に搬送できる状況。	市内搬送64.0% (受入れ医療数は、異なるが阪神地区6市1町において、市内搬送率の低い本市の市内医療機関への年間搬送数を現在より100件増加させる)	(市内搬送者数2,335人+100人)÷搬送人員3,802＝64.0%
*ジェネリック医薬品使用促進の取組の結果を直接示す数値であるため。	後発医薬品の数量／[後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量]で求めた割合。 平成26年度 54.5% 厚生労働省が発表する「調剤医療費(電算処理分)の動向」で使用率のみの発表となっているため、基礎となる数量は不明。	安全性の確保を前提に、*ジェネリック医薬品を利用することの意義等を市民が理解できるようすべての媒体を活用した情報提供を行い、関係機関と連携しながら使用率の目標値を達成すること。	自治体の目指す達成率を、国が参考値として60.0%(平成29年度末)以上として示していることや、安全性の確保を前提にする必要があることから、現時点の基準として60.0%をめざす値とする。	

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
*地域発信型ネットワークへの参加は、地域課題解決の意識啓発のきっかけとなるものであると考えられるため。	*地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区)。	地域課題を地域で解決する取組みを進める個人や団体が増加している状況を目指す。	地域福祉計画を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに啓発活動による増加を見込んで算出。 各年度、前年度実績の5.0%増を目指し、小学校区単位で年間約80人が参加している状況を目指す。	657×1.05≒690 を基礎として平成32年まで同様に算出。 (前年度参加者数×1.05)
総合相談窓口の利用者が増加することは、専門職や行政とつながる機会の増加と比例し、相談内容に応じて、住民も含めた支援の仕組みの構築の指標となるため。	保健福祉センターにおける総合相談窓口の年間延べ相談者数。	支援が必要な人が、適切な相談窓口につながり、自立に向けた支援を受け地域で生活できている状況を目指す。	地域福祉計画を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに周知活動による増加を見込んで算出。 窓口機能を拡充した平成27年は前年度の2倍を見込み、 <u>その後は、相談件数を維持できるように進める。</u>	(302×2)×1.0≒600
高齢者の相談窓口等の周知は、結果として新規相談者数の増加に表れると考えられるため。	*高齢者生活支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。	支援が必要な高齢者が、身近な相談窓口につながり、安心して地域で生活できている状況を目指す。	すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに周知活動による増加を見込んで算出。 <u>周知等により、新規相談者が増加している状況をめざし過去の実績の平均値に高齢者の増加率(2.0%)を乗じて算出。</u>	(1,325+1,254+1,201)÷3×1.02≒1,280

7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。	*地域発信型ネットワーク会議参加者数(人/年)	657	↗	838	*地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区, 年間延べ人数)。 出所: *社会福祉協議会事業報告
	視覚に障がいのある人における点字・*声の広報登録者割合(%)	15.5	↗	20.5	視覚障がいによる身体障害者手帳交付者に対する点字・*声の広報登録者の割合。 出所: 第4期障害福祉計画, 障害福祉課調
	手話通訳者等の派遣回数(回/年)	201	↗	234	聴覚に障がいのある人や市の行事等の申請による, 手話通訳者等の年間延べ派遣回数。 出所: 第4期障害福祉計画
	*高齢者生活支援センターが主となり開催した多職種(保健・医療・福祉等)が参加できる研修会・会議等の参加者数(人/年)	339	↗	1,000	*高齢者生活支援センターが主催した多職種(保健・医療・福祉等)が連携した会議の年間延べ参加者数。 出所: 高齢者生活支援センター活動状況報告
7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて, 生活困窮者の自立を支援するとともに地域からの孤立を予防します。	*権利擁護支援センターの新規相談者数(人/年)	127	↗	170	*権利擁護支援センターの年間新規相談者数。 出所: *権利擁護支援センター活動状況報告
	生活困窮者自立支援相談の利用者数(人/年)	-	↗	500	保健福祉センターの総合相談窓口の相談者のうち生活困窮者自立支援相談者数(年間延べ件数) 出所: 事務報告書(掲載予定)

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
参加者数の増加は、情報発信の対象者の増加に比例するため。	*地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区)。	地域課題の解決に向けた取組を行う個人や団体の情報提供により、個人や団体間の円滑な情報共有が行えている状況を目指す。	地域福祉計画を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに啓発活動による増加を見込んで算出。 各年度、前年度実績の5%増を目指し、小学校区単位で年間約80人が参加している状況を目指す。	$657 \times 1.05 = 690$ を基礎として平成32年まで同様に算出。 (前年度参加者数 $\times 1.05$)
視覚障がいによる身体障害者手帳交付者に対する点字・声の広報の制度の周知は、登録者の増加を目指すものであり、その状況を表す数値であるため。この数値が増加することは、障がい者手帳を持つ視覚に障がいのある人が行政等からの情報を得る機会が増えることにつながるため。	点字・声の広報登録者数 \div 年度末の視覚障がいによる身体障害者手帳交付者数 平成26年度 $27 \div 174 = 15.5\%$	視覚に障がいのある人が市から発信する情報を不自由なく得られている状況を目指す。	平成26年～平成32年間に視覚に障がいのある人が新規に障がい者手帳を取得される方々について登録が行われ、視覚障がいによる身体障害者手帳交付者の約2割の方々が行政から発信する情報を得ている状況を目指す。	登録者数:実績をもとに推移、障がい者数:第4期障害福祉計画、視覚障がい者の増加見込み分を登録者とする。 平成23年 $22 / 163 = 13.4\%$ 平成26年 $27 / 174 = 15.5\%$ $174 / 3222$ (H26身体障害者手帳所持者数) $\times 3432$ (H32身体障害者手帳所持者数推計値) $= 185$ 平成32年 視覚に障がいのある手帳所持者推計値185 $185 - 174 = 11$ (増加人数) $(27 + 11) / 185 = 20.5\%$
手話通訳者等が公的機関や市の行事等に派遣される回数が増えることにより、聴覚に障がいのある人が必要な情報を得られることにつながるため。	聴覚に障がいのある人や市の行事等の申請による、手話通訳者等の年間延べ派遣回数。	聴覚に障がいのある人が様々な情報をより多く入手している状況を目指す。	第4期障害福祉計画(H29 216)を基にH30～H32まで毎年6件ずつ増加している状況を目指す。	H27 204, H28 210, H29 216としており、H32まで毎年6件増加を見込み $216 + 6 \text{件} \times 3 \text{年} = 234$
保健・医療・福祉の従事者が連係することが、市民全般に多様なサービスの情報を提供することにつながるため。	*高齢者生活支援センターが主催した多職種(保健・医療・福祉等)が連携した会議の年間延べ参加者数。	保健・医療・福祉の様々な職種の者が連携・情報共有し、高齢者福祉を担っている状況を目指す。	現状値に加え研修会(福祉センターでの開催:150人収容)を年間4回開催して多職種が連携・情報共有している状況を目指す。	$339 + (150 \times 4 \text{回}) = 1,000$
*権利擁護支援センターにおける相談は、その内容に応じて適切な機関へつなぐ役割を果たしており、相談件数の増加は、適切な対応の増加に結び付くものであるため。	*権利擁護支援センターの年間新規相談者数。	支援が必要な高齢者や障がいのある人が適切に権利を行使できる状況を目指す。	地域福祉計画を根拠としているが、数値目標は設定していないため過去の実績から算出。 過去の推移と直近の実績をもとに前年度5%増を見込み、それらに適切に対応できることを目指す。	$127 \times 1.05 = 133$ を基礎として平成32年まで同様に算出 (前年度参加者数 $\times 1.05$)
相談窓口の周知啓発は、困窮者が相談できる場所があることを周知するものであり、その結果、相談件数の増加に表れると考えられるため。	総合相談窓口の相談者のうち生活困窮者自立支援相談者数(年間延べ件数)	制度の対象者が、相談窓口を利用し、必要に応じて支援に結びつき、社会的孤立を予防できる地域を目指す。	平成27年からの事業のため、国の示す人口規模を基礎とした相談者数で勘案(新規相談者数20件/月)し、相談談者1人あたり2回は相談を利用できる状況を目指す。	$20 \text{人} \times 12 \text{月} \times 2 \text{回} = 500 \text{件}$

7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援するとともに地域からの孤立を予防します。	*生活困窮者自立支援プラン作成者の割合(%)	-	↗	50.0	生活困窮者自立支援の新規相談者数のうち自立支援プラン作成者数。 出所:事務報告書(掲載予定)
	生活向上による生活保護自立廃止件数(世帯/年)	17	↗	20	『生活保護事務実施方針』より「収入増」、「稼働者の転入」、「年金増加」、「引取扶養」など世帯の経済状況好転が廃止理由である廃止件数。 出所:生活保護実務実施方針

7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。	* <u>地域見まもりネット事業の加入事業者数(件/年)</u>	63	↗	100	<u>民間事業者が一人暮らし高齢者、高齢世帯等の見まもり活動を行う地域見守り・生活支援ネットワークの参加事業者数。</u> 出所:*社会福祉協議会事業報告
	*高齢者生活支援センターの新規相談者数(人/年)	1,201	↗	1,280	*高齢者支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。 出所:*高齢者生活支援センター活動状況報告、事務報告書
	地域ケア会議の開催数(回/年)	5	↗	25	地域住民や支援者から挙げられた個別の事例を検討する「地域ケア会議」の開催回数。 出所:*高齢者生活支援センター活動状況報告、事務報告書

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
プラン作成者の割合の増加が自立支援の体制整備状況の目安となるため。	生活困窮者自立支援相談者数のうち自立支援プラン作成者数。 自立支援プラン作成者数累計÷生活困窮者自立支援相談の新規相談者数累計	支援が必要な対象者が社会参加や就労可能な状況から地域の担い手となることを目指す。	平成27年からの事業のため、平成26年度末に国が示した目安値(新規相談者数の5割)をもとに相談者のうちのプラン作成者が5割となっている状況を目指す。	新規相談者のうちの50.0%
行政の支援は、自立を目指すことを目的としており、生活保護自立廃止件数の増加は稼働・年金収入、仕送りの増加及び親族の引き取りなど世帯の生活が向上したことを表すものであるため。	『生活保護事務実施方針』より「収入増」、「稼働者の転入」、「年金増加」、「引取扶養」など世帯の経済状況好転が廃止理由である年間廃止件数。	就労への阻害要因がない受給者の求職活動、増収への取組を支援することにより自立助長を目指す。また年金裁定請求手続きの支援などにより高齢世帯の安定した収入の確保を目指す。	生活保護制度の趣旨は保護が必要な人に対して漏れのない給付を行うこと、世帯の保護からの脱却に必要な援助を行うことであり、予め全体の目標値を定めることは、生活保護実施の態度として求められていることと相反するが、 <u>現在の取組を継続・充実により現在と同程度の件数の自立につながるよう、支援に取り組む。</u>	過去の実績値をもとに、今後の保護受給世帯数の増減見込(年間約4%増加)の割合を乗じた数値。 17件×1.04の5乗(=1.216)=20.6=20件

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
事業の啓発等により、加入事業者の増加が地域の見守りにつながるものと考えられるため。	毎年度末の地域見守り・生活支援ネットワークの参加事業者数。	支援が必要な高齢者を早期発見・相談につなぐ役割を担う協力事業者が増加している状況を目指す。	すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の数値から啓発活動による増加を見込んで算出。 参考:*防犯協会に登録している個人約100人、防犯協会に登録している団体約100か所であり、(防犯協会会員、団体の100という数が市内に適した数と考えると、類似の役割を担う見守りネットも約100を目指す。	
*高齢者生活支援センターという第一義的な窓口であり、ここでの高齢者の総合診断の増加により、医療的な支援につなげる割合が高まるため。	*高齢者支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。	支援が必要な高齢者が、身近な相談窓口につながり、安心して地域で生活できている状況を目指す。	すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに周知活動による増加を見込んで算出。 <u>新規相談者の増加に対応できるよう、センターの強化に取り組む。</u>	$(1,325 + 1,254 + 1,201) \div 3 \times 1.02 = 1,280$
地域での支援体制づくりのための会議開催を重点取組としており、それを直接的に表す数値であるため。	地域住民や支援者から挙げた個別の事例を検討する「地域ケア会議」の開催回数。	ケア会議で解決の方向性を見出し、高齢者が地域で安心して生活できる状況を目指す。	4支援センターが毎年会議数を1回ずつ増やしていくことを目標とする。	$5回 + (4センター \times 1回 \times 5年) = 25回$

7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。	*地域発信型ネットワーク会議を通じた地域活動の実践件数(件/年)	4	↗	10	*地域発信型ネットワークにおいて地域活動の報告を行った件数。 出所:*社会福祉協議会の活動報告
7-2-2 <u>高齢者の参加が推進され、担い手として活躍できる仕組みづくり</u> を行います。	認知症サポーター養成講座受講者数(人/年)	1,285	↗	1,500	認知症になった人の手助け等を行うボランティアを養成する「認知症サポーター養成講座」の年間延べ受講者数。 出所:*社会福祉協議会の活動報告
	権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合(%)	57.8	↗	75.0	毎年度実施している権利擁護支援者養成研修の修了された市民のうち、*市民後見人の活動を含め地域における権利擁護支援の担い手として「権利擁護支援者人材バンク」に登録した数の割合。 出所:*権利擁護支援センター事業報告、事務報告書
7-2-3 高齢者の社会参加と就労の機会を拡充し、生きがい活動を推進します。	*シルバー人材センターの会員数(人/年)	1,004	↗	1,300	*シルバー人材センターの会員数。 出所:*シルバー人材センター活動報告
	老人福祉会館の利用者数(人/年)	28,859	↗	35,000	老人福祉会館の年間延べ利用者数。 出所:事務報告書
	老人クラブの会員数(人/年)	3,015	↗	3,100	老人クラブの毎年4月1日時点の会員数。 出所:事務報告書
	介護予防事業(*介護予防センター)の参加者数(人/年)	26,492	↗	29,000	*介護予防センターで実施する介護予防事業の年間延べ参加者数。 出所:課内資料

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
地域活動を実践した件数を表すものの1つであるため。	*地域発信型ネットワークにおいて地域活動の報告を行った年間件数。	互助の地域づくりを主体的に取り組む団体が増加している状況を目指し活動の啓発や団体間の連携を支援する。	地域福祉計画・すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため小学校区単位で算出。	小学校区単位(旧三条小学校区、潮芦屋地区含む)10か所
重点取組が養成講座の実施であり、その結果を直接表す数値であるため。	認知症になった人の手助け等を行うボランティアを養成する「認知症サポーター養成講座」の年間延べ受講者数。	支援が必要な高齢者の早期発見と適切な相談につなぐ役割を担える認知症サポーターが増加している状況を目指す。	過去の実績数に65歳以上の要介護者人口(潜在的对象者)の増加率(1.2)を乗じる。 平成26年:4,758人 平成27年:4,974人 ... 平成32年:6,078人	$1258 \times 1.2 \div 1,500$
権利擁護の研修や周知により、市民の中で、その意識が高まり、支援の担い手となることにつながるものと考えられるため。	権利擁護支援者人材バンク登録者数(年)÷年間の権利擁護支援者養成研修修了者数(年) (平成26年度) $11人 \div 19人 = 57.8\%$	「権利擁護支援者養成研修」の受講生が増加し、*市民後見人の候補者が育成されている状況を目指す。	地域福祉計画を根拠とするが数値目標は設定していないため過去の実績値から増加を見込んで算出。 権利擁護の研修や周知により、多くの市民が権利擁護支援者養成研修を受講し、人材バンクに登録している割合が現状の3割増を目指す。	$58.6\% \times 1.3 \div 75.0\%$
「*シルバー人材センター」は、高齢者の社会参加と就労機会創出の主要な事業であり、その会員数は、就労機会とも比例するものであるため。	毎年度末の*シルバー人材センターの会員数。	生き生きと動く高齢者が増えている状況を目指す。	*シルバー人材センターの中期事業計画より毎年46人増加を見込んでいる。	$1004 + (46 \times 6) \div 1300$
高齢者の社会参加の主要な一つの拠点となる「老人福祉会館」での活動促進を重点取組に掲げており、利用者数は、その対象となった数を表すものであるため。	老人福祉会館の年間延べ利用者数。	高齢者が生きがいを持って地域で活動している状況を目指す。	過去の実績数に65歳以上人口の増加率(1.1)と高齢者の社会参加率(期待値1.1)を乗じた数を目指す。	$28859 \times 1.21 \div 35000$
老人クラブ活動の周知による、クラブの加入者の増加は、クラブの活性化につながっていると考えられるため。	毎年4月1日時点で各単位老人クラブ(各町老人クラブ)に加入している会員数。	高齢者が生きがいを持って地域で活動している状況を目指す。	老人クラブの会員数は微減傾向であり、高齢化が進んでいるので取り組みとして地域に活動の魅力を発信し、まずは現状を維持することを重点とし、その後各単位老人クラブで会員数の増加を目指す。	$3,015 + 85 \text{ (各町1名増加)} = 3,100$
介護予防の啓発を事業参加者に行うことで、その意識が高まると考えられ、事業参加者の増加は、その意識の広がりにつながっていると考えられるため。	*介護予防センターで実施する介護予防事業の年間延べ参加者数。	高齢者の健康寿命が延びて元気に過ごしている状況を目指す。	過去の実績数に65歳以上人口の増加率(1.1)を乗じた数を目指す。	$26,492 \times 1.1 \div 29,000$

7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。	障がいのある人に対する地域の理解度(%)	22.9 <u>(H25)</u>	↗	30.9	障害福祉計画策定にあたって実施している「障がい福祉に関するアンケート調査」(3年毎実施)において、「あなたは、障がいのある人に対する地域の理解は進んできたと思いますか」という問いに対して「かなり進んできた」「まあまあ進んできた」と回答した合計割合。 出所: 芦屋市障がい福祉に関するアンケート調査
	*サポートファイルの配布部数(累計冊数)	133	↗	306	支援を必要とする人からの依頼により配布した*サポートファイルの配布部数(累計冊数)。 出所: 芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画
7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。	「相談相手」が障がい者相談支援事業と回答した割合(%)	10.0 <u>(H25)</u>	↗	15.0	障害福祉計画策定にあたって実施している「障がい福祉に関するアンケート調査」(3年毎実施)において、「あなたが、悩みや困ったことを相談するのはどなたですか」という問いに対して障がい者相談支援事業と回答した割合(%)。 出所: 芦屋市障がい福祉に関するアンケート調査
	障がいのある人の*権利擁護支援センターでの相談件数(件/年)	760	↗	904	*権利擁護支援センターの相談件数のうち障がいのある人の相談件数。 出所: *権利擁護支援センター活動状況報告

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
障がいへの理解が広がり、深まるために普及啓発を行うことにより、障がいのある人が地域の障がい理解が進んでいると思う割合が増加していくと考えられるため。	平成26年3月実施の「障がい福祉に関するアンケート調査」(3年毎実施)問43「あなたは、障がいのある人に対する地域の理解は進んできたと思えますか」という問いに対して「かなり進んできた」「まあまあ進んできた」と回答した合計割合。	障がい理解を深めるための普及、啓発活動を行うことで障がいのある人が地域から理解が得られている状況を目指す。	平成23年の調査時から平成26年の調査時において、障がい理解が4.0%下降しているため、平成29年には平成23年の値へ戻し、平成32年には障がいのある人の3割の方が、地域の障がい理解が進んでいると思えている状況を目指す。	平成23年調査26.9% 平成26年調査22.9% $4.0\% \times 2 = 8\%$ 上昇
平成26年5月から*サポートファイルの配布を開始しており、*サポートファイルの普及啓発を行うことにより、*サポートファイルが認知され利用者側・支援者側からも利用が促され、配布部数も増加するため。	市役所(福祉・こども・教育)、学校園、保健センター、障がい者相談支援事業等で平成26年5月から平成26年度末までに配布した部数。	支援の必要な人が*サポートファイルを利用して必要な支援が途切れなく受けられる状況を目指す。	平成32年度末の18歳未満の障がい者手帳所持者及び手帳未所持者60人が*サポートファイルを利用している状況を目指す。 (平成26年度末現在18歳未満の障がい者手帳所持者数は214人)	10冊×6年(H26~H32) +246冊(H32年度末18歳未満障がい者手帳所持者)
平成26年度から障がいのある人の地域の相談支援の拠点として*障がい者基幹相談支援センターを設置しており、それを中心とした相談支援事業の体制等の充実が図られることにより、障がいのある人が、その事業を利用し、相談する割合が増加するため。	平成26年3月実施の「障がい福祉に関するアンケート調査」(3年毎実施)問27「あなたが、悩みや困ったことを相談するのはどなたですか」という問いに対して障がい者相談支援事業と回答した割合(%)	*障がい者基幹相談支援センターが核となり相談支援事業者の人材を育成し相談体制が充実し、障がいのある人が相談支援事業を利用している状況を目指す。	平成23年の調査時から平成26年の調査時において、相談支援事業を相談者いる割合が2.4%上昇しており、平成29年、平成32年にも引き続き相談支援体制を充実させ5%の上昇を目指す。	平成23年調査7.6% 平成26年調査10.0% $2.4\% \times 2 \leq 5\%$ 上昇
障がいのある人の相談窓口としての周知啓発と相談体制の充実と啓発推進の目安となるため。	地域福祉計画に目標として明記しているが数値目標は設定していないため年度末における相談者数を設定。	支援を必要とする障がいのある人が相談しやすい体制整備を目指す。	過去の相談推移を踏まえ前年度のおおむね3%増を見込み、それら対応できるようにセンターの充実を目指す。 平成24年:701件 平成25年:727件 平成26年:760件	平成24年⇒平成25年 $(727 \div 701) \times 100\% \approx 103\%$ 平成25年⇒平成26年 $(760 \div 727) \times 100\% \approx 104\%$

7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
7-3-3 障がい福祉サービス等の提供基盤の整備を進めます。	*計画相談支援事業利用人数(人/年)	1,608	↗	8,331	*計画相談支援年間延べ利用者数 出所: 芦屋市第4期障害福祉計画
	療育支援相談件数(件/年)	149	↗	176	療育支援相談の年間延べ件数 出所: 障害福祉課調
7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。	障がいのある人の一般就労移行者数(人/年)	10	↗	20	市が配置している障がい者就労支援員が障がいのある人を一般就労に結び付けることができた人数(人/年)。 出所: 芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画
	障がいのある人の短期雇用(*チャレンジド雇用)任用延月数(月/年)	8	↗	24	市が行っている*チャレンジド雇用の任用延月数(月/年)。 出所: 芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画
	*芦屋市障害者雇用奨励金の交付人数(人/年)	0	↗	3	*芦屋市障害者雇用奨励金の年間交付人数。 出所: 事務報告書

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
*計画支援事業の利用人数は、障がいのある人が必要な障がい福祉サービス等を利用できることを目的とした当該事業実施状況を直接表す数値であるため。	平成26年度の*計画相談支援を利用した年間延べ利用人数。	障がいのある人が必要な障がい福祉サービス等を適切に安心して受けている状況を目指す。	芦屋市第4期障害福祉計画にて平成29年までの見込値を算出しており、計画上の平成28年から平成29年の利用者増加割合を平成32年まで継続させ平成26年から5倍の増加となる8,331人以上が計画相談支援事業を利用できている状況を目指す。	平成28年見込値 267 (人/月)×12月=3,204 平成29年見込値 339 (人/月)×12月=4,068 平成28年～平成29年増加率 4,068/3,204=1.27 H30 4,068×1.27=5,166 H31 5,166×1.27=6,560 H32 6,560×1.27=8,331
療育支援相談は、療育支援の中心事業であり、その件数の増加は、相談に関わる保健・医療・福祉・教育の関係機関の経験やノウハウがさらに蓄積されることで、より連携が強化されることにより、支援体制が推進されていると考えられるため。	療育支援相談の年間延べ件数	保健・医療・福祉・教育が連携して早期に障がいのある児童のよりよい育ちを支援している状況を目指す。	現在行える療育支援相談の最大相談件数176件の実現を早期にめざし、さらに療育支援相談の内容の充実を図る。	医師面接8回×8人×2回=128回+48回(4人×12月)=176回
一般就労は、障がいのある人の就労支援の最終目標の一つとなっているため。	平成26年度の保健福祉センターに配置している就労支援員が中心となり支援を行い一般就労に結び付いた障がいのある人の人数。	障がい者就労を支援する機関が連携し、障がいのある人が一般就労へ結び付いている状況を目指す。	平成26年度中の一般就労された障がいのある人の2倍の人数を目指す。	平成26年実績値 10人×2倍=20
市が実施している知的や精神に障がいのある人の短期雇用(*チャレンジ雇用)の任用月数の増加は新たな就労支援の場の提供となっているため。	平成26年度の年間延べ任用月数。	市役所内の様々な部署で障がいのある人が任用されている状況を目指す。	市役所内で1年度間に常時2人の障がいのある人が*チャレンジ雇用で任用されている状況を目指す。	12月×2人=24月
*芦屋市障害者雇用奨励金制度は、障がいのある人の継続的な雇用を図るためのものであり、その結果は、雇用の実績に伴うものであるため。	*芦屋市障害者雇用奨励金の年間交付人数。	制度の周知・啓発を継続して行い、市内の多くの事業所で障がいのある人が継続的に雇用されている姿。	国の制度の利用が必須要件であることと、過去数年間でほぼ制度利用がないなかで、ハローワークと連携しながら3件を目指す。	

8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知, 啓発に努めます。	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数(件/年)	411	↘	200	路上強盗等の街頭犯罪と空き巣等の侵入犯罪で芦屋警察署が認知した件数。 出所: 芦屋警察署資料
	犯罪被害者等に対する支援制度への認知度向上のための研修への参加人数(人/年)	—	↗	160	犯罪被害者等の支援に関する研修会の参加人数。 出所: 芦屋市事務報告書(今後掲載予定)
8-1-2 消費生活に関する情報を分かりやすく提供するとともに, 相談業務や消費者教育の充実を図ります。	消費生活フェア参加人数(人/年)	341	↗	400	消費者問題意識がまだ完成していない子どもに, 消費についてのきっかけを学ぶ場として, またそれを見守る大人も一緒に学べる場として実施している消費生活フェア参加者数。 出所: 事務報告書
	消費生活に関する講座の参加者数(人/年)	306	↗	359	自らを消費者被害から守り, *消費者市民として活躍する人材を育成するための消費生活に関する講座の年間延べ参加者数。 出所: 事務報告書

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
各種防犯活動の連携強化と啓発を図ることにより、街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数が減少すると考えられるため。	街頭犯罪(路上強盗、強制わいせつ、ひったくり、車上狙い等の街頭での窃盗、器物損壊等)と侵入犯罪(空き巣、事務所・出店荒し、金庫破り、忍び込み)の認知件数。(現状)411件	迅速、的確な情報発信及び生活安全推進連絡会や防犯グループ連絡協議会等での情報共有や、防犯活動について連携強化を図る等の取り組みにより、犯罪件数を極力減らす。	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の減少を目指し、過去5年間で半減させてこれたため、これを持続させる。	平成21年度870件① 平成26年度411件② ②/①=47.24% 411件×47.24%≒200件
研修への参加人数が増えることにより、制度の認知度向上、適正な支援に資すると考えられるため。	犯罪被害者等の支援に関する研修会の参加人数。(現状)研修を開催していない	市役所内及び関係外部団体においては、犯罪被害者等に対する理解が職員全体でできていくことを目指す。また、犯罪被害者等に対する理解がある市民を極力増やす。	市役所関係は5年間ですべての職員が受講するものとし、関係外部団体から10人。市民への周知として市民の参加を30人を見込んで、毎年度160人規模で研修会を開催していくことを目標とする。可能であれば今後参加人数を増やす。	①市役所関係 一般事務職及び技術職数 321+295=616人 616人 ②/5年≒120人 ③関係外部団体 10人 ③ 市民 30人 ① +②+③ 120+10+30=160人
消費生活フェアは、対象者も多く、また関係機関からの参加のある消費者問題等の啓発事業としては大きな役割を担っている事業であり、その参加者数の動向は、消費者への意識啓発の取組の結果の大きな割合を占めるものであるため。	消費生活フェア参加者数	継続的に、フェアの開催や周知啓発を行うことにより、子どもから大人まで幅広い世代が消費生活について学び、様々な消費問題について自らが的確な判断と行動ができるようになっていく。	年々子どもについては人口の減少がみられるが、高齢者については、人口が増加している。消費者問題の意識が高くない子どもや高齢者については、特に、その人口増加率相当分の参加者を増やすことが必要であるため、70歳以上人口増加率(総務省統計局資料)の年2.7パーセント相当分の参加者の増加を目指す。	341×1.027の6乗=400
啓発において、年々複雑化、巧妙化するいろいろな消費問題の知識を継続的に得てもらうことは重要であり、講座の参加者数は、その取り組みの結果を表す数値であるため。	消費生活に関する講座の年間延べ参加者数。	継続的に講座を開催するなどにより、自らを消費者被害から守り、市民の多くが*消費者市民として活躍している。	消費者被害に遭遇しやすい70歳以上の高齢者の人口増加率相当分の参加者を増やすことが必要であるため、当該人口増加率(総務省統計局資料)の年2.7パーセント相当分の参加者の増加を目指す。	306×1.027の6乗=359

8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
8-2-1 見守り活動や情報提供の充実により、犯罪が起きにくい環境を整えます。	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数(件/年)	411	↘	200	路上強盗等の街頭犯罪と空き巣等の侵入犯罪で芦屋警察署が認知した件数。 出所: 芦屋警察署資料
	市が管理する街灯のLED化率(%)	7.7	↗	41.8	市道に設置された街灯数のうちLED化された街灯の割合。 出所: 道路課内部資料

9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
9-1-1 災害時に地域の人たちが主体となって防災活動が行える基盤作りを進めます。	自主防災会等による訓練参加者(人/年)	1,116	↗	3,000	自主防災会等が主催した防災訓練での年間延べ参加者数を算出。 出所: 防災安全課内部資料
	土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合(%)	0.0	↗	100	土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合。 出所: 芦屋市地域防災計画

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
各種防犯活動の連携強化と啓発を図ることにより、街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数が減少すると考えられるため。	街頭犯罪(路上強盗、強制わいせつ、ひったくり、車上狙い等の街頭での窃盗、器物損壊等)と侵入犯罪(空き巣、事務所・出店荒し、金庫破り、忍び込み)の認知件数。 平成26年度 411件	*まちづくり防犯グループ等の活性化を図り、見守り・見回り活動が充実するように支援することにより、犯罪件数を極力減らす。	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の減少を目指し、過去5年間で半減させてこれたため、これを持続させる。	平成21年度870件① 平成26年度411件② ②/①=47.24% 411件×47.24%≒200件
街灯をLED化することにより照度の向上や球切れによる消灯を防ぐこと等が可能であり、LED化率は、市内全体の進捗を表せる数値であるため。	LED化された街灯数/設置済み街灯数。 数値は各年度末 平成26年度 LED化された街灯数590 設置済み街灯数7,702 590/7,702=7.7%	街灯のLED化を市内全体に推進する	街灯の増設時や100w及び200w水銀灯をLEDに改修、また、蛍光灯の球切れ時にLEDに改修することにより、LED化された街灯数を実施計画通り(増設300、改修2,453)に増やす。	LED化された街灯数 現状590+増設300+LEDに改修2453=計3343 設置済み街灯 現状7,702+増設300=8,002 3,343/8,002≒41.8%

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
自主防災会等の活動は、地域住民主体の防災活動の核となるものであり、その活動への参加者の増加は、地域活動の活性化と比例すると考えられるため。	年間の自主防災会等が主催した防災訓練の延べ参加者数。 (現状) 平成24年度 2,718人 平成25年度 1,404人 平成26年度 1,116人	自主防災組織等地域活動の活性化を図り、その結果として多くの住民が訓練に参加することを旨とする。	平成24年度から26年度の訓練参加者数を考慮し、一番参加者数が多かった平成24年度の訓練参加者数より増加させ3,000人の参加を目指す。	
土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域では、早急に防災活動が行える基盤作りが必要であり、その地区における策定件数が市内でも優先する課題であるため。	地区防災計画の策定済の地区数)÷土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域内にある地区数	市内すべての地区において地区防災計画を策定することを目指す。	津波災害及び土砂災害の危険がある地区をまず優先し、それらの地区のすべてにおいて地区防災計画が策定されていることを目指し、土砂災害警戒区域内に地区が9地区、津波浸水想定区域内にある地区が11地区であり、計20地区のすべての地区で地区防災計画を策定する。	20÷20=100%

9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
9-1-1 災害時に地域の人たちが主体となって防災活動が行える基盤作りを進めます。	*個別避難支援計画策定数(件)	1,380	↗	3,300	*緊急・災害時要援護者登録申請申請者数のうち*個別避難支援計画が策定された件数。 (*緊急・災害時要援護者登録申請書について 高齢者の場合:各地区*民生委員が支援が必要な方の自宅を訪問し状況の把握により申請の勧奨を行っている。障がいのある人の場合:障害福祉課から障がい者手帳所持者のかた等に申請書を発送し登録申請の手続きを行っている。)
	避難訓練に参加した要援護者数(人/年)	—	↗	660	自主防災会等が主催した防災訓練に参加した*災害時要援護者数。 出所:防災安全課内部資料
9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。	119番通報受信から出場までの時間(平均時間)	2分32秒	↘	2分29秒	119番通報受信時間~緊急車両出動時間。 通信指令装置において、すべての受信に対して把握している。
	緊急性のない119番受信件数(件/年)	3,079	↘	2,500	119番受信のうち、いざづら・間違い・問い合わせ等、緊急性のないものの件数。 通信指令装置において、すべての受信に対して把握している。
	*はしご車架梯・接近状況可否(接着可能棟の割合)(%)	55.0	↗	57.0	市内5階以上建築物(平成26年、本市が現在保有するはしご車で接着できる(接着できないケースとは、架線や樹木で、はしご車に乗り移っての人命救助ができない状況)棟数の割合。 現場確認により棟数を把握している。

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
重点取組である*個別避難支援計画の策定の結果を表す数値であるため。	年度末における*個別避難支援計画の策定件数の累計。	*個別避難支援計画を活用し、災害時に支援が必要な高齢者・障がいのある人等が地域に見守られながら避難できる状況を目指す。	地域福祉計画・障害者(児)福祉計画・すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標の設定はしていないため、 ①現状の*緊急・災害時要援護者台帳の申請者のうち ②「避難支援に他者の援助がいる」方の「*個別避難支援計画」の「地域支援者(=本人の避難支援を行うかた)」の記載が完了している*個別避難支援計画の策定数が ③平成32年の高齢者の登録者の推計値 ④平成32年の障がいのある人の登録者の推計値 ⑤ ③の7割 ⑥ ④の8割 ⑦ ⑤と⑥の合計数として算出	①高齢者:2,444件 障がいのある人:408件 ②高齢者:1,082件 障がいのある人:298件 ③ 4,329件 ④ 479件 ⑤ $4,329 \times 70\% \approx 3,000$ ⑥ $479 \times 80\% \approx 380$ ⑦ ⑤+⑥ $\approx 3,300$
要援護者個別避難計画に基づく地域住民主体となった訓練実施等の行政支援の効果として、実際に、要援護者を含めた地域主体の訓練がどの程度行われているかに表れると考えられるため。	自主防災会等が主催した防災訓練に参加した*災害時要援護者数。	すべての*災害時要援護者に訓練に参加してもらえるように自主防災組織を支援する。	5年後は緊急・*災害時要援護者登録申請申請者数のうち*個別避難支援計画を策定した*災害時要援護者数を3,300人と設定しているため、5年に1度は避難訓練に参加をしてもらうことを目指す。	$3300 / 5年 = 660人 / 年$
出動までの時間の短縮は、受信体制のさらなる充実に取り組むことの効果として目指すべきものであるため。	119番通報受信時間～緊急車両出動時間の年平均。(平成26年度2分32秒)	聞き取り項目など、最低限要する時間はあるものの、出動まで、また、現場まで1秒でも早く到着し、活動できること。	統合型発信地表示システム導入後、この4年間の推移の中で、10秒の短縮をしてきたが、今後の5年間で、さらに3秒の短縮を目指す。	2分32秒-3秒
市民が119番通報を正しく理解してもらうことが、緊急性のない119番をしないことにつながるものであると考えられるため。	119番受信件数から出動指令件数を差し引いた数。	真に救急、消防が必要な人に1秒でも早く対応できる状況。	119番は緊急通報であることを正しく理解していたが、この5年間の推移の中では、緊急性のない通報が約200件増加している状況の中、今後、年あたり100件程度の減少を目指す。	$3,079件 - 100件 \times 5年 \approx 2,500$
取組の目的である、「はしご車が接着できる対象物を増やす」の結果を直接表す数値であるため。	接着可能棟数(毎年4月1日時点)÷5階建以上の建物総棟数(毎年4月1日時点)。 平成26年度 $318棟 \div 576棟 \approx 0.55$	障害物を避けて建物に接近可能な先端屈折式はしご車の更新導入も検討し、接着可能棟数を増加させるとともに、接着不可能な建物については、代替措置で設置している活動ハッチを使用して消防活動を実施する。居住者に対しては、適切な避難方法についての指導を行い、災害時の死傷者の発生をひとりでも少なくする。	すべての住宅を対象とすることは、車両性能、道路幅員等の問題もあり不可能であるが、可能な限り増加させる。新築対象物については、建築時の業者への指導や、車両更新等により、対象となる棟数増を目指す。	過去の実績から5年で増加するであろう5階以上中高層建築物を20棟と想定し、それらについては事前の指導などを通じて接着可能なものとして想定。また、車両更新により、新たに接着可能となる棟数を3棟と想定 $(318+20+3) \div (576+20) \approx 0.57$

9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。	消防団員数(人)	98	↗	110	毎年、4月1日の消防団員数 出所:事務報告書
9-1-3 想定される様々な大規模災害に対応出来る防災・減災体制を充実させます。	民間事業者との*災害時における応援協定締結数(件)	20	↗	38	民間事業者との*災害時における応援協定締結数。 出所:芦屋市地域防災計画の資料編
	防災リーダー養成講座受講者数(人/年)	4	→	4	防災リーダー養成講座年間受講者数 出所:防災安全課内部資料
	マンホールトイレ及び井戸を設置した学校の割合(%)	0.0	↗	54.5	市立小中学校のうち、マンホールトイレ及び手動の井戸を設置した市立小中学校数の割合。 出所:防災安全課内部資料
	*災害時協力井戸の登録件数(件)	0	↗	6	災害時に協力井戸として登録してもらっている件数。 出所:芦屋市地域防災計画の資料編
	防災士資格を取得した職員割合(%)	10.0	↗	25.0	一般事務職及び技術職のうち防災士資格を取得している職員の割合。 出所:防災安全課内部資料

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
入団促進は、消防団の強化・現場活動の向上のため、団員数の増加を目指すものであり、その結果を表す数値であるため。	毎年、4月1日の消防団員数	条例定数については、当初は123名でしたが、平成3年、8年と条例定員数を改正し、現在の134名に至りました。今後は減少傾向に歯止めをかけ、将来的には定数を満たすこと。	全国的に消防団員減少傾向への歯止めが掛からない状況下で、本市においても同様。入団促進を図っているが、退団者も多く、当面は、現状の10%の増員を目指す。	$98人+2人 \times 6年 = 110人$
民間事業者との*災害時応援協定締結数を増やすことにより、専門的なノウハウ、物資・資機材の提供等の支援が円滑に行うことができ、大規模災害に対応できる体制を充実できると考えられるため。	年度末時点の、民間事業者との*災害時における応援協定締結数。 (現状) 20協定	応援協定の内容を精査し、防災体制を充実させることができるすべての団体と応援協定を締結する。	指定管理者17者のうち、避難者や被災者対応の観点から13者と協定を締結し、それ以外の民間団体とは、これまでの成果が、平均年1団体であり、それを維持する。	指定管理者13団体 民間団体 1団体/年 \times 5年=5団体増 $20+13+5=38$ 団体
災害発災時に被災者支援を円滑に行うために防災リーダーが不可欠で、防災リーダーになるためには養成講座の受講が必要であり、養成講座年間受講者数は取り組みの充実度を示す数値であるから。	防災リーダー養成講座年間受講者数 (現状) 平成24年度 0人 平成25年度 3人 平成26年度 4人	多くの防災リーダーを養成することで、災害発災時の被災者支援が円滑に行えるようにする。	受講者の時間的負担も大きいため、人数を増員することは難しいため、平成26年度の受講者数4人を維持する。	防災リーダー養成講座年間受講者数
マンホールトイレ及び手動の井戸は、応急的に使える排水設備と断水時における生活用水対策設備の具体的設備であり、その設置数は取組の結果を示すものであるため。	マンホールトイレ及び井戸を設置した学校数/市立小中学校数	すべての小中学校に設置する。	公共建築物の保全計画により平成32年度までに改修計画がある小中学校の全校での設置。 平成28-29年浜風小、岩園小 平成29-30年山手中 平成31-32年精道中 平成31年朝日ヶ丘小、山手小の計6校に設置。	市立小中学校数11校 $6/11 \div 54.5\%$
市からの協力要請に応じて、登録してもらっている件数を示す数値であるため。	災害時に協力井戸として登録してもらっている件数。	極力、協力してもらえ井戸数を増やすことで、災害時の生活用水を確保する。	いずれの自治体も井戸自体の総数を把握できないため、割合は算出できない。ただし、かなり低い割合であろうことは予想されるので、把握できている民間井戸29件の20.0%は登録していただくことを目指す。	$29件 \times 20.0\% \div 6件$
防災士資格を取得した職員数を増やすことにより、より多くの職員が災害対応の知見・経験・教訓を共有することができ、市役所の防災体制が充実するため。	年度当初における防災士資格を取得している職員数/一般事務所及び技術職数 (人数には再任用職員含む) 平成26年度 防災士資格を取得している職員数59人一般事務所及び技術職数 $321+295=616人$ $59/616 \div 10.0\%$	多くの職員に防災士資格を取得させることにより、市役所の防災体制を充実させる。	防災士資格の取得にあたっては、日常業務との関係から職員の負担も多いことを考慮すると、早急に多くの職員に取得させることは難しいので、5年後は資格を取得している職員割合を25.0%を目指す。	防災士資格を取得した職員割合(%)25.0%

9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
9-2-1 民間建築物の防災・減災機能の向上を促進します。	住宅の耐震化率(%)	93.3 (H25)	↗	96.0	市内住宅総数に占める耐震性がある住宅数の割合(%)。 出所: 芦屋市耐震改修促進計画
9-2-2 公共建築物の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。	公共建築物の耐震化率(50㎡未満及び居室の無い建築物を除く。)(%)	90.0	↗	100	市全体公共建築物のうち耐震化が完了した建築物の割合。 出所: 課内管理台帳
9-2-3 ライフライン等の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。	下水道管耐震化率(%) (耐震化延長/管路総延長)	21.8	↗	23.2	下水道管路総延長に占める、更新した污水管延長の割合。 (耐震化延長は老朽管の更新と合わせて行う芦屋市公共下水道長寿命化計画(平成24年度策定)による更新延長をもとに算出する。) 管路施設の耐震化率は平成22年度末、全国で14.0%(国土交通省)
	水道管耐震化率(%) (耐震化延長/管路総延長)	37.2	↗	45.7	管路総延長に占める耐震管路延長で、日本水道協会ガイドライン業務指標(PI)によるもの。(全国平均 平成25年9.5%)

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
耐震化促進を周知することで、市民の意識や理解が高まり、改修実施につながると考えられるため。	耐震性がある住宅数(戸) ÷住宅総数(戸) 平成25年度 (41,034-2,758)戸÷ 41,034戸≒93.3%	住宅の耐震化が進み、安全で安心な暮らしができるとともに、災害に強いまちになっている。	平成37年度までの目標耐震化率を98%としており、過去の改修実績の傾向に基づき改修が進むものとする。	平成32年度 (41,492-1,405)戸÷ 41,492戸≒96.0%
公共建築物の耐震改修の結果を直接表す数値であるため。	耐震性のある市有建築物数÷市有建築物 平成26年度 216÷240=90.0%	公共建築物について、安全で安心して利用できるよう、耐震性を確保する。	平成32年度までに「芦屋市耐震改修促進計画」に基づき、全ての市有建築物の耐震化を実施する。	耐震化完了のため100%
下水道施設の耐震化状況を表す数値であるため。	更新した污水管延長／ 管路総延長×100(%) (耐震化延長は老朽管の更新と合わせて行う芦屋市公共下水道長寿命化計画(平成24度策定)による更新延長をもとに算出する。) 平成26年度 更新した污水管延長 55.4km÷管路総延長 254.2km=21.8%	水循環基本法から良好な水処理と環境保全を維持するため一定の老朽管の更新を図る。	受益者負担の中で運営している現状の財政面から、国土交通省の長寿命化計画(平成25年～平成29年)に基づき毎年0.6kmの更新により耐震化率の向上を図る。	(更新した污水管延長 55.4km+0.6km×6年)÷ 管路総延長254.2km= 23.2%
芦屋市水道ビジョンにおける施設整備計画の管路耐震化の状況は、日本水道協会の業務指標により進行管理しているため。	耐震管路延長／管路総延長×100(%) 平成26年度 92,500m÷248,000m= 37.2%	健全な経営を維持するため耐震化を図り、良好な維持管理に努める。	年間約3.5kmの耐震管による更新により耐震化率の向上を図る。	(耐震化延長(平成26年度値+3.5km/年×6年)÷ 管路総延長 平成32年度 (92,500+3,500×6)÷ 248,000=45.7(%)

10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
10-1-1 まちなかを花と緑で彩り、市民とともに緑を守り育てます。	*オープンガーデン参加者数(人/年)	81	↗	125	毎年、市内で実施する*オープンガーデンに参加する市民及び団体の数。 出所:公園緑地課内部資料
	*花壇活動参加団体数(団体/年)	75	↗	99	芦屋市住民緑化団体育成事業に係る助成交付要綱により、助成金を交付した*花壇活動参加団体数。 出所:公園緑地課内部資料
	市街地(奥池地区除く)*緑被率(%)	22.0(H17)	↗	28.0	市街化区域面積のうち、公園など「緑」が整備(確保)されている面積の割合。 出所:芦屋市緑の基本計画
10-1-2 芦屋の自然環境の保全へ向けた取組を推進します。	自然や生き物と親しむ機会を作っている人の割合(%)	60.0	↗	70.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、自然や生き物と親しむ機会を作っている問いに「こころがけて作っている」及び「時々作っている」と回答した合計の割合。 出所:芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
「*オープンガーデン」は市内を花と緑でいっぱいの美しく潤いのあるまちにする代表的な取組であり、市民参加型であるこの事業の参加者数の増加は、取組の活性化につながるものであると考えられるため。	毎年、市内で実施する*オープンガーデンに参加する市民及び団体の数。	各路線の沿道住民や公共施設における花緑活動の参加者を増やす取組を行うことで、市民の意識付け及び意識向上を促し、市内全体を花と緑でいっぱいの美しく潤いのあるまちにする。	今後5年後には、市内の公共施設はすべて参加することを目標とする。公共施設が参加することにより、公共施設を利用する今まで興味を持たなかった市民の意識付け及び意識向上を目指す。	現在の参加者81 公共施設未参加数44 $81+44=125$ 人
「*花壇活動助成金」は市内を花と緑でいっぱいの美しく潤いのあるまちにするため市民活動を活性化するためのものであり、この事業の参加者数の増加は、取組の活性化を表すものであると考えられるため。	芦屋市住民緑化団体育成事業に係る助成交付要綱により、助成金を交付した花壇活動参加団体数。	市内各町や各路線において住民緑化団体との協働の取組を行い、花や緑に触れる機会を増やすことで、更に個人・団体の緑化活動の展開につなげ、市内全体的に花と緑でいっぱいの美しく潤いのあるまちにする。	現在の参加団体数である75団体に加えて、1町1団体以上を目標とし、空白地域(町)を無くす。	現在の参加団体数である75 平成26年時点空白地域(町)数:市内58町中24町 $75+24=99$ 団体
*緑の保全地区の規制や*保護樹等の指定により取り組んだ成果として、市内の「緑」の量を客観的に把握できる数値であるため。	市内の公園、樹木・樹林、草地・芝生地、河川・池沼・農地の面積÷市街化区域面積 $209\text{ha}(\text{平成17年度調査結果}(\text{平成17年度以降, 調査未実施}))\div 969\text{ha}\div 22\%$	計画的に施設等の整備を進め、緑豊かなまちづくりに寄与している。	芦屋市緑の基本計画に明記された「緑の目標量」269haに増加させる。	$269\text{ha}\div 969\text{ha}\div 28\%$
自然環境保全の取組の中で、生きもの観察会や講座など、自然に親しむ事業を実施しており、その参加を通じて、また、その後の機会の中で、自然環境保全の理解が一定進むものと考えられるため。	総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査において、自然や生き物と親しむ機会を作っている問いに「こころがけて作っている」及び「時々作っている」と回答した合計の割合。	市民、事業者、行政が協力し合い自然環境の保全に努めている状態を理想とし、環境計画に基づき、それぞれの主体の役割について啓発していく。具体的には行政として、自然観察会等の実施を通じて自然に親しむ機会を増やしていく。	自然に親しむ機会が少ない現代の生活スタイルにおいて顕著な増加を見込むことは難しく、10.0%増の70.0%を目標とする。	60.0%(26年度数値) +10.0%

10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
10-2-1 芦屋らしい美しい景観をまもる・つくる・そだてるため、景観誘導施策をさらに進めます。	地域におけるまちなみ等の景観の美しさに関して「かなり良い」または「やや良い」と答えた市民の割合(%)	84.7	↗	90.0	総合計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「お住まいの地域のまちなみ等景観の美しさについて」の設問に対し、「かなり良い」または「やや良い」と回答した割合。 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)
	芦屋市屋外広告物条例(H28.4施行予定)の規制内容に適合する既存屋外広告物の割合(%)	62.4 (見込数)	↗	82.5	兵庫県屋外広告物条例に基づく許可済み物件(平成27年4月時点)のうち、市独自条例(平成28年4月施行予定)により、既存不適合となる可能性が高い屋外広告物の件数の割合。 出所: 課内管理台帳
	無電柱化率(%)	12.4	↗	14.1	兵庫県無電柱化地方部会の電線共同溝整備基準に沿って整備された路線。
	*まちづくり協定の数(地区)	3	↗	6	住みよいまちづくり条例に基づく*まちづくり協定を認定した地区の累計数。

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
「景観」に対する、市民の感想を表す数値であるため。	総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査の「お住まいの地域のまちなみ等景観の美しさについて」の設問に対し、「かなり良い」または「やや良い」と回答した割合。	建築物の形態・色彩・意匠の制限、屋外広告物の規制、景観重要建造物や*景観重要樹木の指定など、景観に係る施策を総合的に展開し、本市の景観を「まもり・つくり・そだてる」ため、市民・事業者と一体的に取り組むを進めていることを目指す。	過去の同様の調査における結果からの増加傾向及び今後さらに屋外広告物規制をはじめ、さらに取組を充実させることを踏まえて90.0%とした。	
市条例の趣旨を市民に理解してもらうことで、条例不適格の広告物の改める動きにつながるものと考えられるため。	$(1-(A1 \div B)) \times 100(\%)$ A1: 市独自条例により、既存不適格となる可能性の高い屋外広告物数 B: 県条例に基づく許可済みの屋外広告物数 見込値 $(1-(318 \text{件} \div 845 \text{件})) \times 100 \doteq 62.4\%$	条例の経過措置期間(最長10年間)中に、既存不適格広告物が是正されていることを目指す。	既存不適格広告物の是正に係る補助制度制定に伴い、当初5年間の年間減少率4.0%(年間平均減少軒数34件)を目指す。	$(1-(A1-A2) \div B) \times 100(\%)$ A1: 市独自条例により既存不適格となる可能性が高い屋外広告物の数 A2: A1のうち市独自条例施行後是正された数 B: 屋外広告物の全体数 $(1-((318 \text{件} - (34 \times 5 \text{件})) \div 845 \text{件})) \times 100 \doteq 82.5\%$
芦屋市における安全な街並み整備・良好な景観の整備及び南芦屋浜地区の住環境整備に合わせた無電柱化の促進。	$A/B \times 100(\%)$ A: 無電柱化実施路線延長 B: 市道認定路線延長		第6次無電柱化計画残事業及び第7次無電柱化計画(平成26年～平成30年)申請箇所完了。	$A/B \times 100(\%)$ A: 無電柱化実施路線延長 B: 市道認定路線延長
*まちづくり協定は、地域の特性に応じて作られるルールであるため、その数の増加は、そのような取組を行っている地域の増加と関係する数値であるため。	住みよいまちづくり条例に基づく*まちづくり協定を認定した地区の累計数。	*まちづくり協定制度を活用した住民主体のまちづくりを進めていく。	地域住民合意は単期間では困難であること、また、協定手続き期間が1年間を超えることから、2年に1地区の増加を目指す。	

11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
11-1-1 市民、事業者による環境負荷の低減へ向けた取組を促進します。	日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ごみの分別など環境に配慮した行動を実践している市民の割合(%)	53.5	↗	60.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ごみの分別など環境に配慮した行動を実践している問いに「している」と回答した人の割合。 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)
	市民等から出される燃やすごみの量(kg/人・年)	家庭系 210.9 事業系 100.4 計 311.3	↘	平成27年度見直しの「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」で設定	市民(事業者含む)から出された年間の燃やすごみ量を人口で除した数値。 出所: 数値の引用元(事務報告書等)
	再資源化物のリサイクル率(%)	16.9	↗	平成27年度見直しの「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」で設定	集団回収量を含む年間のごみ総排出総量に占める再資源化量の割合。 出所: 数値の引用元(事務報告書等)
11-1-2 行政の事業に係る環境負荷を低減します。	行政の事業における温室効果ガス排出量(t-CO ₂ /年)	12,428	↘	平成27年度改訂の「第4次芦屋市環境保全率先実行計画」で設定	行政の事業における年間温室効果ガス排出量。 出所: 芦屋市環境保全率先実行計画進捗状況(年間実績)報告

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
啓発や学習機会の充実により、市民の環境への意識が高まることで、環境に配慮した行動に結び付くと考えられるため。	総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査において、日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ゴミの分別など環境に配慮した行動を実践している問いに対し、「している」と回答した人の割合。	多くの市民が環境に配慮した行動を積極的に実践し、環境負荷の低減がすすめられている。	環境負荷の低減をすすめるためのプロセスとして、環境に配慮した行動を積極的に実践していると回答された市民の割合をステップアップさせるため毎年1.0%引き上げ60.0%を目標とする。	$53.5(26年度数値) + 1.0 \times 6年 \leq 60.0\%$
燃やすごみ量の推移は、ごみの減量化の結果を表す数値であるため。	年間の燃やすごみ量 ÷ 人口 平成26年度 (家庭系20,429,400kg + 事業系9,731,600kg) ÷ 96,897人 = 311.3kg	市民への啓発等を行うことにより、燃やすごみの量を減らし、環境負荷の低減がすすめられている。	環境負荷の低減をすすめるためのプロセスとして、平成27年度に芦屋市一般廃棄物処理基本計画を見直しする中で、5年後の燃やすごみの量を設定。	平成27年度に見直しする芦屋市一般廃棄物処理基本計画で算出し設定。
リサイクル率の推移は、ごみの再資源化の結果を表す数値であるため。	再資源化量(集団回収量含む) ÷ 年間ごみ総排出総量(集団回収量を含む) 平成26年度 (再資源化量2,154,000kg + 集団回収量3,974,000kg) ÷ (年間ごみ総排出総量32,315,000kg + 集団回収量3,974,000kg) = 16.9%	市民への啓発等を行うことにより、再資源化物のリサイクルを増やし、環境負荷の低減がすすめられている。	環境負荷の低減をすすめるためのプロセスとして、平成27年に芦屋市一般廃棄物処理基本計画を見直しする中で、5年後の再資源化物のリサイクル率を設定。	平成27年度に見直しする芦屋市一般廃棄物処理基本計画で算出し設定。
市が事業者として芦屋市環境保全率先実行計画に基づき取り組んだ環境負荷の低減の取組結果を表す数値であるため。	行政の事業における年間温室効果ガス排出量。	行政の事業において様々な取り組みがされることで、温室効果ガス削減が図られ、環境負荷の低減がすすめられている。	環境負荷の低減をすすめるためのプロセスとして、平成27年度に第4次芦屋市環境保全率先実行計画を策定する中で、5年後の行政の事業における温室効果ガス排出量(t-CO2)を設定。	平成27年度策定の第4次芦屋市環境保全率先実行計画(平成28年～平成32年)において削減目標値を算出し設定(t-CO2)。

11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
11-2-1 市民・行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。	市民マナー条例の内容まで知っている市民の割合(%)	72.0	↗	80.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、市民マナー条例の認知状況に対する問いに「聞いたことがあるし内容も知っていた」と回答した割合。 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)
	地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている市民の割合(%)	63.3	↗	70.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている問いに対し「積極的に行っている」及び「時々行っている」と回答した合計の市民の割合。 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
様々な機会を通じてマナー条例の周知・啓発活動を推進した結果、条例への認知度が高まると考えるため。	総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査において、市民マナー条例の認知状況に対する問いに「聞いたことがあるし内容も知っていた」と回答した割合。	マナー条例の中身を市民の誰もが認知している状態。そのために周知・啓発を進め、認知状況を100%に近づける。	市民大半が認知している状態として、80.0%を目指す。	72(平成26年度数値)+8(80)
市民、行政が一体となった取組を進めることの結果、普段からの行動につながる市民が増えると考えられるため。	総合計画後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民意識調査において、地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている問いに対し「積極的にやっている」及び「時々やっている」と回答した合計の市民の割合。	誰もが時々は地域での美化活動を行っている状態を目指し、支援や啓発を行っていく。	現状、高齢者層が中心となって活動されているのが実態であり、今後、現役世代の参加も増加することを目指す。日常、仕事等を持ちながらの実態もある中で、70.0%を目指す。現在は高齢者等が中心となって活動されているのが実態であり、今後、現役世代への意識付けなどにより、その世代の参加もを目指す。日常、仕事等を持ちながらの実態もある中で、現状の約1割程度増の70.0%を目指す。	63.3(平成26年度数値)×1.1≒70.0%

12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知, 啓発に努めます。	高齢者の市内交通事故件数 (件/年)	49	↓	15	芦屋市内の交通事故発生状況のうち, 高齢者(65歳以上)の事故件数から同乗中に遭遇した事故件数を減じた件数。 出所: 芦屋警察署広報資料
	子どもの市内交通事故件数 (件/年)	25	↓	14	芦屋市内の交通事故発生状況のうち, 子ども(15歳以下)の事故件数から同乗中に遭遇した事故件数を減じた件数。 出所: 芦屋警察署広報資料
	市内の自転車の関わる事故件数(件/年)	251	↓	188	芦屋市内の交通事故発生状況のうち自転車に関わる事故件数。 出所: 芦屋警察署広報資料

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
高齢者への交通に関するルールとマナーの周知、啓発は、特に事故の対象として多い現状にある高齢者(65歳以上)の関わる事故の減少することを目的としており、その結果を示す数値であるため。	芦屋警察署広報資料の芦屋市内の交通事故発生状況から、『「高齢者の交通事故」に掲載されている件数』-『「高齢者の交通事故で「同乗中」の件数』 平成26年度 高齢者の交通事故55件 同乗中の交通事故 6件 $55-4=49$ 件	高齢者は、他の年齢層に比べて死亡につながる割合が高く、そのような状況も含めて周知を行うことで、高齢者の交通事故件数を減らす。	平成21年からの5年間で29件(78件-49件=29件)減少できているので、今後もこの減少傾向を維持することを目標とする。	5年間の交通事故減少件数 ①平成21年度の高齢者の事故件数 78件 ②平成26年度の高齢者の事故件数 49件 ①-② $78-49=29$ 件 今後もこの減少傾向を維持する目標とし、5年間で29件減少したので6年間では、 $29 \times 6/5 \div 34$ 34件減少させることを目標とする $49-34=15$ 件
子どもへの交通に関するルールとマナーの周知、啓発は、子ども(15歳以下)の関わる事故の減少することを目的としており、その結果を示す数値であるため。	芦屋警察署広報資料の芦屋市内の交通事故発生状況から、『「子供の交通事故」に掲載されている件数』-『「子供の交通事故で「同乗中」の件数』。 平成26年度 子供の交通事故 31件 同乗中の交通事故 6件 $31-6=25$ 件	子ども(15歳以下)の関わる事故は、交通に関するルールとマナーの周知、啓発の効果により減少しており、さらに子どもの交通事故件数を減らす。	政府方針(平成21年1月)の「今後10年を目標に事故死傷者を半減させる」に準拠して、平成21年度の子どもの事故件数28件を半減させることを目指す。この5年間では、減少数は少ないが、さらに通学路の安全点検を徹底させることや効果的な交通安全教室の開催などに重点的に取り組む。	平成21年度の子どもの事故件数 28件 $28 \times 0.5 = 14$
自転車の運転者への交通に関するルールとマナーの周知、啓発は、特に事故の対象として多い現状にある自転車に関わる事故の減少することを目的としており、その結果を示す数値であるため。	芦屋警察署広報資料の芦屋市内の交通事故発生状況から、「人×自転車」の件数+「自転車×車両」。 平成26年度 「人×自転車」の交通事故 16件 「自転車×車両」交通事故235件 $16+235=251$ 件	自転車に関わる事故件数は増加傾向にあり、事故の多くは交通ルールを順守しないために起こっている現状があるので、交通に関するルールとマナーの周知、啓発の効果により自転車の交通事故件数を減らす。	政府方針(平成21年1月)の「今後10年間を目標に事故死傷者数を半減させる」という目標はあるが、平成21年度は人身事故のデータしかないの、平成26年度のデータを準拠して国の目標の5年間相当の割合である25%減を目指す。道路交通法の改正や県条例も制定されたので、マナー啓発等に重点的に取り組む。	平成26年度の自転車に関する事故件数 251件 $251 \times 0.75 \div 188$

12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
12-2-1 道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物のバリアフリー化を進めます。	歩道切下げ部のバリアフリー化率(%)	34.5	↗	46.7	市道の歩道のうち、交差点等で切下げを行っている全箇所数のうち、バリアフリー化された切下げ箇所数の割合。 出所: 道路課内部資料
	公園施設のバリアフリー化率(%) (施設誘導園路、多目的トイレ等の施設整備状況)	16.9	↗	56.6	芦屋市都市公園移動円滑化計画(平成23年～平成35年)に基づき、バリアフリー化を行うべきとした公園(移動円滑化計画対象公園)数のうち、主たる出入口から多目的トイレや休憩施設等の公園施設を結ぶ経路をバリアフリー化した公園数の割合。 出所: 公園緑地課内部資料
	公共建築物等のバリアフリー化率(%) (多目的トイレの整備状況)	75.0	↗	79.0	公共建築物のうち、車いす用トイレが整備されている建築物数の割合。 出所: 課内管理台帳
	市民アンケートによる自転車利用者賠償責任保険加入者割合(%)	29.3 (平成25年度)	↗	100	兵庫県下で行われた交通安全イベント会場や交通安全教室及び自動車教習場等において行われたアンケート調査で、保険加入していると回答した割合 出所: 街頭アンケート調査(平成25年9月:兵庫県実施)

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
道路におけるバリアフリー化の進捗を表す数値であるため。	バリアフリー化された切下げ箇所数/全切下げ箇所数 全切下げ箇所数2,245 平成26年度 切下げ箇所数775 775/2,245=34.5%	市道のすべての歩道切下げ部をバリアフリー化する。	まずは、市内鉄道4駅を中心とした半径500mにおいて歩道の切り下げ部のバリアフリー化を図る。	全切下げ箇所数2245 現状でのバリアフリー化切下げ箇所数775 市内鉄道4駅を中心とした半径500mにおいて今後バリアフリー化を図る箇所数275 (775+275) /2,245=46.7%
公園施設におけるバリアフリー化の進捗を表す数値であり、中でもバリアフリー化の中心となる園路及び多目的トイレ等の整備の状況を指標とすることが、全体の進捗を表すものとして適当であると考えられる。	バリアフリー化を実施した公園 ÷ バリアフリー化を行うべき公園(地形上でバリアフリーが不可能な公園や便所等の施設を有しない公園を除き、優先的にバリアフリーを進めて行くべき公園)数。 平成26年度 9園/53園=16.9%	移動円滑化計画対象としている公園(地形上でバリアフリーが不可能な公園や便所等の施設を有しない公園を除き、優先的にバリアフリーを進めて行くべき公園 53か所)のすべての公園を整備し、誰もが安全に安心して利用できる公園を増やす。	芦屋市都市公園移動円滑化計画を計画通りに実施し、公園施設(トイレ、園路、出入口等)のバリアフリー化を図る。5年間で21公園のバリアフリー化を実施する。	バリアフリー化を実施した公園数 現状9園+計画21園 (9+21)/53=56.6%
公共建築物のバリアフリーの進捗を直接的に表す数値であり、バリアフリー化対象となる設備の中でも、すべての施設において設置されているトイレを代表的なものとして表すことが全体を表す指標として最も適していると考えられるため。	車いす用トイレの整備完了建築物数÷市公共建築物数 平成26年度 54÷72=75.0%	車いす利用者に限らず、公共建築物利用者の誰もが、安心して利用できる快適なトイレが整備されている。	日常的に市民が利用する施設(保育所・幼稚園・業務施設(下水処理場等)は除く)において改修が進んでいる。	56÷71=79.0% (市公共建築物数合計の減少は、建築物の廃止等による)
自転車利用者賠償責任保険への加入促進の直接の目的であり、その結果を示す数値であるため。	兵庫県下で行われた交通安全イベント会場や交通安全教室及び自動車教習場等において行われたアンケート調査で、保険加入していると回答した割合。 今後は、市においてもアンケートを実施し、加入状況を調査する。 平成25年度 アンケート対象人数 1651人 加入している 24.3% 自転車を持っているが加入していない 38.7% 自転車を持っていない 17.1% 自転車を持っているがわからない 18.0% 無回答 1.9% アンケート結果より、無回答は自転車に乗っているとみなし、自転車に乗っているのは100-17.1=82.9%で、その内保険加入は24.3%なので、自転車に乗っていて保険に加入している割合は24.3/82.9=29.3%	兵庫県「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で自転車利用者の保険加入が義務付けられているため、全員加入を目指す。	兵庫県「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で自転車利用者の保険加入が義務付けられているため、全員加入を目指す。	

12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
12-3-1 道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。	防護柵の改修率(%)	75.3	↗	89.7	防護柵の全延長のうち現行の設置基準である高さ1.1mが確保されている防護柵の延長の割合を算出。 出所: 道路課内部資料
	道路上での人身事故の件数(件/年)	347	↘	203	芦屋市内の交通事故発生状況のうち、道路上での交通事故のうち人身事故件数。 出所: 芦屋警察署広報資料

13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
13-1-2 良質な住宅ストック形成への対策に努めます。	「*芦屋市マンションネットワーク会議」への登録件数割合(%)	4.4	↗	7.6	市内マンション全棟数に対する*芦屋市マンションネットワーク会議登録済みマンション管理組合数。 出所: 住宅総合相談窓口業務報告書
	分譲共同住宅共用部分及び戸建住宅のバリアフリー化助成件数(件/年)	419	↗	430	「住宅改造費助成事業実施要綱」「分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業実施要綱」に基づき、高齢者等に対し、バリアフリー化助成を行った年間件数。 出所: 実績報告書(兵庫県提出)

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
歩行者の安全対策の代表的な設備である防護柵の改修状況は、安全対策実施の進捗を表す数値と考えられるため。	基準を満たしている防護柵の延長/全延長 平成26年度 基準を満たしている防護柵の延長24,836m 全延長32,976m $24,836/32,976 = 75.3\%$	早期に改修計画を策定して改修するものとし、市内のすべての防護柵を改修し、市内を安全に通行できるようにする。	芦屋川沿いに設置された防護柵(延長3,391m)については、阪急芦屋川駅まわりの周辺整備計画とともに内容を決定する必要があり、5年以内の実施は困難であるが、防護柵改修計画に基づいて、芦屋川沿いに設置された防護柵(延長3,391m)以外の防護柵(延長4,749m)は基準を満たすように改修する。	実施予定箇所(延長4,749m)を改修する $(24,836+4,749)/32,976 = 89.7\%$
交通事故の減少は、安全対策推進の目的でもあり、その結果を示す数値であるため。	芦屋警察署広報資料の芦屋市内の交通事故発生状況から、「 <u>道路上</u> での交通事故のうち人身事故」に掲載されている件数。	様々な対策を行うことにより、道路設備等が起因となる事故が無くすとともに、より安全に通行できることを目指す。	政府方針(平成21年1月)の「今後10年を目標に事故死傷者を半減させる」に準拠して、平成21年度の人身事故件数を半減させることを目指す。平成21年度からの交通事故件数の推移では達成は難しいと思われるが、見通しの確保や車道の幅員調整等で車両の速度抑制を図るなどの施設整備と車両の安全性に対する技術向上等によりめざす値を達成させる。	平成21年度の <u>道路上</u> での人身事故件数407件 $407 \times 0.5 = 203$

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
住宅相談を受けたマンション管理組合関係者に、当ネットワーク会議への参加を呼びかけることで、各管理組合がその趣旨を理解し、登録されるようになると考えられるため。	「*芦屋市マンションネットワーク会議」登録済みマンション管理組合数÷市内マンション全棟数 平成26年度 $21 \div 472 = 4.4\%$	マンション管理組合同士の交流・連携が進み、課題解決に向けた情報共有・交換などにより、適切なマンションの維持管理が行われている。	当会議は、平成25年度(平成26年2月)に発足し、平成26年度は、計4回の会議を開催した。数年に渡る実績が無いが、今後の傾向は把握できないが、年間3組合の新規登録を想定するものとする。	$(3 \text{組合} \times 5 \text{年間} + 21 \text{組合}) \div 472 = 7.6\%$
バリアフリー化助成制度の周知啓発により、制度の利用促進が進み、利用件数が増加するものであるため。	「住宅改造費助成事業実施要綱」「分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業実施要綱」に基づき、高齢者等に対し、バリアフリー化助成を行った年間件数。 平成26年度 $416(\text{住宅改造費助成事業件数}) + 3(\text{分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業件数}) = 419$	住宅のバリアフリー化が促進し安全で快適な住まいづくりが行われている。	住宅のバリアフリー化が進むことで対象となる住宅戸数は年々減少しているが、一方で高齢化が進展に伴い、新たな対象住宅への利用促進を目指すことを踏まえ、現状数値を維持するものとする。	$427(\text{住宅改造費助成事業での過去4年間・平成23年～平成26年)平均件数} + 3(\text{分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業における県補助採択可能件数}) = 430$

13-2 住宅都市としての機能が充実している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
13-2-1 公共施設等の保全計画に基づき効率的かつ適切な改修や維持管理を行います。	公共建築物の保全計画策定率(%) (処理場等*プラント施設は除く)	79.8	↗	84.6	公共施設建築物(*プラント施設及び平成32年度までに解体予定施設は除き、建替・新設施設は含む。)のうち、保全計画の策定が完了している建築物の割合。 出所: 課内管理台帳
	全管路延長に占める各年度に施工する上水道更新管路延長の割合(%) (年度毎の更新管路延長/管路総延長(%))	1.5	→	1.5	管路総延長に占める各年度の水道更新管路延長で、日本水道協会ガイドライン業務指標(PI) によるもの。(全国平均平成25年0.77)
	全管路延長に占める各年度に施工する下水道更新管路延長の割合(%) (年度毎の更新管路延長/管路総延長(%))	0.2	→	0.2	全国的な指標がないため、本市と同じ昭和30年代までに下水道を事業開始し、95%以上の普及率の団体の老朽管の平均更新率とする。(平成23年 0.16) 平成23年度版下水道統計第68号(公)日本下水道協会発行
	公園施設更新率(%) (公園施設更新数[箇所]/更新対象施設数(休養, 遊具, 管理施設等)[箇所])	16.3	↗	50	芦屋市公園施設長寿命化計画(平成23年~平成27年)に基づき、遊具や管理施設等で更新対象とした施設数のうち、更新を実施した施設数の割合。 出所: 公園緑地課内部資料

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
現時点で策定できていない小規模施設について計画を策定した結果、施設全体に対する策定割合の増加に直接表れるものであるため。	保全計画策定完了建築物数／全体公共建築物数(*プラント施設及び平成32年度までに解体予定施設は除き、建替・新設施設は含む。) 平成26年度 $257 \div 322 \div 79.8\%$	計画的な維持改修等工事を行い、適切に維持管理が行われ、施設を長期的にわたって安全に利用でき、維持コストの縮減ができています。	現在未策定施設のうち、市民が使用する施設については、保全計画を策定する 保全計画策定完了建築物数÷全体公共建築物数(*プラント施設及び平成32年度までに解体予定施設は除き、建替・新設施設は含む。) ※全体公共建築物増加数3内訳:庁舎東館,山手中,精道中	$274 \div 324 \div 84.6\%$
芦屋市水道ビジョンにおける施設整備計画の管路更新の状況は日本水道協会の業務指標により進行管理しているため。	年度毎に更新された管路延長／管路総延長×100(%) 平成26年度 $3,700\text{m} \div 248,000\text{m} = 1.5\%$	健全な経営を維持するため老朽管の割合を増加させることなく、維持管理に努める。	新たな老朽管の発生に伴う経年化率(老朽管)を3割程度にとどめるよう一定の事業規模(3km/年～4km/年)を維持する。	$3,700\text{m} \div 248,000\text{m} = 1.5\%$ 本数値を維持することにより老朽管割合を現状維持していく。
下水道施設の老朽管更新の状況を表す数値であるため。	年度毎に更新された管路延長／管路総延長×100(%) 平成26年度 $600\text{m} \div 254,200\text{m} = 0.2\%$	水循環基本法から良好な水処理と環境保全を維持するため一定の老朽管の更新を図る。	受益者負担の中で運営している現状の財政面から本数値により維持していく。 国土交通省の長寿命化計画(平成25年～平成29年)の5年間で毎年0.6kmの更新を図る。	$600\text{m} \div 254,200\text{m} = 0.2\%$ 現状の財政面から本数値により維持していく。
長寿命化計画に基づく更新の進捗を表す数値であるため。	芦屋市公園施設長寿命化計画に基づく公園施設更新数/更新対象施設数 平成26年度 公園施設更新数55 更新対象施設数599 $55/599 = 16.3\%$ (参考)長寿命化対象公園126公園(ただし次期計画では見直し予定)	芦屋市公園施設長寿命化計画の対象としているすべての施設について、計画に基づく維持管理・更新を行い、誰もが安全に安心して公園を利用できる状態を目指す。	現在、平成28～平成37年度の期間設定で公園施設長寿命化計画を見直ししているところであり、前回対象としていなかったコンクリート製の遊具等の施設も今回対象とするため、更新対象施設数も変更となるため、具体的な数値設定は困難である。平成32年値を平成28～平成37年の中間点と位置付け更新率を50.0%と設定する。	

13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
13-3-1 生活の利便性の向上のため、市内の商業を活性化します。	新規起業のための創業塾受講者数(人/年)	31	↗	60	創業塾(新規起業向けセミナー)の年間受講者数。 出所:商工会報告
	*ふるさと寄附金取扱商品件数(件/年)	—	↗	35	*ふるさと寄附金の記念品として提示する商品数。 出所:事務報告書(今後掲載予定)

14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
14-1-1 市政に関する情報を適切な方法で整理し、公開性を高めます。	「市政に関するさまざまな情報が市民に対しわかりやすく、十分に提供されている」に肯定的回答をした市民の割合(%)	51.5 (H25)	↗	61.8	芦屋市市民参画協働推進計画策定に伴い5年ごとに実施する「参画と協働についての意識・行動調査」における市民・職員アンケート(平成26年1月実施)において、「市政に関するさまざまな情報が、市民に対してわかりやすくまた十分に提供されている」について、「おおむねできている」「できているが、不十分」と回答した市民の割合の合計。
14-1-2 市民参画の機会と協働推進のための仕組みを充実し、拡大に努めます。	*パブリックコメントを知っている市民の割合(%)	18.3 (H25)	↗	25.0	芦屋市市民参画協働推進計画策定に当たって5年ごとに実施する参画と協働についての意識・行動調査において、「*パブリックコメント制度についておたずねします。」(本設問は市民向け)という問いに対して、「制度は知っており、意見を出した」、「知っているが意見を提出したことはない」と回答した割合の合計。

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
新たな創業者支援の具体的取組であり、その結果を表す数値であるため。	創業塾(新規起業家向けのセミナー)の年間受講者数。	新たな創業者が増え、市内の商業の活性化が図られている。	平成25年度まで商工会単独事業であったが、平成26年度から、市と商工会で協働で実施することになり、創業塾受講の創業者は有利な融資が受けられることになることから、受講者の増加が見込めるため、平成26年度1回15人の参加者を5年後1回30人の参加者にする。	$30人 \times 2回 = 60人$
市内業者の取扱商品を*ふるさと寄附金記念品に設定し、全国に芦屋の魅力を発信する取組であり、その結果を直接表す数値であるため。	*ふるさと寄附金の記念品として提示する商品数。 出所:事務報告書(今後掲載予定)	全国に芦屋の魅力が発信され、市内商業が活性化している。	平成27年度に記念品として提示予定商品数(17商品)の2倍以上を目指す。	$17 \times 2 = 35$

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
情報の根拠となる行政資料が、歴史的文書を含め適正に分類、整理、保存されており、その整理された情報が速やかに適切な方法で公表・提供されていれば、「市政に関する情報がわかりやすく、十分に提供されている」という問いに対し肯定的な回答をする市民の割合が増加すると考えられるため。	平成26年1月に実施した「参画と協働についての意識・行動調査」における市民・職員アンケートにおいて、「市政に関する様々な情報が、市民に対してわかりやすくまた十分に提供されている」について、「おおむねできている」と回答した市民の割合15.1%と「できているが、不十分」と回答した市民の割合36.4%の合計。	市の重要な計画、各課が実施する政策、事業等に関するさまざまな情報が分りやすく、あらゆる方法で公表・提供されており、市民一人ひとりが自分に合った方法で迅速かつ容易に入手できる状態を目指し、「さまざまな情報がわかりやすく、十分に提供されている」と感じる市民の割合を増やす。	平成25年度のアンケートにおいて、低い評価を下している20歳代、30歳代の評価の上昇を意識しながら、全体として2割増を目指す。	51.5×1.2
重点取組としている、市民参画の仕組みについて、周知を充実することで、市民参画の主要な仕組みである*パブリックコメントの市民の認知度が上がると考えられるため。	平成26年1月に実施した「参画と協働についての意識・行動調査」において、「*パブリックコメント制度についておたずねします。」(本設問は市民向け)という問いに対して、「制度は知っており、意見を出した」、「知っているが意見を提出したことはない」と回答した割合の合計18.3%。	参画の手続については、全ての市民が認知している状態が望ましいと考えられる。	第2次芦屋市市民参画協働推進計画において、同項目の成果目標(指標)が25.0%である。現在は認知度が低い状況であるため、まずは25.0%を目指す。	

14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
14-1-2 市民参画の機会と協働推進のための仕組みを充実し、拡大に努めます。	「市民参画による開かれた市政運営をしている」に「わからない」と回答した市民の割合(%)	47.9	↘	40.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、第4次芦屋市総合計画の各施策目標のうち、「市民参画による開かれた市政を運営している」に対する現状の問いに対し、「わからない」と回答した割合。 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)
	職員アンケートで協働したことのあると回答した職員の割合(%)	79.8 (H25)	↗	88.8	芦屋市市民参画協働推進計画策定に当たって5年ごとに実施する参画と協働についての意識・行動調査において、「協働した成果はありましたか」(本設問は職員向け)という問いに対して、「成果があった」と回答した割合。
14-1-3 各施策について、市民目線での評価・改善に取り組みます。	各施策目標に対する問いに「わからない」と回答した割合の平均(%)	28.8	↘	23.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、第4次芦屋市総合計画の各施策目標に対する現状の問いに対し、「わからない」と回答した割合の平均。 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
市民参画の仕組みについて周知を充実により、市民参画への理解や意識が高まることで、市民参画市民参画による開かれた市政運営かどうかの判断ができる状態になると考えられるため。	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、第4次芦屋市総合計画の各施策目標のうち、「市民参画による開かれた市政を運営している」に対する現状の問いに対し、「わからない」と回答した割合47.9%。	市民参画の仕組みについて、周知を充実し、市政への関心を高めることで、市民参画による開かれた市政運営ができていくかどうかの判断ができる状態にすることが望ましいと考えられるため「わからない」と回答する割合を減少させる。	意識・行動調査の「わからない」と回答した現行の割合を15.0%減少させる。	47.9×0.85
職員育成により、業務の中で市民と協働して取り組むことの意識が高まり、実施につながると考えられ、「市民と協働して取り組むことに対して成果があった」と回答する職員の割合が増加すると考えられるため。	平成26年1月に実施した「参画と協働についての意識・行動調査」において、「協働した成果はありましたか」(本設問は職員向け)という問いに対して、「成果があった」と回答した割合79.8%。	職員に協働意識が醸成されると、協働によって成果を求めるよう行動でき、協働に対して適切に評価ができるため、「わからない」という回答の割合を減少させる。	意識・行動調査で「わからない」と回答した現行の割合17.9%の半数(約9.0%)が「成果があった」と回答することを目指す。	$79.8 + 17.9 \div 2 = 88.8$
市が取り組んでいる状況が不明であることが、市政に関する情報が十分伝わっていないことにその原因があると考えられるため。	平成27年3月に実施した、第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定に当たって実施した市民意識調査において、第4次芦屋市総合計画の各施策目標に対する現状の問いに対し、「わからない」と回答した割合の平均。	市の取組についての情報が必要ときに、わかりやすく提供され、市民がそれを理解でき、行政が取り組む施策等に対して、「わからない」状況をなくす。	過去の同様のアンケート結果も勘案し、現行の割合の2割減を目指す。	$28.8(26年度数値) \times 0.8$

14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
14-2-1 自ら考え行動する職員を育成し、行政サービスの質の向上を目指します。	人事評価対象者割合(%)	34.1	↗	100	特別職を除く本市職員のうち、人事評価制度の実施に当たり年度当初に行う目標設定面談の対象者の割合。
	研修会や職場研修の参加人数(人/年)	3,410	↗	4,000	人材育成基本方針に基づき策定する3年間の人材育成実施計画により、毎年度作成する職員研修計画の各研修プログラムへの参加人数。
14-2-2 職員一人一人及び市役所全体の課題対応力と危機管理能力を向上します。	危機対応に関する職員への意識調査における理解度(%)	—	↗	100	危機関係書類の理解度や、法令遵守・コンプライアンス、事務処理ミスなどの項目及びその対応について設問形式による職員への意識調査における理解度。(平成27年度から実施)
	法令遵守研修の参加人数(人/年)	143	↗	200	毎年度作成する職員研修計画の研修プログラムのうち、法令遵守に関する研修への参加人数。
	情報セキュリティ自己点検における達成率(%)	87.0	↗	100	毎年、庁内で、職員等の情報セキュリティに関する意識の向上や知識の習得等を確認する目的で「情報セキュリティ自己点検」を実施しており、その自己点検(一般職員用)において、設問のうち「実施した」と回答した割合。

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
評価者、被評価者の増加が人事評価制度の定着につながっていると考えられるため。	被評価者数/職員数(特別職を除く本市職員)	全職員が毎年度部門方針に基づき目標を設定し、目標面談を行い業務に取り組むことで職員自身の成長とともに質の高い行政サービスの提供を目指す。	平成27年から一般職員以上に本格導入し、平成28年以降、全職員を評価対象とすることをめざすべき値として設定。	職員数=被評価者数
研修会の参加や職場研修の実施の結果が、人材育成に取り組んでいる職員の数値が増加しているものと考えられるため。	人事課主催研修と各職場で実施する研修の参加者合計。	全職員が人材育成基本方針に謳っている「自ら考え行動する職員」を目指し自己研鑽している。	職員一人当たり、年3.4回から年4回の研修参加を目指すべき値として設定。	職員数(見込み)×4回
危機管理能力を向上の取組により、危機対応に関する職員の意識が高まると考えられるため。	危機関係書類の理解度や、法令遵守・コンプライアンス、事務処理ミスなどの項目及びその対応について設問形式による職員への調査における各設問に対する理解度。	全ての職員が危機発生時に自らの役割を認識し、行動できる職員像を目指す。	調査結果を分析し、組織としての弱みを研修等の重点項目としながら、職員が理解し、組織全体の危機対応力の向上を目指す。	
法令遵守に関する研修の取組が各職場で実践されることにより、法令遵守意識の把握に繋がるため。	人事課主催研修のうち法令遵守研修の参加人数。	法令遵守に関する研修の取組が各職場においても実践され、法令遵守意識を持つ職員が増加している状況を目指す。	各職場から2人以上の参加を目標としているため。	課設置数(見込み)×2人
情報セキュリティの職員意識を向上させる取組の結果、職員の日常の意識の高まりと取組結果が表れる数値であるため。	「実施した」回答数×1 ÷全回答数×2 ※1「一部実施した」と回答したものは0.5を乗じる ※2「該当事象なし」と回答したものは除く 【平成26年度算定例】 実施人数 736人 設問数 36問 回答合計(該当事象なしを除く) 13,057問・・・A 「実施した」の回答数 10,847問・・・B 「一部実施した」の回答数 1,024問・・・C (B+C×0.5)÷A=87.0%	情報セキュリティに関する事故等が発生せず、市民の情報が守られている。	情報セキュリティに関する職員の理解を深めることが重要であり、達成率100%を目指す。	

15-1 様々な資源を有効に活用している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
15-1-1 芦屋の個性を生かし、住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋を目指します。	「市内に住み続けたい」と回答した人の割合(%)	84.6	↗	90.0	総合計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「定住意向」について、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合。 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)
15-1-2 官民を問わず、様々な資源を活用し、サービス向上に努めます。	指定管理運営施設の利用満足度(%)	—	↗	80.0	指定管理者により運営している施設で実施する利用者に対するアンケートにおいて、その施設の管理運営に対して満足していると回答された割合。
15-1-3 市が保有する資産を把握し、適正化と有効活用を図ります。	活用可能な市有地の活用率(%)	87.7	↗	100	活用可能な市有地(市の保有する土地で、行政目的で使用していない土地のうち、形状等により活用不可能な土地を除いたもの)に対し、実際に活用した市有地の割合。

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
重点施策である「住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋」を市民からの調査により集計した数値であるため。	平成27年3月に実施した、第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定に当たって実施した市民意識調査において、定住意向の問いに対し、「住み続けたい」または「市内への移転」と回答した割合。	芦屋市の個性を生かし、芦屋を住みたいまちと感じ、住んだ後も住み続けたいと感じてもらえるまちづくり。	平成20年度に実施した調査による結果が88.7%であったが、減少傾向にある中、高水準であった88.7%以上の90.0%目標として掲げる。	
指定管理者による管理運営は、サービス向上を目的とした民間活力の導入の代表的なものであるため。	対象施設の利用者アンケートにおいて「満足」として回答した割合の平均値。 平成27年度から実施。	民間の力を活用して、より市民サービスが向上でき、より効率的な施設運営ができており、利用者誰もが満足できる状況。満足度が100%に近づくこと。	他市の公共施設の同種の調査結果等(7から8割程度)を参考に8割の肯定的意見を目指す。	
未利用地を活用している程度を表せる数値であるため。	市有地活用面積÷活用可能な市有地面積(市有地のうち行政目的で使用していない土地一形状等により活用不可能な土地) 各面積は年度末におけるもの 平成26年度 $18,155.33 \div (20,810.14 - 114.73) = 87.7\%$	市が保有する資産を活用し、貸付収入を得るなど、財政にも寄与している。	未利用地すべてを有効に活用している。	活用面積／保有面積×100%

15-2 歳入・歳出の構造を改善している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	指標の定義・出所
		H26		H32	
15-2-1 各施策、事務事業の効果を点検し、事業目的に対して、より効率的かつ効果的な行財政運営を目指します。	市政に対する評価で、「とてもうまくいっている」「まあまあうまくいっている」の回答割合(%)	68.4	↗	71.8	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、市政全体の現状についての問いに対し、肯定的な回答をした割合 出所: 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)
15-2-2 財政を健全化するため、歳入の確保と歳出の適正化に取り組みます。	市税徴収率(現年・滞納繰越分)(%)	95.4	↗	96.7	市税全体の調定額(納めるべき額)に対する収納額の割合 出所: 事務報告書
	*経常収支比率(%)	91.7	↘	90.0	市税など毎年経常的に収入される用途の制限のない財源が、人件費や扶助費、公債費など毎年固定的に支出される経費にどの程度充当されているかを示す比率で、財政の弾力性を示すもの。 出所: 市財務統計
	*将来負担比率(%)	119.7	→	119.7	市税などの収入に対する、市債ほか、後年度債務などの市の将来負担残高を示したもので、市の将来負担を示す指標。 出所: 市財務統計

関連情報				
指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
各事務事業の改善は、市民サービスの向上を目指すものであり、市政全体に対する市民の満足度の向上は、その効果として表れるものと考えられるため。	平成27年3月に実施した、第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定に当たって実施した市民意識調査において、市政全体の現状についての問いに対し、肯定的な回答をした割合	各事務事業の工夫、改善により市民サービスがより向上し、それを感じる市民がそれを感じ、満足度がより高まること。	市民全体の満足度が、平成27年3月実施調査結果における年代別の高い水準である70.0%以上となるよう、現状の5.0%以上の増加を目指す。	68.4×1.05
徴収率は、市税収納の結果を直接示す数値であるため。	当該年度収納額/(当該年度市税調定額+滞納額)	滞納者数・滞納額を限りなく小さくし、税の公平性を確保する。	兵庫県下における現年・滞納繰越合計市税徴収率第1位(平成25年)となる数値である96.7%を目標とする。	
財政構造の硬直化を示す指標であり、歳入、歳出の適正化により改善する指標であるため。	経常経費充当一般財源/(経常一般財源+減収補てん債+臨時財政対策債)	臨時的・政策的経費に充当すべき財源を確保すること(100%から*経常収支比率を控除した残余の率を高めること。)	社会保障関係経費の増大に加え、本計画期間中においては、市営住宅集約化事業等の財源として借り入れた市債の償還が始まることなど、現状値よりも更なる数値の悪化も想定されるが、その他の経費の削減によって、90.0%を目標とする。	
市の将来負担を示す指標であり、財政の適正化は、毎年の歳入、歳出(フロー)だけでなく、将来負担(ストック)からも適正でなければならないものであるため。	(将来負担額-充当可能貴金額-特定財源見込額-地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)/(標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	市民サービスの維持・向上に資する施策は適切に実施しつつ、将来世代への財政負担を極力小さくすること。	長期的にはさらなる改善を目指す。本計画期間中においては、市営住宅集約化事業等の大規模事業など多額の財源を市債によって借り入れをすることが予定されていることを踏まえ、現状維持の119.7%を目標とする。	

参考資料4 用語説明

「後期基本計画」の本文中で「*」印をつけている用語の説明です。

1. 17 祈りと誓い	平成7年(1995年)1月17日に発生した阪神・淡路大震災の犠牲となられた方々の名簿が埋蔵されている芦屋公園(芦屋市浜芦屋町)内「阪神・淡路大震災慰霊と復興のモニュメント」前に献花台と記帳所を設け、午前5時から午後5時まで献花と記帳を受け付けている。この催しは、平成13年(2001年)1月17日から毎年執り行われている。
C A P	子どもへの暴力防止プログラム。子どもたちが、あらゆる暴力から身を守るための人権教育プログラムで、本市では、全小学校3年生とその保護者を対象に実施している。
D V (ドメスティック・バイオレンス)	<u>配偶者等からの、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを巻き込んだ暴力のこと。</u>
<u>D V相談室</u>	<u>配偶者暴力相談支援センターのこと。配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき設置し、被害者からの相談に応じ、相談機関の紹介や被害者の安全確保のための一時保護施設への措置等と、保護命令制度の情報・保護する施設の情報・自立のための情報について、提供・助言・連絡・調整等を行っている。</u>
<u>D V被害者支援ネットワーク会議</u>	<u>配偶者等からの暴力被害者及び同伴する子に関し、市、警察及び県等の関係機関が専門性と連携の下で組織的に対応することにより、被害者等の保護及び支援を図るためのネットワーク会議。</u>
I C T	Information and Communication Technology の略語。情報通信技術のこと。
I C U室	Intensive Care Unit の略語。重篤な患者に対し、医師や看護師が24時間体制で高度な医療・看護を行うことを目的とした、病院内の施設のこと。急性心不全や脳卒中、致死性不整脈といった急性症状を起こした患者のほか、高度な術後管理が必要な患者などが収容される。
P F I	Private Finance Initiative の略語。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、民間主導により公共サービスの提供を行うことで、より効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。
愛護協会	青少年育成愛護活動を積極化し、青少年の非行防止と健全育成を目的とする団体。市が委嘱する愛護委員を2年以上継続して活動する方が中心となって組織し、市の助成を受けずに、協会員の会費のみで運営されている。平成27年度(2015年度)の会員数141名。
芦屋G r o w U P チャレンジ	職場で組織的に業務改善に取り組むことにより、職員の改革意識を高めるとともに、コミュニケーションを深め、もって市民サービスの向上及び効率的な行政運営に資することを目的に実施している制度。 市民サービスの向上、事務手続の簡素化、事務処理能力の向上、経費の節減など職場で組織的に取り組める課題を選び、部、課、個人、グループ単位で取組を行う。

芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院	60歳以上の市民を対象に公民館が生涯学習の機会を提供する事業。参加者が学ぶ楽しさ、友との出会い、交流を通じて、より豊かな人生と一緒に送れるようになることを目的とする。カレッジ大学院は、芦屋川カレッジを卒業した方に対し、さらに学べる場を提供するもの。
<u>芦屋市マンションネットワーク会議</u>	マンション区分所有者同士の情報交換や意見交換会を開催し、マンションの管理の改善に役立つようにサポートを行うもの。
芦屋川特別景観地区	景観法に基づく景観地区として、芦屋川沿岸一帯の地域を指定したもの。芦屋川の景観保全を目的として、高さや壁面後退等の規制が設けられている。
あしやキッズスクエア事業	文部科学省の放課後子供教室事業として、小学校を利用して、地域の方の参画も得ながら、児童が放課後や長期休業中などを安心して過ごせる居場所の提供を行う事業。平成27年度(2015年度)は、精道・山手・潮見小学校で開始している。
芦屋市環境づくり推進会議	本市の環境づくりを市民、事業者及び行政の連携により推進するため、市民代表、事業者代表、自然環境等の専門的知識を有する者、市関係職員により組織された会議。
芦屋市障がい4団体	芦屋市障がい団体連合会を組織している団体(芦屋市身体障害者福祉協会、NPO法人芦屋市手をつなぐ育成会、芦屋市身体障害者父母の会、芦屋家族会)。
芦屋市障害者雇用奨励金	市内に居住する障がいのある人の雇用機会を増大を図るため、継続して障がい者を雇用する事業主に対して、一定期間その賃金の一部を助成するもの。
芦屋市通学路交通安全プログラム	児童生徒の通学路の安全を確保するため、関係機関が連携して点検を行い、対策の改善・充実を図っている。取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っているもの。
芦屋庭園都市宣言	全国に誇りうる芦屋の自然や環境を守り、気品のある落ち着いた都市整備に取り組み、芦屋のまちがひとつの大きな庭園となるように花と緑いっぱいのまちづくりをさらに進めて世界中の人々が一度は訪れてみたいと思うまちを目指すため、平成16年(2004年)1月1日に「芦屋庭園都市」を宣言した。
アシヤニューズレター	芦屋市在住外国人の方向けに、日本語・英語併記で生活、イベント情報等を掲載した英語版広報紙のこと。年4回(4, 7, 10, 1月)発行している。
芦屋わがまちクリーン作戦	環境衛生協会主催で春と秋に芦屋川流域等において、自治会、学生や事業者等のボランティアにより行う清掃活動のこと。
イクメン	<u>子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。または、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。</u>
一次救急医療・二次救急医療	一次救急医療は、かぜによる高熱や家庭では処置できない切り傷といった帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療、二次救急医療は、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療をいう。
インクルーシブ教育	障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある人が排除されないこと、自己の生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な配慮や指導の場が提供されること等が必要とされている。
家読	「家庭読書」、「家族読書」の略語で、家族で読書の習慣を共有することや読書を通じた家族のコミュニケーションづくりを目的としている活動のこと。

オープンガーデン	「芦屋庭園都市宣言」を実現していくためのアクションプログラムのひとつで、市が主催して毎年5月に10日あまりの公開期間を設けて、市内の緑化グループが活動している花壇や個人宅の庭を巡る催し。平成18年(2006年)から開催しており、10回目となった平成27年(2015年)は、100か所を超える参加となっている。
介護予防センター	高齢者がいきいきとした生活を送っていただくことを目的として、トレーニングマシンを設置して運動トレーナーの指導によるエクササイズを行ったり、歯科衛生士や管理栄養士による講座を開催する等運動機能だけでなくコミュニケーションの場として設置された施設。
介護予防・日常生活支援総合事業	<u>現在介護保険の予防給付の訪問介護と通所介護として行われている事業の今後の受け皿として創設された新しい仕組み。①訪問型サービス②通所型サービス③その他の生活支援サービス④介護予防ケアマネジメントからなり、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)までに全自治体に移行し、地域の自主性や主体性に基づき作り上げていくもの。</u>
花壇活動団体・緑化団体	芦屋市内の集合住宅敷地内、公園花壇や幹線道路において、花や緑の育成・保全活動を10人以上のグループで行っている団体のこと。
上宮川文化センター	地域住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上並びに同和問題の速やかな解決に資するとともに、児童の健全な育成を図るために、諸活動を実践推進し、明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的として設置された、「隣保館」と「児童センター」の複合施設のこと。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が環境方針、目的・目標等を設置し、その達成に向けた取組を実施するための体制・プロセスのこと。本市においては、平成19年3月1日から「芦屋市環境マネジメントシステム」を導入している。
がん診療連携拠点病院	がん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がん)の診療等に関する地域のがん医療の核となる病院で厚生労働省が指定するもの。指定を受けた病院においては、専門的ながん医療の提供、地域のがん診療連携体制の構築、がん患者への相談支援・情報提供などの役割を担う。
緩和ケア	がん等による痛み、吐き気、息苦しさ等の様々なつらい身体症状や精神的な苦痛を和らげ、家族を含め患者の心理的・社会的な苦しみや悩みを和らげるケアのこと。患者の意思を尊重し、その人らしく充実した日々が送れるような援助を行うもの。
救急救命士	平成3年(1991年)4月23日に救急救命士法が制定され、病院への搬送途上に限り、傷病者に対し救急車等にて救急救命処置を施し、速やかに病院へ搬送することを目的とした国家資格の名称。
緊急・災害時要援護者台帳	災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々を登録した台帳のこと。
景観重要樹木	景観の形成上重要な価値があると認められる樹木で、樹形等が美しく地域住民に親しまれているなど、市が定める方針にしたがって、市が指定するもの。

計画相談支援事業	<u>平成 24 年度（2012 年度）から始まったもので、障がいのある人や保護者、支援者の生活全般にわたる要望を相談支援事業者等の相談員が聞き取り、障がい福祉サービス等の提案・調整を行う事業。</u>
経常収支比率	毎年度決まって収入される財源（経常一般財源＝市税，地方交付税等）のうち，毎年度決まって支出する経費（経常的経費＝人件費，扶助費，公債費等）に充てられる割合。この比率が高いほど財政が硬直化して余裕のない状態とされる。本市では公債費（借金の返済に充てる費用）の割合が大きいため，他市と比較して経常収支比率が高くなっている。
権利擁護支援センター	保健福祉センター内に設置している，高齢者・障がいのある人などの権利擁護に関する相談から支援までを一元的，専門的に対応する機関のこと。
<u>公共施設等総合管理計画</u>	<u>地方公共団体が所有する全ての公共施設等について，地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画で，公共施設等の現況及び将来の見通しとともに公共施設等の総合的な基本的な方針などを示すもの。</u>
交通バリアフリー推進連絡会	「芦屋市交通バリアフリー基本構想」に位置付けられた事業を推進するため，関係団体等による情報交換等ならびに相互間の連絡調整を目的として設置したもの。
校務支援システム	幼稚園・小中学校をネットワークでつなぎ，学校業務を円滑に進めているシステムのこと。
高齢者生活支援センター	<u>地域の高齢者への総合的な支援を行う機関。</u> 本市では，*地域包括支援センターの名称を「高齢者生活支援センター」とし，市内に 4 か所設置している。
声の広報	文字による情報の入手が困難な視覚に障がいのある人に対し，広報紙等地域生活をする上で必要な情報を音訳等により定期的に提供することで情報支援を図るもの。
こくさいルーム	外国にルーツのある児童などを対象に，潮見小学校内に設置している教室の名称。主に放課後の時間を活用して，教職員やボランティア等が，対象児童に日本語指導や学習支援を行っている。また，様々な国の講師を招いての多文化交流イベントも定期的実施しており，日本人児童と外国人児童とが，共に学び合う場となっている。
国土強靱化地域計画	「国土強靱化基本法」に基づき， <u>地域が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ，施策について個別の事業も含め，重点化・優先順位付けしながら，地域の強靱化を図るための計画。</u>
こころの体温計	<u>インターネット</u> 端末を利用して，ストレス度や落ち込み度をチェックできるシステムのこと。
子ども教室	文部科学省の放課後子供教室事業として，児童の安全・安心な居場所を確保するため，小学校等を利用して，地域の方の参画も得ながら実施している事業で，校庭開放や室内での体験学習などがある。平成 27 年度（2015 年度）からの*あしやキッズスクエア事業開始後は，*あしやキッズスクエアの実施校（実施日）以外で実施。

個別避難支援計画	<u>災害が発生し、又はそのおそれが高まったときに、避難誘導等を迅速かつ的確に実施するため*災害時要援護者一人一人について、その方の状況や避難支援方法等を具体的に定めたもの。</u>
コミュニティ・スクール	小学校を学校の教育活動に支障のない範囲内において、地域住民に開放し、自主的な文化活動・スポーツ活動や地域活動を行うことを通じて、住民相互の連帯感や自治意識を高め、よりよいコミュニティの創造・発展を目的として活動しているもの。
災害時協力井戸制度	<u>災害時において、水道が長期間断水状態になった場合に備え、生活用水を確保するため、井戸水の供給に協力いただける市内の井戸所有者を登録する制度のこと。</u>
災害時における（相互）応援協定	地震等による災害時の相互応援についての協定。本市では、神戸隣接市7市1町による協定、国際特別都市建設連盟での協定、神戸市・芦屋市消防相互応援協定、兵庫県水道災害相互応援に関する協定などがある。 <u>また、民間事業者等とも災害時における物資の供給に関する協定等を交わし、迅速な応急復旧対策を行えるよう体制整備を図っているものです。</u>
災害時要援護者	乳幼児、障がいのある人、病人、高齢者、妊婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々をいう。
サイン計画	道路交通の安全と円滑を図り、公共的施設を対象に案内・誘導の機能を果たすための看板の設置について、周囲の景観との調和、既存の道路標識との関連性を考慮し、一体的に整備するための計画のこと。
サポートファイル	<u>障がい者手帳の所持に関わらず支援を必要とするかたが必要を感じた時から使用し、様々な情報をまとめたもので、保護者とともに支援者が連携を図り、途切れのない支援を行うことを目的に作成するファイル。</u>
市営住宅等大規模集約事業	老朽化により建替が必要となっている朝日ヶ丘市営住宅、朝日ヶ丘公社住宅、翠ヶ丘町22番A-1棟、南宮町市営住宅、浜町市営住宅及び西蔵町市営住宅の6団地を、効率的かつ効果的な建替や維持管理等のコスト削減のため、高浜町1番に事業用地を確保し、そこに集約建替えを行う事業。また、当該敷地内に集会所等必要な付帯施設を整備するとともに、消防高浜分署の整備及び社会福祉施設用地の確保も行っている。
ジェネリック医薬品	<u>ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品のこと。</u> 研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっている。
事業継続計画（BCP）	災害対応業務のうち優先度の高い応急業務や、非常時においても優先度の高い通常業務等の対応策についての計画のこと。
市債残高	市の借金の残高。本市では阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業に多額の費用を要したため、その財源として発行した市債残高が現在も財政運営上の大きな負担となっている。

指定管理者制度	地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。平成15年（2003年）の地方自治法改正により、これまで公共的団体（いわゆる外郭団体）に限定されていたものが、民間事業者、NPO法人などにも可能となり、施設の使用許可や料金設定の権限が与えられ、利用料を収入にすることもでき、民間等のノウハウを導入することで、効率化を目指すもの。
児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う人。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
市民後見人	一般市民による成年後見人。認知症等で判断能力が不十分になった人に親族がない場合等の理由により、一般市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。本市においては権利擁護支援センターで養成研修を行っている。
市民ひろば	「*地域ひろば」では解決が難しい全市的、広域的課題について「*地域ひろば」の出席団体と全市的な団体（社会貢献団体等）で協議を行う場で、本市では「市民ひろば」と名づけているもの。
事務事業評価	総合計画における各施策を達成するための手段である事務事業について、1年間の活動内容、経費、課題などを評価することにより、改善を図ろうとする仕組みのこと。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づいて、全国の市町村に設置されている民間団体（社会福祉法人）。地域住民が主体となって、それぞれの地域で抱えている課題や問題を解決していけるよう、公私の社会福祉事業関係者の参加協力を得て、組織的な活動・支援を行う。芦屋市社会福祉協議会は保健福祉センター内に設置。
受動喫煙	室内等の環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。
障がい者基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者相談支援事業所への後方支援や複合・困難事例への対応等を行う機関のこと。
障害者差別解消支援地域協議会	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の規定により、地域における障がい者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築する観点から設置される、国や地方公共団体などの関係機関により構成された協議会のこと。
小規模保育事業	0～2歳を対象とする市が認可する保育事業で、就労などのため保育を必要とする保護者に代わって、少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業のこと。
消費者市民	お互いの特性や多様性を尊重し、自らの消費行動が将来にわたって内外の社会、経済、環境に影響を及ぼしうることを自覚し、公正かつ持続可能な社会に主体的に参画することができ、防犯意識と犯罪予防の知識を持ち、適切な行動を実践できる市民のこと。

将来負担比率	財政規模に対する市債等の債務残高の比率。本市では阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業に際して多額の市債を発行したため、他市と比較して将来負担比率が高くなっている。
シルバー人材センター	働く意欲のある高齢者を対象に、臨時的・短期的又は軽易な業務の機会を確保し、就業を通じて、社会参加と生きがいがづくり、高齢者の能力を活かした地域づくりに寄与することを目的として設立された公益法人のこと。
スクールガードリーダー	子どもの安全を守るために、「通学路の巡回活動」、「不審者対応についての学校へのアドバイス」、「各地域で子どもを見守る」、「学校安全ボランティア」の指導等の活動を行っている警察OBや <u>教職員</u> OB等の防犯の専門家のこと。
スポーツ・フォー・エブリワン	すべての市民が豊かなスポーツライフを通して、アクティブ(主体的・活動的・健康的)で質の高い生活を実現すること。
生活困窮者自立支援プラン	「生活困窮者自立支援制度」に基づく、制度の対象者のために本人と支援関係者が共同で作成する計画のこと。本市においては、福祉センター内の「総合相談窓口」において相談に応じている。
青少年リーダー	子ども会を中心とした地域活動や野外活動など青少年の団体活動やボランティア活動に参加して、コミュニケーション能力やマネジメント能力の向上を目指す青少年のこと。
施策評価	総合計画における各施策について、1年間の活動内容、経費、課題などを成果指標等を用いて評価することにより、改善を図ろうとする仕組みのこと。
地域医療支援病院	紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じ、第一線の地域医療を担う、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有する病院として都道府県知事が個別に承認した病院のこと。
地域生活支援拠点等	相談や社会生活の体験の機会や場の確保、緊急時の受入れ・対応、人材の確保・養成や連携等の推進、地域の体制づくりを総合的に支える拠点のこと。
地域発信型ネットワーク	地域での福祉課題を早期に発見し、課題解決に向けた取り組みを進めるため、自治会等の地域住民や*民生委員、行政、専門職、関係団体による情報共有・連携強化を目的とする会議を開催したり、課題解決に向けた具体的な取組を進めるシステムのこと。事務局は芦屋市*社会福祉協議会が担う。
地域ひろば	地域課題解決の仕組みづくりとして、芦屋市自治会連合会のブロックごとに、地域の課題を解決するため、その地域に関わる団体の人たちが集まり、地域の実情を知り、解決の方策を考える場で、本市では、「地域ひろば」と名づけているもの。
地域包括ケア	要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護予防・生活支援を一体的に提供していくこと。

地域包括支援センター	主任介護支援専門員，社会福祉士，保健師等が，高齢者の総合相談支援業務をはじめ，介護予防，包括的・継続的なケアマネジメント支援業務，権利擁護業務を行う機関のこと。「高齢者生活支援センター」は，本市における地域包括支援センターの愛称。
地域密着型サービス	高齢者が身近な地域での生活が継続できるよう，平成18年（2006年）の介護保険制度改正によって創設された介護保険サービスのこと。本サービスは，市町村が介護サービス事業者の指定や指導・監督を行うとともに，日常生活圏域ごとに必要な整備量を調整（計画量を超える場合，市町村は指定を拒否することが可能），原則としてその市町村の住民のみが利用でき，地域の実情に応じた基準や介護報酬の設定が可能。
地域見守りネット事業	新聞や郵便など一般家庭に出入りする機会のある業者や地域住民がよく利用するスーパーやコンビニ等が市と協定を締結又は社会福祉協議会に協力事業者として登録し，民間企業による見守り活動を行うネットワークのこと。
地区計画	都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に，きめ細かな計画（土地利用，施設の配置，規模，建築物の用途，形態等）を定める制度のこと。地区特性にふさわしい態様を整えた良好な環境の街区を整備し保全するために定められる。
知の循環型社会	<u>個々の学習成果が社会に還元，活用され，市民の生きがいや更なる学習意欲につながり，学習する人が増え広がるというプラスの循環が仕組みとして出来上がった社会。</u>
チャレンジド雇用	障がいのある人（知的障がい，精神障がい，発達障がい）を対象に短期間，市役所において臨時的任用職員として雇用し，そこでの業務の経験を踏まえ，ハローワーク等を通じ一般企業等への就職へつないでいく取組のこと。
中間支援団体	市民活動団体のネットワークの拠点として市民と市民または組織をつなぎ，相談や情報提供，人材育成などの支援をする役割を担う団体・組織のこと。
チューター	算数，数学における児童生徒の学力向上，基礎基本の定着を図るため各小・中学校に1名ずつ配置している教員免許を持つ職員のこと。学習が遅れがちな児童生徒を中心に，授業の中での補助や，放課後の個別学習における支援を行っている。
長期優良住宅	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づき，長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅について，その建築及び維持保全に関する計画の認定を受けたもの。
適応教室	芦屋市立打出教育文化センター内に設置されている。不登校または不登校傾向にある児童生徒に対し，個に応じた教育相談や適応指導，保護者への支援を行う教室のこと。学習支援やレクリエーション，体験活動等，様々な活動プログラムにより，関係児童生徒の学校復帰を支援している。
出前講座	市内の事業所や各団体・グループを対象に，希望に応じて市職員を講師として派遣し，職務を通じて得た専門知識を分かりやすく説明する制度のこと。

統合型発信地表示システム	固定電話からの 119 番通報の通知位置を通知する「新発信地表示システム」と携帯・IP 電話からの 119 番通報の通報位置を通知する「位置情報通知システム」を統合したシステムのこと。
特定優良賃貸住宅	民間の土地の所有者等が、取得した賃貸住宅を、市が 20 年間管理し、家賃の一部を一定期間補助することにより、中堅所得者層に対して家賃負担を軽減して供給する優良な賃貸住宅のこと。
特別支援教育センター	障がいのある子どもに対する教育的支援の拠点で、保健福祉センター内にある。専任の指導員を配置し、学校園や保護者等への相談、支援を行っている。
土地開発公社	公有地の拡大推進に関する法律に基づき、昭和 48 年（1973 年）4 月 2 日に公共用地等の取得、管理、処分等を行う事により、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、芦屋市が全額出資して設立した団体。平成 26 年（2014 年）1 月 17 日に兵庫県知事の認可により解散。
トライやる・ウィーク	学校・家庭・地域の三者が連携して、中学生の心の教育の充実を図ることを目的として実施する事業で、中学校 2 年生が、学校を離れて地域のボランティアの指導のもと、職場体験、福祉体験、勤労生産活動など、5 日間、様々な体験活動を行っているもの。
認知症サポーター	行政機関が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で支援する応援者をいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。
認定救急救命士	一定の各項目の教育・課程を修了し、都道府県メディカルコントロール協議会から認定を受けた*救急救命士のこと。医師の指示のもと「気管挿管」「薬剤投与（アドレナリン）」「ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管」「薬剤投与（ブドウ糖溶液）」「心肺機能停止状態でない傷病者に対する静脈路の確保」の行為を行える。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設のこと。0～2 歳の子どもについては、保護者の就労などのために保育を必要とする乳児または幼児を保護者に代わって保育を行い、3～5 歳の子どもについては、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一緒に行う。
パイプライン施設	パイプライン施設は、 <u>投入可能な燃やすごみ</u> を投入口が設置された地域から <u>空気輸送により、輸送管</u> で環境処理センターまで運搬する装置のこと。
はしご車架梯状況調査	はしご付消防ポンプ自動車は、中高層建築物の火災等において消防活動等を行うために必要な通路、すえ付け空地の位置、構造及び空間等の調査のこと。
花と緑のコンクール	個人の庭やコミュニティ花壇等で年間を通して育てられている花や緑の写真を募集し、園芸専門員等による審査の結果、優秀な活動に対して表彰している事業。
パブリックコメント	市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え及び結果を公表する手続のこと。

非核平和都市宣言	世界中に核兵器が増え続け、1980年代に核戦争の危機が叫ばれる中、核兵器の廃絶を訴えるとともに、国是である非核三原則（作らず・持たず・持ち込ませず）の厳守を強く求め、1985年（昭和60年）10月15日に市議会が決議したもの。市は、この宣言の趣旨を踏まえ、毎年、平和関連事業を実施している。
病児・病後児保育	病気や病気回復期の <u>生後6か月から小学校6年生までの</u> 子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、一時的に子どもを預かる事業。
ファミリー・サポート・センター	地域での子育て支援の輪を広げることを目的として、子育ての援助をしたい人（協力会員）と子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）とがお互いに助け合いながら育児の相互援助活動をする会員制の組織のこと。
フェニックス共済	「兵庫県住宅再建共済制度」のこと。兵庫県が、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国に先駆けて住宅再建共済制度を平成17年(2005年)9月からスタートしたもので、平常時から資金を寄せ合うことにより、災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援する制度となっている。
福祉推進委員	*社会福祉協議会から委嘱された地域福祉を推進する活動を行う人。主には、日頃の暮らしの中で町内の方と交流を持ったり、支援が必要な方を把握したりと地域の特性に応じた活動を行っている。
プラント	下水処理場やごみ焼却場などの関係設備、施設等のこと。
ふるさと寄附金	ふるさとや特定の自治体を応援したい・貢献したいといった納税者の思いを実現するため、納税者が地方公共団体に寄附をされた場合、その一定限度までを所得税と合わせ個人住民税から軽減する寄附金税制のこと。 地方への税源移譲の効果と同時に、地方経済の活性化につながることも期待されており、平成27年（2015年）4月からは、寄附金控除限度額の引き上げや申告手続の簡素化など、制度の拡充がなされた。
プロジェクトチーム制度	庁内の既存組織横断的な行政課題の実施に向けての計画立案等を行うため庁内に設置する組織のこと。
平和首長会議	昭和57年（1982年）6月に開催された国連軍縮特別総会において、広島市長が「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱したことを契機に設立された組織。設立以来、世界の都市と連帯し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続け、平成27年（2015年）6月現在160の国・地域から6,706の都市（自治体）が加盟している。
放課後児童健全育成事業	厚生労働省の事業。保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する事業。 <u>市が実施する事業</u> では、「留守家庭児童会事業」として、平成27年度（2015年度）に全小学校で12学級を開設している。
防犯協会	防犯知識の普及、安全な地域環境づくり、少年の健全育成、覚せい剤等薬物乱用の防止、高齢者の防犯対策、悪質商法の被害防止、暴力の追放、風俗環境の浄化などの防犯活動を推進し、犯罪や暴力・非行のない安全で明るく住みよい地域社会づくりに寄与することを目的としたボランティア組織のこと。

保護樹	「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」第35条に規定するまちの美観風致を維持するために保護を図ることが必要と認める樹木のこと。
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意向、資格取得への取組等について状況把握を行い、自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所と連携して個々のケースに応じた支援メニューを選定及び実施につなげる事業。
本人通知制度	<p><u>本人等の代理人や第三者に、住民票の写しや戸籍抄本などの証明書を交付した場合に、事前に登録をされた方に対して、証明書を交付した事実を通知する制度。</u></p> <p><u>この制度は、結婚差別や就職差別につながる不正な身元調査に使用するために住民票や戸籍謄抄本を取得した場合に、不正取得が発覚しやすくなることにより不正請求を抑止し、人権擁護につながることを目的としている。</u></p> <p><u>本市では平成26年(2014年)7月から導入。</u></p>
マイナンバー制度	<p>住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される制度。</p> <p>平成27年(2015年)10月よりマイナンバーの付番が始まり、平成28年(2016年)1月より社会保障、税、災害対策の分野のうち法律等で定められた事務についてマイナンバーの利用が開始される。</p>
まちづくり協定	まちづくり協議会等に代表されるまちづくり活動団体が、地域のまちづくりにおいて、主に建築に係る内容について遵守されるべき事項を定めたもの。申請によって市長の認定を受けることができる。
まちづくり防犯グループ	「地域の安全は地域自らが守る」との志から結成され、防犯パトロールや子ども見守り活動などの防犯活動や、まちの美化活動など安全で快適な暮らしの実現を目指した活動をされている、市民による自発的な地域防犯組織のこと。
まちづくり連絡協議会	まちづくり協議会での活動によって得られた経験や知識を活かし、地域や市全体のまちづくりに寄与するための活動を目的とした、各地域から選出された複数の委員によって構成される協議会のこと。
緑の保全地区	本市全体の緑の保全と緑の推進を図るために定められた「緑の基本計画」における芦屋らしい緑を守る施策として、まちの美観風致上その緑の環境を保全することが必要な地区として指定している地区のこと。
民生委員	民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、地域において、住民の社会福祉に関する相談に応じ、必要な支援を行う人のこと。また、児童福祉法により「児童委員」を兼ねている。
むこねっと患者情報共有システム	<p>平成21年度(2009年度)より兵庫県地域医療再生計画事業で構築された阪神間7市1町を対象とした医療連携システムで二次救急システム、患者情報共有システム等のシステムから構成されるもの。</p> <p>患者情報共有システムは、当該病院と他の医療機関の間に、セキュリティを確保したネットワークを構築し、当該病院の電子カルテシステムに保管されている患者の診療情報を他の医療機関で閲覧できるシステム。</p>

持ち去り防止パトロール	「芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」で、行政回収のごみステーションと集団回収の集積場所からの再生資源（紙類，缶，瓶，ペットボトル）を持ち去る行為を禁止しており，再生資源を回収する日の朝にパトロールを実施して，違反者の取締りを行うもの。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い，老若男女といった差異，障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。
要保護児童対策地域協議会	児童虐待や非行など0歳から18歳未満の子どものその家庭にかかわる問題や養育支援が必要な妊婦などについて，法律に基づき，関係機関などの連携により <u>適切な支援を図る</u> 組織のこと。
ライトダウンキャンペーン	地球温暖化防止のため，期間を定めてライトアップ施設や家庭の照明を消す運動のこと。環境省では，平成15年（2003年）から毎年初夏に実施し，6月21日から7月7日の間，「CO2削減／ライトダウンキャンペーン」を実施。6月21日（夏至の日）と7月7日（クールアース・デー）両日の夜8時から10時までの2時間を特別実施日として設定し，全国のライトアップ施設や各家庭の照明の一斉消灯を呼び掛けている。
理科推進員	小学校5，6年生の理科の授業において，観察・実験等における準備や片付け等で <u>教職員</u> の支援を行い，理科学習の充実・活性化を図ることを目的に，各小学校に1名ずつ配置している人。
緑被率	市域において，都市公園，樹木・樹林，草地・芝生地，河川・池沼，農地等が占める割合のこと。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和の意味で，一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き，仕事上の責任を果たすとともに，家庭や地域生活などにおいても，子育て期，中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。
ワークショップ	市の施策の策定に当たり，一定の案を集約するため，市民が参加し，各種共同作業等を行い，施策について議論する方法のこと。
若者相談センター「アサガオ」	社会生活を円滑に営む上で，ひきこもり，ニート，不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族の自立や支援を行うための若者相談窓口のこと。

